

名古屋市男女平等参画基本計画 2020 推進状況報告書

令和2年度事業実績
男女平等参画白書(令和3年度版)

名 古 屋 市

はじめに

名古屋市では、男女共同参画社会の実現のために、女性と男性の平等とあらゆる分野への参画を推進することによって、安心して暮らせる活気のあるまち、なごやをつくることを決意し、平成14年4月に「男女平等参画推進なごや条例」を制定しました。

この条例の目的を達成するため、条例第8条に基づく平等参画の推進に関する基本的な計画として、平成28年3月に「男女平等参画基本計画2020」（平成28年度～令和2年度）を策定しました。

本書は、基本計画2020の計画期間が満了したことから5年間の総括と、令和2年度に取り組んだ施策の実施状況、名古屋市における男女平等参画の状況をまとめさせていただいたものです。

男女共同参画社会の実現は、行政の努力はもちろん、市民、団体、企業、関係機関の皆様のご理解とそれぞれの分野での主体的取り組み、連携があって達成されるものです。今後も引き続き、男女共同参画社会の実現をめざし、この基本計画の着実な推進を図ってまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年1月
名古屋市スポーツ市民局

I 基本計画2020の概要

1	策定の経緯	3
2	基本的な考え方	3
3	基本計画の目標	5
4	基本計画の体系	6
5	基本計画の全体像	7
6	基本計画の推進体制	8
7	基本計画の進行管理・評価	9

II 令和2年度事業実績

1	男女平等参画基本計画2020 成果指標の状況	13
2	男女平等参画審議会からの意見	15
3	事業実績	
目標1	性別にかかわる人権侵害の解消	21
目標2	男女平等参画推進のための意識変革	28
目標3	方針決定過程への女性の参画	33
目標4	雇用等における男女平等	35
目標5	家庭・地域における男女の自立と平等参画	38

III 男女平等参画白書（令和3年度版）

1	社会全体の状況	43
2	目標1 性別にかかわる人権侵害の解消	47
3	目標2 男女平等参画推進のための意識変革	56
4	目標3 方針決定過程への女性の参画	59
5	目標4 雇用等における男女平等	62
6	目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画	68

資料

・	男女平等参画に関する年表	73
	市民意見募集	75

I 基本計画 2020 の概要

- 1 策定の経緯
- 2 基本的な考え方
- 3 基本計画の目標
- 4 基本計画の体系
- 5 基本計画の全体像
- 6 基本計画の推進体制
- 7 基本計画の進行管理・評価

I 基本計画2020の概要

1 策定の経緯

名古屋市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、男女共同参画社会基本法（平成11年施行。以下「基本法」という。）に基づく市町村男女共同参画計画として、また、平成13年に策定した「男女共同参画プラン21」を継承する形で、平成23年3月に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」（以下「基本計画2015」という。）を策定し、その推進を図ってきました。

基本計画2015の計画期間が平成27年度で満了することから、平成27年4月に、名古屋市男女平等参画審議会に対し、男女平等参画の推進に関する基本計画に位置づける、次期「男女平等参画基本計画」の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等について諮問しました。

平成27年11月に、同審議会から答申を受けましたので、この答申を踏まえて、「名古屋市男女平等参画基本計画2020」（以下「基本計画2020」という。）を策定しました。

2 基本的な考え方

（1）目的及び基本理念

基本計画2020は、基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目的として、男女平等参画推進なごや条例（平成14年施行。以下「条例」という。）に掲げる基本理念にのっとり、男女平等参画に関する推進施策を総合的かつ計画的に実施するために策定したものです。

男女平等参画推進なごや条例に定める6つの基本理念（同条例第2条から抜粋）

- ① 女性と男性の人権を尊重すること
- ② 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- ③ 固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- ④ 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- ⑤ 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重され、生涯にわたって健康に生活できること
- ⑥ 国際的な取組を理解し、協調を図ること

(2) 計画の位置づけ

- 条例第 8 条において、定めなければならないと規定されている「男女平等参画の推進に関する基本計画」
- 基本法第 14 条第 3 項において、定めるよう努めることと規定されている「市町村男女共同参画計画」
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 22 項（平成 27 年施行。以下「女性活躍推進法」という。）において、定めるよう努めることと規定されている「市町村推進計画」（基本計画 2020 における目標 3 から目標 5）

(3) 計画期間

平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度（5 年間）

3 基本計画の目標

名古屋市における男女平等参画に関する現状データや基本計画 2015 の取組状況から、市民全体の性別役割分担意識の変革は大きく進んでおらず、意識変革の遅れが DV 被害や労働における男女格差、女性ゆえ男性ゆえの生きづらさを生み出していると思われます。また、さまざまな場面での方針決定過程への女性の参画等は徐々に進んでいるものの、対等な関係性の構築には至っていません。そのため、基本計画 2020 においても基本的な方向性として、基本計画 2015 の体系をおおむね継続していくものと考え、基本計画 2020 では次の 5 つの目標とします。

【5つの目標】

- 目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消
- 目標 2 男女平等参画推進のための意識変革
- 目標 3 方針決定過程への女性の参画
- 目標 4 雇用等における男女平等
- 目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

4 基本計画の体系

目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

方針	① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援
	③ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の尊重
	④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発
	⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援
	⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進

目標 2 男女平等参画推進のための意識変革

方針	⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発
	⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進
	⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進
	⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供

目標 3 方針決定過程への女性の参画

方針	⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信
	⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進
	⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進

目標 4 雇用等における男女平等

方針	⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発
	⑮ 女性の職業能力開発と就業支援
	⑯ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援

目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

方針	⑰ 男性の家事・育児・介護等への参画促進
	⑱ 地域活動における男女平等参画の促進
	⑲ 高齢期における男女の生活の自立
	⑳ 防災における男女平等参画の促進

5 基本計画の全体像

男女共同参画社会の実現

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、
性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会

男女平等参画基本計画2020

<計画の体系>

- 目標1 性別にかかわる人権侵害の解消
(6方針、28事業、2成果指標)
- 目標2 男女平等参画推進のための意識変革
(4方針、14事業、2成果指標)
- 目標3 方針決定過程への女性の参画
(3方針、8事業、3成果指標)
- 目標4 雇用等における男女平等
(3方針、17事業、4成果指標)
- 目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画
(4方針、12事業、2成果指標)

5目標

20方針

79事業

男女平等参画推進なごや条例

男女共同参画社会基本法に定める
「市町村男女共同参画計画」

女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律に定める「市町村推進計画」

他の関連計画と整合を図る

- 名古屋市総合計画 2018
- 配偶者からの暴力防止及び被害者支援
基本計画（第3次）
- なごや子ども・子育てわくわくプラン 2015
- 新なごや人権施策推進プラン 等

6 基本計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

男女平等参画施策の推進機関である副市長をトップとした「男女平等参画推進協議会」において、施策の推進に向けた全庁的な取組を図ります。

また、さまざまな分野の市民や団体から構成される「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」においても情報交換や連携した取組がすすめられてきましたが、計画の実効性の確保に向けて、市民、事業者、団体等それぞれの主体的かつ積極的な推進とともに、これまで以上に互いの連携体制を強化した取組を重ねていきます。

(2) 拠点施設の機能拡充

男女平等参画施策の推進拠点として、平成15年に男女平等参画推進センターを開設し、情報提供・交流事業・講座や相談事業等を総合的に実施しています。平成26年度には男女平等参画と女性教育にかかる事業及び運営を一体的に行うために女性会館へ移転し、「イーブルなごや」という共通愛称のもと、さまざまな連携した取組を効果的に実施しています。

今後も定期講座や市民交流事業の開催などを通じて若年層も含めた幅広い市民や、市民団体等の利用・交流につなげていくことが、男女共同参画社会の実現に大きく寄与していくものと考えます。男女平等参画推進センターにおける事業展開にあたっては、女性会館と連携した実効性ある充実した事業実施に努めるとともに、雇用等の分野における女性の活躍や、ワーク・ライフ・バランスの推進のため、市の中小企業振興センターなどの関係機関との連携を強化することで拠点機能の拡充を図ります。

7 基本計画の進行管理・評価

(1) 成果指標の設定

計画の推進状況を把握するため、目標ごとに成果指標とその目標値を設け、毎年度、成果指標の達成状況を把握します。

(2) 年次報告の公表と進捗状況の評価

条例第 9 条に基づき、毎年度、男女平等参画の推進状況、推進施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表します。

あわせて、公表後、市民及び事業者の意見を反映させた評価を行い、その結果を推進施策に反映するよう努めます。

(3) 男女平等参画審議会による調査審議

条例第 22 条に基づく市長の附属機関として、市長の諮問に応じて、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。

また、推進施策の実施状況、成果指標の達成状況等について、計画の推進状況を評価し、必要に応じて、市長に対して意見を述べます。

Ⅱ 令和２年度事業実績

1 成果指標の状況

2 男女平等参画審議会からの意見

3 事業実績

目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

目標 2 男女平等参画推進のための意識変革

目標 3 方針決定過程への女性の参画

目標 4 雇用等における男女平等

目標 5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

男女平等参画基本計画2020 成果指標の状況

目標1 性別にかかわる人権侵害の解消

成果指標	計画策定時	28年度	29年度	30年度	令和元年度	現状値	目標値
DVを人権侵害と認識する人の割合	87.0% (H26年度)	87.7% (H29年4月)	85.2% (H30年4月)	88.2% (H31年3月)	93.8% (R2年4月)	93.9% (R3年4月)	91% (R2年度)
「デートDV」という言葉の認知度	46.8% (H26年度)	—	—	—	43.9% (R元年度)	43.9% (R元年度)	55% (R元年度)

目標2 男女平等参画推進のための意識変革

成果指標	計画策定時	28年度	29年度	30年度	令和元年度	現状値	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (H26年度)	60.0% (H29年4月)	57.7% (H30年4月)	55.6% (H31年3月)	58.0% (R2年4月)	61.6% (R3年4月)	100% (R2年度)
イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数	294,902人 (H26年度)	310,273人 (H28年度)	312,888人 (H29年度)	246,146人 (H30年度)	238,172人 (R元年度)	117,115人 (R2年度)	330,000人 (R2年度)

※H30.7.2～R元.5.31の期間でホール改修工事を実施。R2.3.2～5.31新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館。

目標3 方針決定過程への女性の参画

成果指標	計画策定時	28年度	29年度	30年度	令和元年度	現状値	目標値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (H27年4月)	36.2% (H29年4月)	36.3% (H30年4月)	35.3% (H31年4月)	35.1% (R2年4月)	35.6% (R3年4月)	40%以上 60%以下 (R2年度)
市職員の女性管理職員数（行政職）	7.3% (H27年4月)	7.5% (H29年4月)	7.9% (H30年4月)	8.7% (H31年4月)	9.0% (R2年4月)	9.0% (R2年4月)	10% (R2年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	13.9% (H27年4月)	15.1% (H29年4月)	15.4% (H30年4月)	16.4% (H31年4月)	17.8% (R2年4月)	17.8% (R2年4月)	15% (R2年4月)

目標4 雇用等における男女平等

成果指標	計画策定時	28年度	29年度	30年度	令和元年度	現状値	目標値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (H26年度)	35.2% (H29年4月)	33.1% (H30年4月)	34.1% (H31年3月)	39.3% (R2年4月)	37.0% (R3年4月)	39% (R2年度)
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56社 (H26年度)	73社 (H29年4月)	115社 (H30年3月)	138社 (H31年3月)	155社 (R元年度)	175社 (R2年度)	130社 (R2年度)
子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	136社 (H26年度)	163社 (H28年度)	187社 (H29年度)	201社 (H30年度)	213社 (R元年度)	227社 (R2年度)	180社 (R2年度)
市男性職員育児休業取得率	4.3% (H26年度)	6.3% (H28年度)	7.6% (H29年度)	10.0% (H30年度)	14.2% (R元年度)	14.2% (R元年度)	10% (R元年度)

目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

成果指標	計画策定時	28年度	29年度	30年度	令和元年度	現状値	目標値
平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (H26年度)	—	—	—	24.9% (R元年度)	24.9% (R元年度)	40% (R元年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	14.7% (H26年度)	16.3% (H28年度)	—	17.1% (H30年度)	—	18.1% (R2年度)	17% (R2年度)

※下線は、目標値を達成しているもの

2 「男女平等参画基本計画 2020」平成 28～令和 2 年度の推進状況の評価に関する 男女平等参画審議会からの意見

名古屋市は、平成 28 年 3 月に策定した「男女平等参画基本計画 2020」（計画期間：平成 28 年度から令和 2 年度）に基づき、市民の誰もが性別にかかわらず安心して豊かに暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして男女平等参画施策を推進してきました。

基本計画 2020 の計画期間が満了したことから、基本計画 2020 に基づく平成 28 年度から令和 2 年度の名古屋市の取組みについて名古屋市男女平等参画審議会において総括評価を行いましたので、以下の意見を表します。

目標ごとの評価に関する意見

目標 1 「性別にかかわる人権侵害の解消」

誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
DV を人権侵害と認識する人の割合	87.0% (H26 年度)	91% (R2 年度)	<u>93.9%</u> <u>(R2 年度)</u>
「デート DV」という言葉の認知度	46.8% (H26 年度)	55% (R 元年度)	43.9% (R 元年度)

※下線は、目標値を達成しているもの

【目標 1 に関する審議会からの意見】

性別にかかわる人権侵害の解消のためには、情報伝達の内容と情報発信の方法を工夫しつつ、一層の啓発活動を進めることが求められます。

○配偶者以外の交際相手などの関係性においても DV が起こりうるという理解を促進し、広く性暴力が人権侵害であるとする意識啓発を継続して進めることが必要である。特にデート DV については、問題の当事者となる可能性の高い若年層を中心に継続して取り組むことが重要である。

○多様な生き方に対する理解促進のための取組みに加え、セクシュアル・マイノリティについてはパートナーシップ制度の導入に向けて前向きに検討していくことが求められる。

○SNS を活用するなどした新たなアプローチ方法による情報発信が求められる。

目標 2 「男女平等参画推進のための意識変革」

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (H26 年度)	100% (R2 年度)	61.6% (R2 年度)
イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の年間来館者数	294,902 人 (H26 年度)	330,000 人 (R2 年度)	117,115 人 (R2 年度)※

※令和 2 年 3 月～5 月は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館

【目標 2 に関する審議会からの意見】

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人の割合が賛成する人の割合を上回り、市民の意識が変化したことは評価できますが、全国と比較すると、まだまだ反対する人の割合が低く、さらなる取組みが必要です。

○男女共同参画については「ジェンダー平等」など様々な言葉が使われているが、引き続きその理念を丁寧にわかりやすく発信することにより、市民の一層の意識向上を図ることが重要である。

○イーブルなごやの事業についてはオンライン開催の活用も必要となる。

○SNS を活用するなどした新たなアプローチ方法による情報発信が求められる。

目標3「方針決定過程への女性の参画」

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (H27 年 4 月)	40%以上 60%以下 (R2 年度)	35.6% (R3 年 4 月)
市職員の女性管理職員の割合（行政職）	7.3% (H27 年 4 月)	10% (R2 年 4 月)	9.0% (R2 年 4 月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合	13.9% (H27 年 4 月)	15% (R2 年 4 月)	<u>17.8%</u> <u>(R2 年 4 月)</u>

※下線は、目標値を達成しているもの

【目標3に関する審議会からの意見】

方針決定過程への女性の参画を進めるため、市議会、市職員、市民を含め社会全体で意識の向上に努めることに加えて、市が率先して女性登用を行っていくことが求められます。

○審議会等への女性登用率を向上させるため、特定の職にあるものを審議会等委員としている場合はその運用を見直すことや、委員を公募するなど、選定方法を見直すことが必要である。

○市の女性管理職については、早い段階でのキャリア形成についての意識を高める働きかけや、職場環境の整備等の取組みを継続するとともに、女性管理職の割合が高い他の自治体や民間の好事例を積極的に取り入れることが求められる。

目標 4 「雇用等における男女平等」

男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (H26 年度)	39% (R2 年度)	37.0% (R2 年度)
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56 社 (H26 年度)	130 社 (R2 年度)	<u>175 社</u> <u>(R2 年度)</u>
子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	136 社 (H26 年度)	180 社 (R2 年度)	<u>227 社</u> <u>(R2 年度)</u>
市男性職員の育児休業取得率	4.3% (H26 年度)	10% (R 元年度)	<u>14.2%</u> <u>(R 元年度)</u>

※下線は、目標値を達成しているもの

【目標 4 に関する審議会からの意見】

「仕事と生活のバランス」に関する指標以外の 3 つの指標が目標値を超えたことは評価できます。今後もすべての指標についてより高い数値を目指し、雇用等の場における男女平等を実効化していくことが求められます。

○仕事と生活のバランスのとれた生活を実現するためには、社会における固定的な性別役割分担の意識を払拭し、働き方の認識を変革することが必要である。それに加え、性別にかかわらず、育児や介護と仕事の両立を可能とする制度の実質的な活用を促進する取組みが必要である。

○「女性の活躍推進および子育て支援に取り組んでいる企業数」は、市の事業所数からみるとまだ少ないため、さらに増加のための取組みが求められる。

○市の男性職員の育児休業や介護休業の取得が当たり前となる環境づくりを早急に進める必要がある。

目標 5 「家庭・地域における男女の自立と平等参画」

家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている
社会の実現をめざします

成果指標	計画策定時	目標値	現状値
平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (H26 年度)	40% (R 元年度)	24.9% (R 元年度)
地域活動の委員（区政協力委員・災害対策委員）の女性比率	14.7% (H26 年度)	17% (R2 年度)	<u>18.1%</u> <u>(R2 年度)</u>

※下線は、目標値を達成しているもの

【目標 5 に関する審議会からの意見】

「平日 1 時間以上家事を行う有職男性の割合」が、計画策定時より低下し、目標値を大きく下回っています。性別役割分担に対する意識は徐々に変化してきているものの、実際の生活においてはまだ多くの課題があることを十分に認識して施策を進める必要があります。

○女性活躍と男性の家事・育児や介護への参画は車の両輪であるため、双方の促進を同時に実現する方策が求められる。

○男性の家事・育児、介護への参画が当たり前になるよう、意識改革を進める施策に一層積極的に取り組むとともに、地域活動の役割や意義についても広く明示し、市民の関心を高めることが求められる。さらには、子育てをしている割合が高い 30 歳代から 40 歳代の男性は長時間労働をしている割合も高いことから、長時間労働や働き方を改善するよう企業への働きかけも必要である。

○地域活動への意思決定にかかわる女性の参画をなお一層進める必要がある。

計画全体に係る意見

【計画全体に関する審議会からの意見】

成果指標の状況から、男女共同参画社会の実現に向け、少しずつ成果がみられていることが確認できましたが、まだ、名古屋市のめざす男女平等参画を実現するには至っていません。今後は、市職員や市民の意識の変革を促すため、令和3年3月に策定された基本計画2025に基づき、発信する情報の内容を吟味し、情報発信の手段を工夫するなどして、実効性のある取組みを着実に実施していくことが必要です。特に、コロナ禍で女性の問題がより深刻化していることから、全庁的にジェンダーの視点を取り入れて施策を進めていくことが強く望まれます。

また、成果指標については、単に言葉の認知度などの数値の把握にとどまらず、市民の意識や実際の生活の変化を把握できる新たな指標の作成に向けての検討を継続的に進めることが重要だと考えます。

3 事業実績

<目標1>性別にかかわる人権侵害の解消

1-① 性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発				
事業	令和2年度の事業実績		【実績値】	所管局
1	男女の人権を尊重するための啓発事業	○男女の人権が尊重され、暴力を許さない社会づくりをすすめるための事業を実施 定期講座「自分も相手も大切にしよう」始め ・講座数：8講座 15回 ・参加者：191人（女性169人、男性22人）	15回 191人	スポーツ市民局
		○なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）において男女の人権を始めとして様々な人権分野に関する啓発を実施	実施	スポーツ市民局
		○講座、事業等の開催（女性会館） 主催講座事業 男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントにつながる学習機会を提供。また、生涯学習者の一人として自分らしく生きるために、生活の中の課題をさぐりながらその課題を認識するとともに、課題解決に向けて、主体的な力を身につけるための系統的・継続的な自主学習につながる契機として講座を開催。 主催講座 「ワタシとつながる社会」 「これからの男女共同参画 これからのワタシ」 ・開催日：令和3年2月9日（火） ・講師：梶山女学園大学教授 東 珠実 ・学習者：女性4人、男性1人 主催講座「小さな気付き大きな一歩～女性に関わる人権問題から考える～」 ・開催期間：令和3年2月8日～3月8日 全5回 ・講師：Thrive代表 満井 佳奈 他 ・学習者：女性14人、男性6人	2講座 25人 延べ71人	教育委員会
		○講座、事業等の開催（各区生涯学習センター）	講座等事業数6	各区／教育委員会
2	女性のための総合相談（電話・面接・専門相談等）【重点】	○イーブルなごや相談室「女性のための総合相談」の実施 ・総合相談窓口（イーブルなごや相談室）の運営 男女平等参画推進センターにおいて、女性のための相談窓口を運営 相談総件数 3,814件（うちDV754件） ・電話相談：3,516件 相談時間：月火金土日 10時～16時 水のみ 10時～13時、18時～20時 ・面接相談：203件 電話で相談ののち、必要に応じて実施 ・メール相談：7件 ・専門相談：88件 法律相談：女性への人権侵害相談（金曜日）、女性弁護士による一般相談（土曜日） こころとからだの相談 精神科医などによる相談（月1回程度） カウンセリング事業	相談件数 3,814件	スポーツ市民局
		○イーブルなごや相談室専門相談員の研修（相談員のメンタルケア対策を含む）を実施	12回	スポーツ市民局
		○相談窓口の周知	実施	スポーツ市民局
3	男性のための相談事業【重点】	○名古屋男性相談の実施 家族や仕事、人間関係等について悩みや生きづらさを解消するための相談 ・電話相談 相談時間 毎週水曜日 18時から20時、第4日曜日 10時から正午 ・面接相談 第4木曜日 18時から20時（電話で相談ののち、必要に応じて実施） ○男性セミナーの実施 男性が抱える悩みを解消するための学びの機会を提供 ・開催日時：令和3年2月27日（土） ・内容：お父さん向け料理を通して家族を考える！／Vパッと料理教室 ～子どもが食べられるスパイスカレーを作ろう～ ・受講者：14名	相談件数 155件	スポーツ市民局
4	セクシュアル・ハラスメント等の防止対策	○名古屋職員を対象としたハラスメント等相談員研修の実施 セクシュアルハラスメントに加え、パワーハラスメントや妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント等に関する相談にあたって、相談員としての基本的役割及び実務を理解するための研修を実施。 ・実施形式：eラーニング ・実施期間：令和2年5月18日（月）～同年6月11日（木） ・対象：令和2年度に新たに選任されたハラスメント相談員等 ・受講対象者：120人 ・内容 （1）ハラスメント防止の取り組みについて （2）ハラスメント相談時の対応について （3）相談員の心構えと対応について ○ハラスメント講演会 ハラスメントに対する正しい理解と認識を深めるための講習会を実施した。 ・開催日：令和2年8月5日（水） ・対象：課長級、係長級、昇任待機者 ・受講対象者：204人	ハラスメント等 相談員研修 120人 ハラスメント講演会 204人	総務局
		○市役所における内部相談員、外部相談員の設置 ・内部相談員：合計208人 局等相談員：200人 市相談員：8人 ・外部相談員 弁護士：2人	3件	総務局
		○企業向け研修の実施（男女平等参画推進センター） ・講座数：2講座2回 ・受講者：23人（女性11人、男性12人）	2講座 23人	スポーツ市民局
		○市立大学におけるハラスメント防止対策（啓発、研修会等） ・ホームページやポスターによる周知・啓発活動の継続 ・毎年行っている全学を対象としたハラスメント研修会に加え、新たに階層別（管理職向け）のハラスメント研修を計画し、実施。 ・関連法の施行にあわせた啓発活動の実施	理事長によるハラスメント撲滅宣言の発出、ハラスメント防止ポスター配布 ハラスメント予防委員会を開催 ハラスメント相談員向け研修 受講者 21名	総務局

			階層別（管理職向け）ハラスメント研修 受講者 119 名 全学対象ハラスメント研修 受講者 115 名	
		○市立大学におけるハラスメント相談窓口の設置、周知 ・各研究科及び学外カウンセラー等、相談員の設置を継続実施 ・教職員・学生に相談窓口一覧をホームページに掲載・ポスターを配布 ・新入生に対しては学生生活の手引きを配布し、相談窓口の周知を継続実施	相談員 21 名配置 ハラスメント相談ポスターの配布	総務局

1-② 配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援				
事業		令和 2 年度の事業実績	【実績値】	所管局
5	DV根絶のための意識啓発事業 【重点】	○DV防止啓発カード等の配布（市内の市関係施設、高校、大学等） ○デートDVカード「恋するふたりのために」の配布（市内の市関係施設、高校、大学等） ・市内の市関係施設、高校、大学等で配布 ・研修資料として使用	実施	スポーツ市民局
		○DV根絶のための講演会・セミナー・展示の実施 ・講演会、セミナーを実施 「DV理解と心のセルフケア講座」始め ・講座数：7 講座 12 回 ・参加者：184 人	12 回 184 人	スポーツ市民局
		○女性に対する暴力をなくす運動（パープルリボンキャンペーン） ・パープルリボンキャンペーンの実施 ライトアップ 東山スカイタワー11 月 12 日（木）～25 日（水） ○「Stop the DV & 児童虐待」コラボ事業 ・コラボリボンツリーの設置 ・コラボバッジの職員配布 ・コラボポスターの掲示（市内公所、高校、大学、医療機関等）	実施	スポーツ市民局
		○DV根絶のための意識啓発事業	—	子ども青少年局
6	デートDV防止のための意識啓発事業 【重点】	○若年層向けデートDVハンドブック等の配布・活用 ・市立高校 1 年生・保護者を対象にハンドブックを配布 ・出張講座資料として活用	実施	スポーツ市民局
		○デートDV根絶に関する講演会、セミナー等の実施 デートDV根絶に関する講座を開催（男女平等参画推進センター） ・講座数：2 講座 4 回 ・参加者：81 人（女性 77 人、男性 4 人） イーブルなごや相談室による出張講座の実施 ・開催回数：2 回 ・参加者：377 人	講座 4 回 81 人 出張講座 2 回 377 人	スポーツ市民局
		○若年層向けデートDVハンドブック等の配布・活用	実施	教育委員会
7	DV被害者への相談・支援 【重点】	○名古屋市配偶者暴力相談支援センター等 ・相談業務の実施 ・自立支援事業の実施 ・保護命令申立支援の実施 ・関係機関との連携調整	相談延件数 1,009 件 （うちDV延件数 825 件） 保護命令申立援助件数 0 件	子ども青少年局
		○区役所における女性福祉相談 ・各区、支所に女性相談員を配置し、相談業務を実施。	相談延件数 14,992 件 （うちDV延件数 11,467 件） 相談延件数（面接相談） 8,479 件 （うちDV延件数 6,572 件）	子ども青少年局
		○緊急一時保護 夫の暴力等により緊急に保護を必要とする母子等に、一時的に施設での生活の場を提供し、日常生活に必要な寝具、炊事用具等の家具什器を貸与	延べ利用日数 816 日	子ども青少年局
		○民間シェルターに対する補助（名古屋市民間一時保護施設補助金交付要綱） 民間シェルター及び事務所賃借料補助、受け入れ補助、自立支援・定着支援事業補助 ・民間シェルター 2 か所	補助実績 民間シェルター 2 か所	子ども青少年局
		○地域で自立生活を始めた被害者とその子どもを継続して精神的に支えるため、「見守り・同行支援」、「親子支援プログラム」、「サポートグループ事業」、「親子カウンセリング事業」を実施	見守り・同行支援 1 世帯 12 回 親子支援プログラム 9 回 延 26 名 サポートグループ 11 回 延 15 名 親子カウンセリング 5 組	子ども青少年局
8	子どもを虐待から守るための支援	○児童虐待防止における関係機関の連携 ・なごやこどもサポート連絡協議会の開催 ・なごやこどもサポート区連絡会議の開催 ・電算システムを活用した社会福祉事務所・児童相談所・保健センター等の情報共有	なごやこどもサポート連絡協議会 2 回 なごやこどもサポート区連絡会議 16 回	子ども青少年局
		○児童相談所の体制強化 ・児童福祉司の増員（3 人）、児童相談協力員 3 人、虐待対応員 3 人増員、休日夜間対応員 5 人を新たに配置	実施	子ども青少年局
		○社会福祉事務所における児童虐待等への機能強化 ・児童虐待対応支援員の配置（26 人→33 人）	児童虐待対応支援員の配置 26 人→33 人	子ども青少年局
		○なごやっ子 SOS 児童虐待に関することのみならず、子育てに関する悩みや不安に関する相談を、電話により 24 時間・365 日の体制で受け付ける電話相談事業を実施	電話相談件数 5,370 件	子ども青少年局
		○名古屋市児童を虐待から守る条例の推進 「名古屋市児童を虐待から守る条例」によって児童虐待防止推進月間として定める 5 月、11 月を中心に、児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	児童虐待防止の講演会、オレンジリボンキャンペーンなどの広報・啓発等を実施	子ども青少年局

9	女性のための総合相談 (女性の自立のためのグループプログラム等) 【重点】	○自助グループ支援の実施 3 団体	実施	スポーツ市民局
		○当事者女性を対象にした「DV を経験した女性のためのサポートグループ」を実施 ・グループプログラム 3 回 ○DV 理解と心のセルフケア講座 ・「DV 情報伝える会」 1 回 3 人 ・「精神的 DV・モラハラと心のセルフケア」 3 回 24 人 ・「DV によるトラウマ理解とセルフケア」 2 回 14 人	実施	スポーツ市民局
		○カウンセリング事業	実施	スポーツ市民局
10	支援者の育成	○職務関係者研修 一般職員向け研修の実施「女性に対する暴力防止に関する研修」 暴力を受けた被害女性等に対し適切な対応が可能になるよう、職員に対する研修資料を職員イントラネットに掲載 ○DV 被害者支援者向けスキルアップセミナー ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	実施	スポーツ市民局
		○職務関係者研修 二次的被害を起こさない支援体制づくりのため、相談担当者や管理職等を対象とした職務関係者研修を実施	—	子ども青少年局
11	庁内及び関係機関・民間団体との連携	○DV 防止対策関係機関連絡会議の運営 名古屋市の「女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）」防止対策関係機関連絡会議の開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	中止	スポーツ市民局
		○名古屋市の DV 被害者支援庁内連絡会議の運営	1 回	子ども青少年局

1-③ 性の生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重				
事業		令和 2 年度の事業実績	【実績値】	所管局
12	性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発	○女性のからだセミナーの開催 「リズムで呼び起こそう自分のパワー〜ドラムサークルで気持ちの開放を」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	中止	スポーツ市民局
		○主催講座等の開催（女性会館） ・主催講座「ワタシとつながる社会」において、情報を提供。 「女性の生涯にわたる健康と権利 〜リプロダクティブ・ヘルス・ライツを知ろう〜」 開催日：令和 3 年 1 月 19 日（火） 講 師：名古屋女子大学教授 杉浦 絹子 学習者：女性 4 人、男性 1 人	1 回 5 人	教育委員会
13	思春期における性の尊重についての啓発	○思春期保健事業を実施（思春期セミナー、思春期ピアカウンセリング等） 「健やか親子 21」の「思春期の保健強化と心身両面の健康づくり」課題への取り組みとして、思春期保健事業を実施 ・思春期セミナー ・思春期ピアカウンセリング 思春期の子もたちと同世代の仲間（ピア）による健康教育等を実施	実施回数 158 回 参加人数 14,869 人	子ども青少年局
		○性教育 保健の学習や学級活動などを通して、心身の発達、生命誕生の仕組み、男女の特性などを理解し、性に対する認識を深め、自他の生命を尊重する態度を養うことをめざした指導を実施	全小・中・高等学校、特別支援学校	教育委員会
14	性感染症等への対策	○エイズ対策 ・保健センター職員等による地域・職域等におけるエイズ講習会、研修会を実施 ・啓発ポスターの掲示 ・パンフレット等の購入、配付 ・「名古屋市 HIV 検査マップ」（リーフレット）の作成配布 ・「STOP AIDS」（7 カ国語リーフレット）の作成配布 ・「Let's talk about AIDS」（中学生向けリーフレット）の作成配布 ・世界エイズデーキャンペーンの実施 ・インターネットによる予防啓発の実施 ・地下鉄車両による予防啓発の実施	実施	健康福祉局
		○性感染症対策 パンフレット等を活用した市民への啓発等（保健センター等で配布）	実施	健康福祉局
15	妊娠・出産等に関する健康支援	○共働きカップルのためのパパママ教室 共働きの妊娠、出産、育児に起こりがちな問題と対応の知識を妊娠中から知り、父親の育児参加を促進することによって共働き家庭の子育てが安心してできるよう支援するための教室の開催 ・開催日：土・日曜日の午前及び午後 ・開催回数：年間 52 回	52 回	子ども青少年局
		○両親学級 妊婦とその夫を対象に、妊娠、出産、育児に関する保健知識の普及、相談及び地域の仲間づくりを推進するための両親（母親）教室を各区保健センターにて開催 ・開催回数：247 回	247 回	子ども青少年局
		○妊婦健康診査 委託医療機関において妊娠中に 14 回の健康診査を実施 ・受診者数：女性 226,100 人	受診者数 226,100 人	子ども青少年局
		○不妊治療への助成 不妊に悩む夫婦の心理的、経済的負担を軽減するため、不妊治療に要する費用の一部を助成 ・特定不妊治療費助成事業：3,516 件 ・一般不妊治療費助成事業：847 件	特定不妊治療費助成事業 3,516 件 一般不妊治療費助成事業 847 件	子ども青少年局
		○妊娠 SOS 思いがけない妊娠等で悩む人が孤立することなく、必要な支援を受けることができるよう、助産師等が電話やメールによる相談を実施	相談件数 299 件 （電話相談 100 件 メール相談 199 件）	子ども青少年局
		○産前・産後ヘルプ事業 妊娠中又は出産後の体調不良等により、家事や育児が困難で、屋間に家事や育児の手伝いをしてくれる人が他にいない場合にヘルパーを派遣し、支援を実施 ・派遣時間数：23,703 時間	派遣回数 11,977 回 派遣時間数 23,703 時間	子ども青少年局
		○母子健康手帳の交付 ・交付数：19,381 件	交付数 19,381 件	子ども青少年局
		○がん検診 女性特有のがんの予防意識の向上と早期発見、早期治療を目的として検診を実施 乳がん検診の受診機会の拡大を目的として、マンモグラフィ検診車による巡回乳がん検診や女性スタッフのみで行うレディースがん検診を実施。また、定点年齢へ無料クーポン券を送付 ・子宮がん検診 ・乳がん検診 ・実施方法 個別医療機関及び検診車による巡回	検診受診者数 子宮がん検診 91,011 人 乳がん検診 45,079 人	健康福祉局
16	生涯にわたる健康教育	○健康教育（乳がん自己触診法普及事業） 生涯にわたる女性の健康づくりを支援する目的で乳がんの自己触診法等健康教育を実施 ・乳がんの自己触診法普及事業	乳がんの自己触診法 普及事業 実施回数 32 回 参加人数 延べ 462 人	健康福祉局

1-④ メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
17	青少年を取り巻く有害環境等への対応【重点】	○青少年と社会環境に関する懇談会 ・開催日：令和2年10月30日（金） ・会場：名古屋市公館1階 レセプションホール ・内容：地域の青少年育成団体、関係業界、関係行政が、青少年を取り巻く社会環境の現状やそれぞれの有害環境浄化の取り組みについて意見交換を行い、関係者が全市的に取り組むべきことを申し合わせるもの	出席者 39名	子ども青少年局
		○青少年育成市民大会 ・内容：スマホ利用によるトラブルや被害の事例を交え、インターネットの適切な利用方法をわかりやすく楽しみながら学んでもらうもの 「わくわく！子どもスマホ教室」 ・開催日：令和2年12月6日（日） ・会場：高齢者就業支援センター	参加者 64名	子ども青少年局
		○インターネットの安心・安全利用等の周知 ・青少年育成地域活動ガイドや青少年をまもる運動のリーフレット等に、インターネットの安心・安全利用等について掲載し市民に配布 ・市内の各種体験活動の機会を提供するホームページ「わくわくキッズナビ」の中の、携帯電話・インターネット・スマートフォンを正しく使用するための情報モラル学習コンテンツの周知	青少年育成地域ガイド 12,700冊 青少年をまもる運動 リーフレット 夏 12,000部 冬 14,550部	子ども青少年局
		○いじめに対する取り組み インターネット上における誹謗・中傷等問題のある書き込みを検索・監視、発見した場合の対応、問題のある書き込み等に関する学校からの相談に対応する窓口を設置。SNS等を活用した生徒による報告・相談体制の構築。児童生徒の情報モラル教育及び保護者、教職員を対象とした研修会・セミナーの実施	実施	教育委員会
18	メディア・リテラシー向上のための啓発	○インターネットにおける人権侵害についてウェブサイト等による予防啓発 ○なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）においてメディアリテラシー向上のための展示等様々な啓発を実施	実施	スポーツ市民局
		○主催講座・事業での開催（各区生涯学習センター）	講座等事業数 2	各区/教育委員会
		○講座等の開催（女性会館） 男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントにつながる学習機会を提供。また、生涯学習者の一人として自分らしく生きるために、生活の中の課題をさぐりながらその課題を認識するとともに、課題解決に向けて、主体的な力を身につけるための系統的・継続的な自主学習につながる契機として講座を開催。 主催講座「メディアとジェンダーのはなし」 ・開催期間：令和2年11月11日～12月22日 全5回 ・講師：なかかわ創作えほん教室主宰 中川 たかこ 他 ・学習者：女性5人	講座5回 延べ24人	教育委員会
19	公的広報物ガイドラインの活用	○男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン研修の実施 平成18年度に策定した「男女平等参画の視点からの公的広報物ガイドライン」の趣旨の周知を図るため、研修を実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	中止	スポーツ市民局
		○イラスト集を作成し庁内向けウェブサイトを通じて提供 平成19年度に作成した「公的広報物ガイドラインに即したイラスト集」庁内向けウェブサイトを通じて引き続き供用	実施	スポーツ市民局
20	広報事業者への啓発	○メディア関係者への働きかけ、情報提供 マスコミ（放送局及び新聞社）の代表を委員に含む名古屋男女平等参画推進会議（イコールなごや）において、女性に対する暴力防止に 向けた情報提供、意見交換を実施	実施	スポーツ市民局

1-⑤ 様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
21	経済的自立に向けた支援	○就労支援に関する講座、セミナー等の開催（男女平等参画推進センター） 就労支援セミナー等 ・講座数：4講座8回 ・参加者：84人（女性69人、男性15人）	8回 84人	スポーツ市民局
		○市内で働きたい方への就職準備セミナー等の開催（なごやジョブサポートセンター） ・セミナー開催回数：8回	8回 117人	経済局
		○就労自立に関する自立支援プログラム推進事業 ・生活保護受給者の早期就労と自立のため、各区配置の就労支援員による就労支援を実施 ・区役所就労支援コーナー、ハローワーク職員の各区役所巡回による求職活動支援の実施 ・民間事業者による就職支援セミナー、キャリアカウンセリング、職業体験等の実施 ・支援対象者の状況に応じて、いわゆる中間的就労の場を提供しつつ、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を実施	実施	健康福祉局
		○生活困窮者の自立支援 生活困窮者の自立の促進を図るため、相談（「自立相談支援」と支援（「住居確保給付金」「就労準備支援」「家計改善支援」等）を一体的に実施する拠点として、「仕事・暮らし自立サポートセンター」を市内3か所（名駅・金山・大曽根）で委託実施。	実施	健康福祉局
22	ひとり親家庭の精神的な自立への支援	○シングルマザーへの支援 シングルマザーのための就職フェア2020にて「女性の総合相談」を実施。 ・開催日：令和2年9月11日（金）、12日（土） ・参加者：2人 シングルマザーサポートグループ ・開催回数：2回 ・参加者：6人	実施	スポーツ市民局
		○母子・父子相談等の実施 各区役所・支所に配置されている母子・父子自立支援員が、自立支援相談を実施するとともに、ひとり親家庭応援専門員を16区3支所に配置し、母子・父子自立支援員と連携して家庭訪問等を行う	自立支援員 17,706件 応援専門員 11,044件	子ども青少年局
23	ひとり親家庭の経済的な自立への支援【重点】	○母子家庭自立支援センター事業の実施 ・名古屋市相談室（ジョイナス、ナゴヤの運営） ・就業相談の実施 ・職業紹介の実施 ・就業支援講習会の開催	就業相談：2,766件 職業紹介：132件 就業支援講習会：42回	子ども青少年局
		○養育費相談 養育費の取得について、司法書士等による相談を実施・養育費等の周知啓発にかかるセミナーを開催	相談 555人 セミナー 6回 39人	子ども青少年局
		○自立支援給付金事業の実施 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金	自立支援教育訓練給付金 36件 高等職業訓練促進給付金 98件	子ども青少年局
		○児童扶養手当の支給	令和元年度末受給者数 15,452人	子ども青少年局

		○母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付 母子寡婦家庭・父子家庭の自立を支援するため、12種類の資金を貸し付け	母子 1,251件 773,446,438円 父子 70件 39,563,404円 寡婦 46件 32,215,070円	子ども青少年局
		○ひとり親家庭手当	令和2年度未受給者数 4,783人	子ども青少年局
		○ひとり親家庭等医療費助成 ひとり親家庭の健康を守るとともに、経済的負担の軽減を図るため、保険診療における自己負担額を助成 ・対象者数：36,623人	対象者数 36,623人	子ども青少年局
		○生活支援事業の実施（家事介護サービス事業から名称変更） 日常生活に援助が必要なひとり親家庭等に、家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し家事等の支援や、指定の保育施設で児童の一時預かりを行う。	利用世帯数 85世帯	子ども青少年局
		○中学生の学習支援事業 ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に、学習及び進学の意欲を醸成し、学習に積極的に取り組めるようにするための定期的な学習支援を16区で実施	実施か所数 150か所 参加児童数 1,344人	子ども青少年局
		○貧困の連鎖防止ネットワーク事業（ひとり親家庭自立支援計画目標5-方策1） ひとり親家庭、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象にした学習支援事業にかかる募集受付や連携調整、学習支援事業受託間の連携強化及びネットワークの構築を図る。	6月に新規参加児童の募集受付及び参加調整受託者間連携強化のために各種研修会を開催	子ども青少年局
24	障害のある男女への支援	○ユニバーサルデザインの教育・研究 ・多様な市民が活動しやすいまちづくりをめざし、市立大学芸術工学部においてユニバーサルデザインの教育・研究を実施 ・芸術工学部においては、「建築計画」「建築計画2」・「ユニバーサルデザイン」・「人間工学」などの授業を開講し、積極的にユニバーサルデザインの教育を実施 ・教育委員会との連携実施の「その道の達人派遣事業」において、ユニバーサルデザインをテーマとしたプログラムを継続実施	実施	総務局
		○障害者虐待相談支援事業 ・障害者虐待相談センターの運営委託 ・障害者虐待休日・夜間電話相談窓口の運営委託 ・区障害者虐待防止ネットワーク支援会議 ・障害者短期入所ベッド確保等事業	実施	健康福祉局
		○意識のバリアフリーの推進 ・広報・啓発を推進 ・障害者と市民のつどいを実施 イベント中止に代わるものとして、動画を公開 ・「障害者週間」記念のつどいを実施 ・名古屋シティハンディマラソンを実施 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止 ・障害者作品即売店「福祉の店」 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止 ・こころの健康フェスタを実施 令和3年2月26日（金）～3月14日（日）オンラインにて実施	実施	健康福祉局
		○障害者差別解消の推進 ・障害者差別相談センターの運営委託 ・障害者差別解消法に係る啓発 ・障害者差別解消に関する条例の施行 ・条例に係る広報・啓発	実施	健康福祉局
		○障害者基幹相談支援センターの運営（各区1か所） 障害者種別に関わらず、すべての障害者に対してワンストップで対応 ・総合相談 ・処遇困難な障害者（児）への相談支援 ・区自立支援連絡協議会の運営 等	実施	健康福祉局
		○障害者就労支援センター等への運営補助 ・就労支援（就職に向けた準備支援、求職活動支援、職場定着支援等） ・生活支援（健康管理などの日常生活の自己管理に関する助言等） 障害者雇用支援センター 障害者就労支援センターめいしんれん 障害者就労支援センターめいりは	実施	健康福祉局
		○意識啓発を図る講座等の開催	講座等事業数 4	教育委員会
		○障害への偏見や差別をなくすための理解啓発活動体験を重視した交流活動などの学習場面の設定 ・リーフレット「名古屋の特別支援教育」の作成及び配付 ・「特別支援教育資料」の作成及び学校への配信 ・各小中学校における障害のある児童生徒との交流及び共同学習の推進 ・中学生向け指導資料「一人一人のよさを認め、みんなが楽しく過ごせる学校・学級にするために」の作成及び新中学1年生への配付	実施	教育委員会
25	障害のある男女に配慮した施設の整備	○民間鉄道駅舎へのエレベーター等設置補助 1日あたりの平均利用者数3,000人以上の駅舎等に対し補助を実施 ・JR金山駅（東海道本線乗りホーム）の可動式ホーム柵設置 ・名鉄本笠寺駅のエレベーター設置工事	実施	健康福祉局
		○地下鉄駅のバリアフリー化の推進 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児連れの方をはじめ、すべての人が円滑に移動できるよう地下鉄駅においてエレベーターを整備 ・エレベーター 継続2駅（栄、今池）、新規2駅（伏見、御器所）で整備	100% 87駅/87駅 261基設置	交通局
		○可動式ホーム柵の設置 ・名城線・名港線への可動式ホーム柵の全駅設置等（令和2年度完成）	80.0% 79駅/99駅	交通局
		○可動式ホーム柵の設置 ・鶴舞線可動式ホーム柵整備に向けた測量	上小田井駅を除く19駅	交通局
		○地下鉄車両における車内案内表示装置の設置（車両の購入） 6両（1編成）導入（導入率96.9%）	758両/782両	交通局
		○車いすスペースが設置された地下鉄車両の導入 6両（1編成）導入（導入率80.7%）	109編成/135編成	交通局
		○バス車両のバリアフリー対応の推進 ・バリアフリー対応のノンステップバスの導入 30両導入（導入率100%）	100% 1018両/1018両	交通局

26	同和問題の解決に向けた支援	○文化センターにおいて生活相談をはじめ高齢者相談、健康相談など各種相談事業を行うとともに、愛知県弁護士会や名古屋法務局など関係機関と連携して、法律相談、人権相談、経営相談を実施 ・生活相談：558件 ・人権相談：1件 ・経営相談：0件 ・法律相談：34件 ・健康相談：150件 ・育児相談：197件 ・医師による健康相談：21件 ・高齢者一般相談：2件 ・高齢者仕事相談：8件	実施	スポーツ市民局
		○なごや人権啓発センターにおいて、人権擁護委員と連携して人権相談を実施 ・人権相談 144件（うち、人権擁護委員による相談 9件）	実施	スポーツ市民局
		○人権問題の重要な課題としての同和問題（部落差別）の解決に向けた市民の自主的活動や取り組みへの支援及び意見交換を実施	実施	スポーツ市民局
		○教育集会所において、生活相談や健康相談を実施	緑保健センター 保健師による健康相談 4回	教育委員会
27	外国籍男女への支援	○外国人への情報提供（名古屋国際センター） 名古屋国際センターにおいて、8言語（英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語・ハングル・フィリピン語・ベトナム語・ネパール語）による情報提供を行った。	実施	観光文化交流局
		○外国人のための相談事業の実施（行政相談、法律相談、税務相談等） 日本語で対応できない外国人市民のために、名古屋国際センターにおいて、弁護士による無料法律相談を実施するとともに、市政についての相談等に応じた。 海外児童生徒教育相談（313件） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 毎週水・金・日曜日 午前10時～12時、午後1時～5時 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語（曜日・時間は言語により異なる） 外国人行政相談（1,018件） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 火曜日～日曜日 午前10時～12時、午後1時～午後5時 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語（曜日・時間は言語により異なる） ・その他 国際センターにトリオホン・テレビ電話を設置し、区役所においても相談を実施 外国人のための行政書士による相談（217件） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 毎週水・日曜日 午後1時～5時 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語（曜日・時間は言語により異なる） 外国人無料法律相談（232件） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 毎週土曜日 午前10時～12時30分 ・対応言語 英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語 ・相談方法 予約制で面接による相談 外国人のための税理士による無料税務相談（23名） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 2021年2月27日 ・相談方法 確定申告書の書き方を学ぶセミナー ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語 外国人こころの相談（465件） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 随時 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語 ・相談方法 予約制で面接による相談 ピアサポートサロン（11名） ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 2021年2月28日、3月14日 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語 外国人健康相談会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ・（特活）外国人医療センターとの共催 ・相談場所 名古屋国際センター ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語等 外国人「心」と「からだ」健康相談会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止） ・相談場所 名古屋国際センター ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語 難民相談（108件） ・（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部との共催 ・相談場所 名古屋国際センター ・相談日時 毎週木曜日 ・対応言語 英語等 ・相談方法 予約制で面接による相談 外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス（55名） ・名古屋市教育委員会との共催 ・実施場所 名古屋国際センター ・実施日時 2020年8月1日 ・対応言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語 外国人生活相談出張サービス（延べ36名） ・実施日時 2020年6月7日・20日・21日、2020年9月5日 ・対応言語 ポルトガル語	実施	観光文化交流局
		○通訳派遣事業 通訳を必要とする外国籍のDV被害者及び児童相談所における外国籍児童に対し、通訳派遣による支援を実施。	派遣回数 28回	子ども青少年局

1-⑥ 多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
28	多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発事業	○法律セミナー 法律セミナー「離婚をめぐる法律の基礎知識」始め ・講座数：3講座3回 ・参加者：51人（女性48人、男性3人）	3講座 51人	スポーツ市民局
		○多様な生き方を意識啓発する講座、セミナー等（男女平等参画推進センター） 映画「ぼくが性別「ゼロ」に戻るとき 空と木の実の9年間」 ・開催日：令和3年1月30日（土） ・参加者：92人（女性63人、男性29人）	1回 92人	スポーツ市民局
		○名古屋市セクシュアル・マイノリティ電話相談 ・日時：毎月第2金曜日 午後7時から午後9時まで ・相談件数：29件	29件	スポーツ市民局
		○性的少数者に関する啓発リーフレットの作成 性的少数者への正しい理解の促進のため、啓発リーフレット「にゃーごと考える 性の多様性ってなんだろう？」を作成した。	実施	スポーツ市民局
		○なごや人権啓発センター（ソレイユプラザなごや）において多様な生き方の理解促進に向けて、講座や展示等様々な啓発を実施	実施	スポーツ市民局
		○ひとり親家庭のセミナー等 講座等の実施	21回 142人	子ども青少年局

<目標2>男女平等参画推進のための意識変革

2-⑦ 性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
29	男女平等参画に向けた意識啓発事業【重点】	○男女平等参画に関する講座・講演会・セミナー等（男女平等参画推進センター） 広範な市民に働きかけるための男女共同参画に関する啓発事業を様々な形で展開 定期講座 ・講座数：8 講座 32 回 ・参加者：499 人（女性 357 人、男性 142 人） 市民企画公営委託事業（定期講座の内数） こども・女性目線の「たすかる暮らし」「たすける暮らし」 ・参加者：23 人（女性 20 人、男性 3 人） 市民交流事業 ・事業数：9 事業 ・参加者：396 人	実施	スポーツ市民局
		○講座・事業等（女性会館） 継続的な学習が困難な方など、広範な市民を対象にした学習のとして、女性の生き方などをテーマに年間 12 回開催。（女性・男性対象） 「いま」を読み解く（全 5 回） ・内 容：「司法の世界に生きる～女性弁護士とその歩み～」 ・開催日：令和 3 年 1 月 20 日（水） ・講 師：弁護士 池田 桂子 ・学習者：48 人 他 特別講演会 ・内 容：「成熟社会での生き方、ワーク・ライフ・ソーシャル＝ハイブリッド人生」 ・開催日：令和 2 年 11 月 20 日（金） ・講 師：NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事 川島 高之 ・学習者：72 人 主催講座 男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントにつながる学習機会を提供する。また、生涯学習者の一人として自分らしく生きるために、生活の中の課題をさぐりながらその課題を認識するとともに、課題解決に向けて、主体的な力を身につけるための系統的・継続的な自主学習につながる契機として講座を開催する。 年間8講座を実施。定員 20～30 人、各講座 4～5 回、女性対象または男女対象 ・学習者：89 人	公開講座・講演会 8 回 特別講演会 実施 主催講座 8 講座	教育委員会
		○講座・事業等（各区生涯学習センター）	講座等事業数 8	各区/教育委員会
		○区における男女平等参画推進事業＜千種区＞ パネル展示「これってジェンダー平等ですか？」 性別による差別についてわかりやすく解説したジェンダーパネルを展示した。区役所に来庁する人々へジェンダー平等について考える機会を提供し、併せて啓発品・啓発パンフレットを配架した。 ※ジェンダーパネルはイーフルなごやからの貸出 ・日時：3月8日（月）～12日（金）家庭編、職場編 3月15日（月）～19日（金）地域・メディア編、学校編 ・場所：千種区役所 1 階あじさいひろば	パネル展示 1 回	千種区
		○区における男女平等参画推進事業＜東区＞ 防災での男女共同参画のフレーズを入れた啓発物品（エコバック）を作成し、区民に配布することにより意識啓発を図った。 配布先：11 月 15 日（日）開催の筒井学区避難所運営訓練の地域の参加者及び 11 月 19 日（木）、11 月 20 日（金）に東区地域女性団体連絡協議会研究協議大会の資料として女性会会員	配布先 330 人	東区
		○区における男女平等参画推進事業＜北区＞ 令和 2 年度 北区地域女性活動促進・男女平等参画推進・人権尊重のまちづくり合同事業「女性のつどい」 女性の活動促進・男女平等参画・人権尊重の意識向上を図るためには、円滑な人間関係を築くことが重要であり、そのためにはコミュニケーション能力の向上が必要不可欠である。本講演は、前記趣旨に沿った「話し方」を学び、女性リーダーとして活躍するための話し方を意識づけってもらうことを目的に実施した。 ・日時：12 月 15 日（火）午後 1 時 30 分～3 時 30 分 ・場所：北区役所 講堂 ・参加者：102 人（女 91 人・男 11 人） ・講師：フリー司会者 江崎あずみ ・内容：人前で話をするのが楽しくなり、人間関係も良好になる「ハッピートークトレーニング®」を通じて、人と話をするという最も基本的な表現方法を楽しむ学ぶ	講演会 1 回 102 人	北区
		○区における男女平等参画推進事業＜西区＞ 落語に見る男と女 落語の切り口から、男女問題を語っていただき、相互理解や男女共同参画への意識醸成を行った。また、公演の様子を DVD に編集し参加団体へ配布することで、繰り返し意識醸成が図れるようにした。 落語による男女問題の語り ・出演：微笑亭さん太 公演を編集した DVD を配布 ・講演日時：令和 2 年 12 月 23 日（水） ・DVD 納品：令和 3 年 2 月 ※西区地域助成活動促進事業実行委員会への委託として実施	参加者 18 人 男性 8 人 女性 10 人	西区
		○区における男女平等参画推進事業＜中村区＞ 「避難所運営リーダー養成講座」 ・講演：コロナ禍における避難所運営について ・講師：愛知県立大学看護学部 清水宣明 教授 コロナ対策を踏まえた、男女平等参画の視点を取り入れた避難所運営の講演。コロナの感染拡大防止のため、講演会ではなく、動画を撮影し、DVD を各学区に配布	—	中村区
		○区における男女平等参画推進事業＜中区＞ 「中区☆家事力テスト」にチャレンジ！家族で考えよう！おうちの仕事 ・日時：令和 2 年 10 月から 11 月末まで ・場所：各家庭にて問題等をダウンロードして実施 ・内容：家族みんなで家事力の向上をめざすという趣旨で、男女の区別なく、子どもから大人まで平等に家事に取り組み、家の仕事に関心をもつきっかけになるようクイズ形式で開催した。男性だけでなく子どもたちにも家事に興味をもってもらえる機会となった。	25 組 43 名 男性 6 名 女性 19 名 (各組代表者のみ)	中区
		○区における男女平等参画推進事業＜昭和区＞ 「からだ de 楽しい運動あそび～おとうさんといっしょ～」 ・日時：令和 3 年 2 月 14 日（日）午前 10：30～正午 ・会場：昭和区役所 2 階 講堂 ・人数：大人 26 人、子ども 18 人（大人内訳男 15 人、女 11 人） ・内容：父親の育児参加へのきっかけになることを目標に、乳幼児～小学校低学年のお子さんを持つご家族を対象に、からだを使った簡単な運動あそびをおこなった。親子のスキンシップや肌と肌のふれあいの中で安心感を得てもらうことを大切にし、専門のトレーナーに指導してもらいながら音楽や掛け声に合わせてからだを動かし、家庭内でも家族で取り組める内容を実施した。	大人 26 人 子ども 18 人 (大人内訳 男 15 人 女 11 人)	昭和区

		〇区における男女平等参画推進事業＜瑞穂区＞ 男女平等参画推進について広く啓発するためのリーフレットを作成・配布することで啓発活動を行った。 リーフレット名「これってジェンダー平等ですか？」 下記団体へ配布 ・瑞穂区女性団体協議会 ・瑞穂区市政協力委員協議会 ・瑞穂区保健環境委員会 ・名古屋市民生委員児童委員連盟瑞穂支部 また、下記瑞穂区内の高等学校において、リーフレットの内容が確認できるQRコード付きのクリアファイルを配布して啓発活動を行った。 ・愛知みずほ大学瑞穂高等学校 ・享栄高等学校 ・瑞陵高等学校 ・名古屋大谷高等学校 ・名古屋女子大学高等学校 ・名古屋経済大学高蔵高等学校	対象者数 650人	瑞穂区
		〇区における男女平等参画推進事業＜熱田区＞ 総務課防災担当と合同で、一般的な防災には、まだまだ欠けがちな乳幼児や妊婦、女性を守るための視点を夫婦・親子で一緒に考え、小さなお子さんと保護者の方に必要な備えと、子育てや家事の延長で備えていく防災術について学ぶ講演会を実施。男女平等参画の視点を取り入れた防災について考える内容とした。 新型コロナウイルス感染症の影響により、名古屋国際会議場での開催からビデオ会議アプリ「ZOOM」をつかった講演会となった 熱田区防災講演会・熱田区男女平等参画推進事業 「楽しくはじめる子連れ防災!!」 ・日時：令和3年2月21日（日）午後2:00～3:30 ・講師：NPO法人ママブラグ理事 小暮 裕美子 さん	28組 52人	熱田区
		〇区における男女平等参画推進事業＜中川区＞ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、例年の講演会形式ではなく、関係団体の会議や事業において、ジェンダーパネルやジェンダーパネルを元に作成したパンフレットを用い、男女平等参画推進について啓発を、中川区地域女性活動促進事業実行委員会が実施した。なお、ジェンダーパネルについては、10月13日と3月3日に会場に展示した。 ・実施日：（計5回） 令和2年10月5日（月）、10月13日（火）、10月20日（火） 令和3年2月20日（土）、3月3日（水） ※2月20日は事業が中止となったため、参加予定者にパンフレットや啓発品を送付 ・場所：中川区役所会議室、講堂ほか ・参加者：189名	5回 189名	中川区
		〇区における男女平等参画推進事業＜港区＞ 「防災白熱教室/パートⅢ」 避難所で新型コロナウイルス等の感染症が発生した場合の対応や、分散避難について、講師の経験をもとに講師と参加者が意見交換を行い、地域で災害時に活躍する地域の女性リーダーと情報共有する ・講師：名古屋みなと災害ボランティアネットワーク 高崎 賢一 氏 ・日時：令和3年3月11日（木）午後1時00分～ ・場所：港区役所講堂 ・参加者：21人	講座1回 21人	港区
		〇区における男女平等参画推進事業＜南区＞ 「子づれ防災」 小さな子どもをもつ世帯は、災害時特に困難な状況を強いられる立場である。そうした子育て世帯を中心に、防災知識の強化を通じた災害時に役立てるためのジェンダー意識の醸成を目的とし、子育てサロン等で講話を実施した。 ・日時：9月17日（木）、9月24日（木） 各日午前10時00分～10時30分 ・場所：笠東コミュニティーセンター	講話2回 18人	南区
		〇区における男女平等参画推進事業＜守山区＞ 新しい生活様式における人権 「人権尊重のまちづくり事業」のDVDを作成し、区政協力委員協議会など各種会議等で啓発することによって併せて、男女平等参画推進事業の啓発品を配布し、幅広い区民の方・地域で活動されている方へ日ごろから男女平等参画に対しての意識向上を図った。	約1,300人 （啓発品配布）	守山区
		〇区における男女平等参画推進事業＜緑区＞ 「パパと一緒にオンライン料理教室!!」 ＜オンライン料理教室＞ パパと子ども向けオンライン料理教室を実施。講師の方にハンバーグとオーロラソースかけサラダをみんなで調理した。また教室の中で家事や育児に関してのお話をしていただいた ・日時：令和3年1月30日（土）午後4時30分～6時30分 ・場所：ZOOM アプリ上 ・参加者：7組18名（男性9名、女性9名）	7組18名	緑区
		〇区における男女平等参画推進事業＜名東区＞ 「名東区男女平等参画の集い」 心の豊かさといふれあいのある地域社会の形成をめざして、市民相互の連帯感をはぐくみ、地域活動への主体的参加意識を高め、地域における女性の活動のあり方を考えることを目的としている。 令和2年度は、「男女平等参画の視点を取り入れた防災」をテーマに講演会を開催し、避難所や非常時における男女平等について考え、お互いの個性や役割を認め合えるように意識啓発を促した。 ・日時：令和3年1月20日（水）午前10時～11時15分 ・場所：名東文化小劇場 ・参加者：37名 ・講演会：「災害が起きたらあなたはどうしますか？～おうちで、地域で災害対応を考える～」 ・講師：荒木 裕子氏（名古屋大学減災連携研究センター特任准教授）	講演会1回 37名	名東区
		〇区における男女平等参画推進事業＜天白区＞ 「あそびの生まれる場所」※緊急事態宣言発出のため中止 ・講演会：令和3年1月16日（土） ・会場：天白生涯学習センター ＜代替事業＞ ・講師：西川さんの著書「あそびの生まれる場所」他活動紹介冊子を展示・配布。 （3月11日区役所講堂「子育て支援者交流会」開催時、てんばくプレーパーク他）	500冊配布	天白区
30	男女平等参画についての情報提供【重点】	〇メールマガジン「イーブルなごや通信」の配信 男女平等参画推進センターの事業等の情報を登録者に配信 12回配信	12回	スポーツ市民局
		〇女性活躍応援企業見える化サイト 女性活躍に取り組む企業の紹介や、男女平等参画に関する講座等の情報提供 ・アクセス数：11,325件	アクセス数 11,325件	スポーツ市民局
		〇男女平等に関する啓発資料の提供（男女平等参画推進センター） 男女平等に関する啓発資料の収集・整理を行い、男女平等参画推進センター1階情報フロアや活動コーナーにおいて開架式で展示し、情報提供を行う。	実施	スポーツ市民局
		〇市公式ウェブサイトに「男女平等参画推進室」のページを設け情報提供 市公式ウェブサイトに男女平等参画推進室のページを設け、広く男女平等参画に関する情報発信を行った。	実施	スポーツ市民局

		○イーブルなごやのホームページ運営 ページ構成を含む全体のリニューアルを実施し、イーブルなごや（男女平等参画推進センター・女性会館）の紹介や事業の案内、市民活動団体の情報などの発信及び提供を行った。 ・URL：http://e-able-nagoya.jp/ ・トップページアクセス数：61,008 件	アクセス数 61,008 件	スポーツ市民局
		○市公式ウェブサイトや市就職支援ポータルサイト「なごや就職応援ナビ」において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた情報提供を行う。	実施	経済局
		○相談窓口の周知	実施	観光文化交流局
		○図書館資料室等の運営（女性会館） 主として女性教育・女性問題に関する図書・資料を中心に収集し、レファレンス（学習相談）を行う主催事業に関連したテーマや時宜になかったテーマで図書・資料の企画展示（ブックフェア）を行う ・貸出利用者数：459 人 ・貸出利用冊数：1,146 冊 ・ブックフェア実施回数：7 回	貸出利用冊数 1,146 冊	教育委員会
31	男女平等参画についての職員研修	○男女共同参画に関する職員研修の実施 総務局人材育成・コンプライアンス推進室で実施する職員研修において、階層別に実施する基本研修を中心に、男女共同参画や女性の人権をテーマにした研修を実施。 新規採用者研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 2 年 4 月 6 日（月）～令和 2 年 4 月 30 日（木） ・対象：令和 2 年度新規採用者 ・参加人数：778 人 5 年目職員研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 3 年 2 月 8 日（月）～令和 3 年 3 月 4 日（木） ・対象：平成 28 年度採用の職員 ・参加人数：539 人 係長昇任前研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 2 年 11 月 25 日（水）～令和 2 年 12 月 25 日（金） ・対象：平成 30 年度以前に係長昇任選考に合格した職員 ・参加人数：208 人 新任係長研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 2 年 11 月 17 日（火）～令和 2 年 12 月 18 日（金） ・対象：令和 2 年度係長級昇任者 ・参加人数：242 人 新任課長研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 2 年 10 月 28 日（水）～令和 2 年 11 月 30 日（月） ・対象：令和 2 年度課長級昇任者 ・参加人数：156 人 人権指導者養成研修（e-ラーニング） ・開催時期：令和 2 年 7 月 20 日（月）～令和 2 年 8 月 18 日（火） ・対象：令和元年度係長昇任選考合格者のうち選択者 ・参加人数：40 人	新規採用者研修 778 人 5 年目職員研修 539 人 係長昇任前研修 208 人 新任係長研修 242 人 新任課長研修 156 人 人権指導者養成研修 40 人	スポーツ市民局
32	国際理解促進についての情報提供・啓発	○講演会、セミナー等（男女平等参画推進センター） 映画「ピリプ 未来への大逆転」 ・開催日：令和 3 年 3 月 6 日 ・参加者：104 人（女性 81 人、男性 23 人）	1 回 104 人	スポーツ市民局

2-⑧ 学校等における男女平等参画に向けた教育・学習の推進				
事業		令和 2 年度の事業実績	【実績値】	所管局
33	男女平等参画の視点に立った人権教育の推進	○指導資料「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」等の活用状況や指導する上での課題や問題点等の把握をする。	実施	教育委員会
		○市内小中学校における実践校、推進校による研究活動の推進 ・平成 15 年度に作成した「学校における人権教育を進めるために」 ・平成 25 年度に作成した「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」を人権教育という観点から、取り組む手引きとして活用する。 ・平成 27 年度に作成した「人権教育の手引き」と平成 24,29 年度に作成した「人権教育の手引き実践編」を、女性に関する課題など様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための参考資料として活用する。	実践校 12 校 推進校 20 校	教育委員会
		○学級名簿、出席簿、卒業証書台帳、分団名簿等を男女混合にして作成 校長連絡会の場なども活用しながら、性別による固定的な役割分担意識の解消と個性の尊重という観点から、男女混合名簿の実施を始め、不必要な男女区別の解消に努める。	実施	教育委員会
34	男女平等教材を活用した教育・学習の推進 【重点】	○中学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 男女の平等な生き方を考えるための資料として、男女平等ハンドブック「男女平等…」を名古屋市内の中学 1 年生全員に配布 ・作成部数：20,600 部	20,600 部	スポーツ市民局
		○小学生向け男女平等ハンドブックの配布・活用 「誰もがかけがえない大切な存在」であることを理解してもらうための資料として、男女平等ハンドブック「たいせつなこと」を名古屋市内の小学 2 年生全員に配布 ・作成部数：21,100 部	21,100 部	スポーツ市民局
		○若年層向け男女平等参画ハンドブック・ポスターの作成・配布・活用 デートDVリーフレットの作成 高校生・大学生等の若年層を対象としたデート DV の啓発資料を作成。市立高校の 1 年生及びその保護者に配布 ・作成部数 13,500 部	13,500 部	スポーツ市民局
		○乳幼児に関わる保育者向け男女平等参画啓発資料の作成 乳幼児に関わる保育者向け男女平等参画啓発資料「子どものいろいろ大切に・・・見つけよう！子どもの個性 広げよう！子どもの可能性 一みんなで考える男女平等参画～」を作成し、市公式ウェブサイト等で周知	実施	スポーツ市民局
		○若年層向け男女平等参画デートDVリーフレットの配布・活用	実施	教育委員会
35	男女平等参画の視点に立ったキャリア教育等の推進	○ジェンダー関連科目の開講 人文社会学部専門教育科目及び大学院人間文化研究科（博士前期課程）においてジェンダー関連科目を開講。 （学部） ・マイノリティとの共生：履修者 100 名 ・ジェンダー社会学：履修者 78 名 （研究科） ・ジェンダー・福祉・社会学（1）：履修者 6 名 ・ジェンダー・福祉・社会学（2）：履修者 5 名	実施 （履修者 192 名）	総務局

		・ジェンダー／セクシュアリティ研究B：履修者3名		
		○男女共同参画に関する一般教養科目の実施 名古屋市男女共同参画推進センターがプロデュースする大学特色科目を開講した。 ・前期「地域社会で活躍する女性」 履修者：106人 ・後期「ワーク・ライフ・バランスとダイバーシティ」 履修者：86人	履修者数 192人	総務局
		○名古屋市立大学生インターンシップ派遣 ・ESD インターンシップ実習2：履修者1名	実施（履修者1名）	総務局
		○中学生に対し、職場体験学習活動を実施 キャリア教育の一環として適切な勤労観や職業観を養わせるため、職場体験活動を実施する。職場訪問や、職業人を講師として招聘し、生徒の意識を高揚させた上で、職場体験学習を実施する。全校が円滑に職場見学、職場体験ができることを目指す。 ○高校生に対し、就業体験学習活動を実施 職業に関する学科（家庭・商業・工業・総合学科）に学ぶ生徒を中心に就業体験学習を推進し、専門に関する学習の深化を図るとともに、就業体験を通して望ましい勤労観・職業観を養い、自己の個性を理解し主体的に進路を選択する能力・態度の育成に資する。 ・実施校：名古屋商業高校、若宮商業高校、西陵高校、工業高校、工芸高校、桜台高校、菊里高校、向陽高校、北高校、緑高校、富田高校、名東高校、山田高校、中央高校（夜間・昼間） ・実施人数：1,500人（R2はコロナ感染症の影響により22人） ・受入れ企業数：730社（R2はコロナ感染症の影響により17社） ・実施形態：一般事務、販売、保育補助、看護補助、ヘルパー業務、企画補助、設計補助、施工補助、機械関連企業での現場作業補助、受付業務等	実施	教育委員会
		○男女平等参画の視点に立つ主体的な進路・職業選択能力の育成	実施	教育委員会
36	男女平等参画についての教員等への研修【重点】	○教科「家庭」での指導 「家庭科」の目標に基づいた教科指導 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる ・内容：（1）自分の成長と家族（小・中） （2）家庭生活と仕事（小） （3）家庭と家族関係（中）等 家庭のうち「家庭基礎」、「家庭総合」及び「生活デザイン」から1科目を履修（高）。	実施	教育委員会
		○保育士の男女平等参画意識向上のための研修 公立・民間保育所等の職員を対象に、職種別研修、テーマ別研修及び経験年数に応じた研修を実施。これらの研修の中において、男女共同参画に関する内容を含んだ研修を実施。 研修実績 ・中堅前期研修（第1回） 380人 ・人権研修 330人 ・会計年度任用職員研修（第5回） 309人	延べ年6回実施 参加者数延べ 1,019人	子ども青少年局
		○放課後児童支援員等への研修の中において、男女平等参画の内容も含んだ研修を実施。 ＜研修実績＞ ・放課後児童クラブ指導員等研修（※） ・運営スタッフ研修（年1回） ・指導者研修（※） ・AP研修（※） ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止。	年1回 参加者数 101人	子ども青少年局
		○基本研修・経営研修の実施 基本研修・経営研修の中の「人権教育研修」の一環として、「男女平等意識の醸成のための内容」に触れた講演を実施。経営研修の新任教員（園）長を対象とする校（園）長研修会においては、男女平等参画に関する講演を実施。 ○基本研修 ・新規採用学校事務職員研修会「人権と教育」（4月21日・新規採用学校事務職員・臨時的任用学校事務職員） ・教育研究員「人権と教育」（4月24日・名古屋市教育研究員） ・高等学校教職経験者研修会[高校5年研]・高等学校養護教員経験者研修会[高校養護5年研]「人権と教育」（5月19日・経験年数5年目の高校教諭、高校養護教諭） ・養護教員経験者研修会（Ⅰ）・栄養教員経験者研修会（Ⅰ）「人権と教育」（7月22日・経験年数5年目の養護教諭、5・6年目の栄養教諭） ・初任者研修会・新規採用養護教員研修会・高等学校初任者研修会 ・高等学校新規採用養護教員研修会 ・新規採用栄養教員研修会「人権と教育」（7月27日・新規採用教諭・新規採用養護教諭・新規採用栄養教諭） ・学校運営研修会（Ⅰ）「人権と教育」（7月28日・2年目の教務主任、幼稚園主任） ・教職経験者研修会[5年研]「人権と教育」（8月4日・経験年数5年目の教諭） ・中堅教諭等資質向上研修[10年研]・高等学校中堅教諭等資質向上研修[高校10年研] ・学校事務職員経験者研修会[事務8年研]「人権と教育」（8月5日・経験年数10年目の教諭・高校教諭、経験年数8年目の学校事務職員） ・養護教員経験者研修会（Ⅱ）[養護10年研] ・高等学校養護教員経験者研修会（Ⅱ）[高校養護10年研]「人権と教育」（8月7日・経験年数10年目の養護教諭、高校養護教諭） ・学校運営研修会（Ⅱ）「人権と教育」（8月17日・新任校務主任） ・ミドルリーダー研修「人権と教育」（12月24日・ミドルリーダー研修受講者）	経営研修2回 基本研修11回	教育委員会
		○基本研修 ・幼稚園新規採用教員研修会「人権と教育」（7月30日・新規採用教諭） ・幼稚園教職経験者研修会[5年研]「人権と教育」（7月21日・経験年数5年目の教諭） ・幼稚園中堅教諭等資質向上研修[10年研]「人権と教育」（8月5日・経験年数10年目の教員※教育センターと合同）	幼稚園単独研修2回 教育センターと合同 1回	教育委員会
37	学校等における健康教育	○若年層への男女平等出張講座の実施 イーブルなごや相談室による出張講座を実施 2回377人	2回 377人	スポーツ市民局
		○性教育 保健の学習や学級活動などを通して、心身の発達、生命誕生の仕組み、男女の特性などを理解し、性に対する認識を深め、自他の生命を尊重する態度を養うことをめざした指導を行う。	実施	教育委員会

		○市内高校への出前講座の実施 男女平等参画・社会的性別（ジェンダー）・デートＤＶ等に関する出前講座の実施 「お互いを大切にすること」 ・講座数：４講座 ・参加者：１,２８１人（女性６６４人、男性５５９人、その他・不明５８人）	出前講座 ４校４回	教育委員会
--	--	--	--------------	-------

2-⑨ 地域・家庭における男女平等参画に向けた学習の推進				
事業		令和２年度の事業実績	【実績値】	所管局
38	男女の生き方を考える学習機会の提供	○女性のエンパワメントのための講座・セミナー等の実施（男女平等参画推進センター） 女性のエンパワメントのための講座等の実施 「自分も相手も大切にするレッスン」始め ・講座事業数：１２回 ・参加者：３７２人	１２回 ３７２人	スポーツ市民局
		○区事業における男女平等参画啓発資料の配布・啓発 ・区事業実施の際に、参加者へ配布する資料の作成 ・ジェンダーパネルの貸し出し ２区	実施	スポーツ市民局
		○学習相談（女性会館） ３９７件	３９７件	教育委員会
		○講座・事業等の実施開催（女性会館） 主催講座事業 男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワメントにつながる学習機会を提供。また、生涯学習者の一人として自分らしく生きるために、生活の中の課題をさぐりながらその課題を認識するとともに、課題解決に向けて、主体的な力を身につけるための系統的・継続的な自主学習につながる契機として講座を開催。 後期講座（令和２年１０月～令和３年３月） 「メディアとジェンダーのはなし」はじめ８講座 ・定員：２０～３０人（女性又は男女対象） ・各講座：４～５回（計３７回） ・学習者：８９人（女性８０人、男性９人）	主催講座 ８講座	教育委員会
		○家庭教育セミナー 市立小中学校・幼稚園・特別支援学校のＰＴＡに企画・運営等を委託し、年１回以上、各学校の体育館・会議室などで家庭教育に関する講演会や親としてのあり方を話し合う場を設けることにより、主体的に家庭教育について考える機会を提供する。 ・参加ＰＴＡ数：３９７（小学校２６０、中学校１１０、幼稚園２３、特別支援学校４） 令和元年度も継続して「親学ノススメ」をサブテーマに、計３９７のＰＴＡに年１回以上の開催を委託	参加ＰＴＡ数：１３０ 幼稚園１５ 小学校８０ 中学校３５ 延べ参加者数 ７,８２４人	教育委員会
		○講座・事業の開催（各区生涯学習センター）	８講座	各区／教育委員会
39	女性の学習グループ等の支援	○女性学習活動研究委託 女性の自主的な学習活動を定着させるとともに、よりよい学習をすすめる活動の研究を市内の女性の団体、グループに委託。 ・対象：市内在住・在勤・在学の成人女性１０人以上で構成された団体・グループ ・期間：令和２年６月～１２月 ・団体数：３０団体	委託団体 ３０団体	教育委員会
		○なごや女性力レッシジの実施（女性会館） 金城学院大学と共催し、女性のエンパワメントを高めるとともに女性リーダーの育成を図る講座を開催。 「ワタシのみらいをプロデュース」（５回） ・開催日：令和２年１１月１７日～１２月１５日（火） ・学習者：女性１９人（延べ７６人）	講座５回 延べ７６人	教育委員会
		○グループ活動支援事業（女性会館） 男女共同参画につながる活動や、女性の自己実現に向けた活動をしている団体・グループの発展をめざし、研修会や活動発表、交流の場を開設。また団体・グループの自主的な交流会等を支援。	実施	教育委員会
		○イーブルなごや・フェスティバルの開催（女性会館） ・開催日：令和２年１０月２３日～１１月２１日 ・内容：特別講演会、パネルディスカッション、展示、グループ活動支援事業（女性会館）	実施	教育委員会
		○研修会・交流会の開催（女性会館） ・難聴者等支援ボランティア研修会２回 ・点訳ボランティア研修会１回 ・託児ボランティア研修会５回 ・子育てグループ交流会１回	研修会・交流会 ９回	教育委員会

2-⑩ 男女平等参画推進のための調査研究及び情報収集・提供				
事業		令和２年度の事業実績	【実績値】	所管局
40	男女別の統計資料の作成	○統計資料の一部として、男女別に集計し、インターネット及び刊行物で提供。 ・人口動向調査 集計 ・統計普及 名古屋統計年鑑 統計でみた名古屋のスケッチ インターネット	実施	総務局
41	調査・研究	○調査研究事業 名古屋商工会議所と共催で、企業を対象とした「女性の活躍推進に係るアンケート調査」を実施 ・回答企業数：３１４社	実施	スポーツ市民局
		○データ公開・活用の推進 男女平等参画に関する調査結果の詳細データなどを市公式ウェブサイトや印刷物で情報を提供	実施	スポーツ市民局
		○市政世論調査、市政アンケート等の実施	実施	スポーツ市民局
42	男女平等参画白書の公表	○「名古屋市男女平等参画基本計画 ２０２０ 推進状況報告書」 「名古屋市男女平等参画基本計画 ２０２０」による施策の推進状況について、令和元年度事業実績に係る年次報告書を作成 ・「名古屋市男女平等参画白書」作成 「名古屋市男女平等参画基本計画 ２０２０ 推進状況報告書」と合冊 ・男女平等参画推進室ホームページに報告書を掲載	実施	スポーツ市民局

<目標3>方針決定過程への女性の参画

3-⑪ 市政における女性の方針決定過程への参画拡大・発信				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
43	審議会等への女性委員の登用推進	○審議会等への女性委員の登用促進（目標値 40%以上 60%以下） 「名古屋市審議会等委員への女性の登用の促進に関する要綱」に基づき、名古屋市男女平等参画推進協議会を通じて、全庁的に審議会等への女性委員の登用促進を図るとともに、改選審議会へ働きかける。 ・審議会数：94 ・女性委員登用率 40%以上の審議会等数：52 ・女性委員登用率 30%以上 40%未満の審議会等数：20 ・総委員数：2,010 人 ・女性委員数：715 人（登用率 35.6%）	35.6% 総委員数 2,010 人 女性 715 人	スポーツ市民局
		○審議会の委員の選任に関する要綱等の運用 平成 14 年に制定した「名古屋市審議会の委員の選任に関する要綱」に基づいて、在任期間や兼職数の上限など委員の選任についての基準を定め、より幅広い方々に委員として参画できる環境の整備に努める。	実施	スポーツ市民局
		○女性委員ゼロ審議会解消 名古屋市男女平等参画推進協議会により引き続き庁内推進体制を敷き、令和2年度 40%以上 60%以下の目標達成及び女性委員ゼロ審議会解消のため、審議会ごとの数値目標と年次計画に基づき働きかける。	実施	スポーツ市民局
		○名古屋市男女平等参画審議会委員の一部（2名）を公募により登用	実施	スポーツ市民局
44	市職員の管理職等への女性の登用推進 【重点】	○役付職員の人事異動の実施 引き続き、女性職員の職域拡大などによる女性職員の管理職等への積極的な登用を進めることで、市政における方針の決定過程への女性の参画の拡大に努めた。また、登用に向けた取組等について、市公式ウェブサイト等にて公表した。	市職員の 女性管理職員数 （行政職）87 人 （令和2年4月1日時点）	総務局
		○「第2次試験受験延期制度」の実施 妊娠、出産や育児等のライフステージにある職員を対象に、係長昇任選考における第2次試験の受験を最長で4年間延長できる制度を、平成29年度に導入した。各種研修において制度チラシを配布するなど、制度の周知を行った。 令和2年度実績 ・全職種（ただし、消防職を除く） 受験者数 1,003 名中、申請者 34 名（女性 11 名）、制度適用者 8 名（女性 4 名） ○係長昇任選考受験率（行政事務） ・女性：4.2%、男性：16.5%	女性の係長昇任選考 受験率（行政職） 4.2%	人事委員会
		○市教員の人事異動の実施 ・令和3年度小中特別支援学校の校長に占める女性の割合：16.1% ・令和3年度小中特別支援学校の教頭に占める女性の割合：20.6% ○将来の女性候補者の育成に取り組み、積極的に女性管理職の登用を進める。また、16区全区に女性校長及び女性教頭を配置する。 ○教務主任女性比率を高めることを通じて、管理職女性比率を高めていくよう努める。	市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める女性の割合 17.8%	教育委員会
		○キャリアアップ推進研修 管理監督者として求められる役割・能力・知識等を身に付け、行政経営能力の向上を図るため、全市町村国際文化研修所が主催する、管理監督者を対象とする研修へ、係長級の行政職女性職員を派遣する「キャリアアップ推進研修」を実施する。 ・内容：「女性リーダーのためのマネジメント研修」（5日間） 令和2年11月30日（月）～令和2年12月4日（金） ・回数：1回 ・対象：係長級の行政職女性職員 ・参加者：1人	研修1回 1人	スポーツ市民局
45	市女性職員の能力開発・活用推進 【重点】	○女性職員の活躍推進研修 先輩職員との意見交換を実施。 ・開催日：令和2年7月29日（水） ・参加人数：32人 ○メンター養成研修 直属の上司・職員とは異なる職員（メンター）からの助言等により職員（メンティ）のキャリア形成等を側面から支援するため「名古屋市職員メンター制度」を試行実施することに伴い、研修を実施した。 ・開催日：令和2年7月30日（木） ・参加人数：24人	女性職員の 活躍推進研修 32人 メンター養成研修 24人	総務局
		○一般職員の人事異動の実施 引き続き、一般職員の人事異動において、男女の区別なく、個人の能力と適性に応じた人事配置に努めた。また、個々の職場においては、性別に偏らない職務分担となるよう努めた。	実施	総務局

3-⑫ 地域社会における女性の方針決定過程への参画促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
46	地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進	○区政協力委員制度の運営 市区政の情報を市民に伝達し、住民の市区政に関する意見を反映させるなど、市区及び住民相互の連絡を密にして、市区政への関心を高め、積極的な参加を図るとともに、各種市民運動を推進した。 ・平成29年度 学区委員長女性比率 2.3% ・平成30年度 学区委員長女性比率 3.4% ・令和2年度学区委員長女性比率：4.9% 委員の委嘱 ・委員数：5,429 人 ・女性：982 人（18.1%）、男性：4,447 人 ※委員数は令和2年4月1日現在（2年毎に斉改選） ・職務 広報広聴活動・災害対策への協力、社会教育活動・市民運動の推進など ・学区区政協力委員会に対する事務事業補助 広報広聴活動、社会教育活動などの運営費として補助金交付 ※区政協力委員大会は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止 ○区政協力委員協議会で「男女平等参画」に関する啓発資料を配布するなど、女性委員の登用についての理解と周知を図る	18.1% （令和2年4月1日）	スポーツ市民局
		○民生委員・児童委員における役職者数 民生委員・児童委員（委員数は令和3年3月末現在） ・単位民生委員協議会会長：266 人 女性会長：155 人（58.3%） ・市民生委員・児童委員連盟理事：32 人 女性理事：15 人（46.9%） ○市民生委員児童委員連盟に男女平等参画に関する啓発資料の配布依頼するなど、民生委員・児童委員に対し周知を図る。	単位民生委員協議会 女性会長 58.3%	健康福祉局

		○保健環境委員会における役職者数 一斉改選で、学区代表における女性委員登用を促進するため、市保健環境委員会へ働きかけを行う。 また、市保健環境委員会大会などの機会に「男女平等参画」に関する啓発資料を配布し、保健環境委員に対し周知を図る。	41.0% (学区会長の女性率)	健康福祉局
47	地域活動における女性リーダー育成のための学習機会の提供	○女性国内研修の実施 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のためすべて中止 他都市の女性施設・女性団体活動状況の視察や交流を通して、団体活動の視野を広げて今後の活動につなげるとともに、リーダーとしての資質向上を図る。 他都市視察 ・開催日：令和2年9月 ・視察先：横浜市 ・内容：他都市視察（女性団体と学習交流会、女性施設視察）、事前研修、事後研修、報告会 ・対象：女性団体の指導者 ・参加者数：4人（女性） ・実施回数：研修会3回、視察2泊3日、報告会1回	中止	教育委員会
		○女性学習団体リーダー研修会の実施 ※6月の研修会は新型コロナのため中止 社会の変化に対応した課題など幅広く多様な分野に視野を広げた学習ができるよう参加体験学習会等を開催する。 ・開催日：令和2年6月、令和3年2月 ・会場：イーブルなごや（女性会館） ・内容：参加体験学習、活動発表 ・対象：女性学習活動研究委託団体のリーダー及び市民一般	令和2年6月の研修会は中止 令和3年2月の研修会は規模を縮小して開催 116名	教育委員会
		○女性団体指導者研修会の実施 ※新型コロナのため10月～11月に延期 女性の団体・グループの指導者を養成するため、女性の団体・グループの指導者、指導者候補を対象に研修を実施する。成果物の活動発表や情報発信を行う。 ・開催日：令和2年6月～7月 ・会場：イーブルなごや（女性会館）・生涯学習センター ・内容：講義、実践、発表 ・対象：女性団体・グループの指導者、指導者候補 ・実施回数：5回 ・参加者数：16人程度	研修5回のべ75人	教育委員会
		○女性学習活動研究委託 女性の自主的な学習活動を定着させるとともに、よりよい学習をすすめる活動の研究を市内の女性の団体、グループに委託。 ・対象：市内在住・在勤・在学の成人女性10人以上で構成された団体・グループ ・委託期間：令和2年6月～12月 ・委託団体数：30団体	委託団体30団体	教育委員会
		○女性団体への支援（事業共催、事業補助） ※新型コロナのため体育活動は中止 女性による学習活動が全市的に幅広く効果的に行われるように、全市の規模で学習活動を実施している女性で構成される社会教育関係団体に対して支援を実施する。 ・内容：共催 学習活動 1件 補助 広報紙発行 1件、ボランティア活動 1件 体育活動 1件 ・対象：全市の規模で学習活動を実施する女性で構成された社会教育関係団体	共催1件 補助2件	教育委員会

3-⑬ 企業・教育機関・団体等における女性の方針決定過程への参画促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
48	女性の活躍推進企業認定・表彰制度（ロールモデルの発信） 【重点】	○女性の活躍推進企業の認定・表彰を実施 ・新規認定企業13社（表彰企業1社を含む）、従業員表彰2人（累計）認定企業143社 個人表彰27人 ・女性の活躍推進 中小企業認証部門10社（累計）34社	認定企業143社 従業員表彰27人 中小企業部門34社	スポーツ市民局
49	女性管理職養成・交流の支援	○定期講座等において女性の管理職養成・起業のための講座を実施（男女平等参画推進センター） 「女性起業家ヒギナースサロン」始め ・講座数：4講座4回 ・参加者：56人（女性48人、男性8人） ○「男女平等参画推進会議（イコールなごや）」に参加する経営者諸団体との意見交換を進めた	4講座 56人	スポーツ市民局
50	市立大学や関係団体における女性の活躍促進	○市立大学における女性教員比率向上のためのポジティブ・アクション ・各部局における行動計画（令和2年度分）を策定し、ウェブサイトへの掲載によって学内外へ公表。 ・子育てや介護等を行う女性教員への研究支援員の配置やワーク・ライフ・バランス相談室による相談事業など、教育・研究と子育て等の両立ができる就業環境整備を引き続き実施。 ・関係委員会において女性教員比率を定期報告するほか、5月現在の比率を、ウェブサイトへの掲載し、進捗状況について学内外に公表するなど一層の意識啓発を図った。	令和3年4月 女性教員比率 21.6%	総務局

<目標4>雇用等における男女平等

4-⑭ 雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
51	女性の活躍推進企業認定・表彰制度（企業部門）【重点】	○女性の活躍推進企業の認定・表彰を実施 ・新規認定企業13社（表彰企業1社を含む）、従業員表彰2人（累計）認定企業143社 個人表彰27人 ・女性の活躍推進 中小企業認証部門10社（累計）34社	認定企業143社 従業員表彰27人 中小企業部門34社	スポーツ市民局
52	女性の活躍に向けた中小企業への啓発【重点】	○女性の活躍推進企業の認定・表彰を実施 ・女性の活躍推進 中小企業認証部門10社（累計）34社 ○男女平等参画推進センターの企業向け研修において「女性の活躍推進企業認定・表彰制度」や「女性活躍応援企業見える化サイト」を情報提供	実施	スポーツ市民局
53	雇用等に関する相談事業	○労働相談の実施 市民からの労働問題に関して、専任の相談員1名が面談、電話又はEメールで随時対応 ・市民相談室 相談日時：月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時～11時45分、午後1時～3時45分	労働相談件数 437件	経済局
54	雇用等における男女平等に関する情報提供	○女性活躍応援企業見える化サイト 女性活躍に取り組む企業の紹介や、男女平等参画に関する講座等の情報提供 アクセス数：11,325件	11,325件	スポーツ市民局
		○女性活躍推進企業と女子大学生の交流会 大学へ出張し、女子大学生と女性活躍推進企業で働く女性社員によるワークショップ形式の交流会を開催 ・実施回数：2回 ・参加者数：60人 ○就職展等でのPR事業 就職展等において女性の活躍推進企業認定・表彰制度や女性活躍推進企業のPRを実施	実施	スポーツ市民局
		○女性労働情報提供の実施（男女平等参画推進センター） イーフルなごや1階の情報フロアや活動コーナーにおいて、女性労働に関する資料等の提供、ハローワークの求人情報コーナーを設置、また、国や他自治体のチャレンジ支援を実施している関係機関の情報を一元的に提供するためのコーナーを設置	実施	スポーツ市民局
		○市公式ウェブサイトや「労働情報なごや」「勤労者ガイドブック」等の広報媒体による情報提供 勤労全般に関する情報や資料を収集し、労働団体を始め広く市民に対し、市公式ウェブサイト等において広報啓発に努める。 ・「労働情報なごや」（年4回）を発行及び市公式ウェブサイトで広報 ・「勤労者ガイドブック」を発行及び市公式ウェブサイトで広報 ・「就労・生活支援ガイド」を発行及び市公式ウェブサイトで広報	労働情報なごや 500部/回 (4回)	経済局
		○育児、介護休業制度の普及啓発 労働に関する最新の諸法令や社会保障制度など労働者が安心して働くために必要な情報を収集し、市公式ウェブサイトにおいて広報啓発に努める。	実施	経済局

4-⑮ 女性の職業能力開発と就業支援				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
55	女性の職業能力開発講座の充実	○職業能力開発のための講座・セミナーの実施（男女平等参画推進センター） 「就職氷河期世代のキャリアデザイン」 始め ・講座数：9講座 22回 ・参加者：329人（女性293人、男性36人）	22回 329人	スポーツ市民局
		○女性の活躍推進企業女性社員に向けたキャリアアップ研修 女性管理職向け勉強会（最終日には交流会も実施） ・開催日：令和2年10月9日、11月12日、12月17日 ・参加者：27人 女性従業員向けキャリアアップ研修（最終日には交流会も実施） ・開催日：令和2年10月20日、11月26日、12月18日 ・参加者：29人	管理職向け勉強会 27人 キャリアアップ研修 29人	スポーツ市民局
56	女性の再就職支援【重点】	○女性の再就職を支援する講座、セミナー、講演会の開催（男女平等参画推進センター） 「就職氷河期世代のキャリアデザイン」 始め ・講座数：3講座 15回 ・参加者：267人（女性235人、男性32人）	15講座 267人	スポーツ市民局
		○なごやジョブマッチング事業 なごやジョブサポートセンターにおいて就職困難な方への就職準備セミナーの開催	セミナー 8回 117人	経済局
57	女性の起業支援【重点】	○女性の起業に関する講座、セミナー、講演会の開催（男女平等参画推進センター） 「女性起業家ヒギナスサロン」 始め ・講座数：3講座 12回 ・参加者：272人（女性251人、男性21人）	12回 272人	スポーツ市民局
		○創業相談の実施（新事業支援センター） 新事業支援センターにおいて、中小企業診断士等の専門家を配置して創業に関する相談等を行い、起業家を支援します。	相談企業件数 1,254件 相談等延べ件数 2,256件	経済局
58	関係機関等との連携した就業支援	○女性活躍応援企業見える化サイト 女性活躍に取り組む企業の紹介や、男女平等参画に関する講座等の情報提供	実施	スポーツ市民局
		○なごやジョブマッチング事業 なごやジョブサポートセンターにおいて市内で働きたい方への就職準備セミナー等の開催	セミナー 8回 117人	経済局
59	自営業等に従事する女性への支援	○愛知県農村生活アドバイザー認定事業 優れた能力、豊かな人間性をもち、農業経営で重要な役割を担うとともに、積極的に社会参画し地域の活性化に貢献している女性農業者を「愛知県農村生活アドバイザー」として認定し、先導的役割を果たしてもらう（平成7年度から開始された愛知県の制度）。名古屋市は候補者を推薦する。 ・認定者：10名（令和3年3月31日現在） ○家族経営協定 女性の農業への主体的参画と職業能力の向上を図る。名古屋市は認定農業者へ家族協定締結の推進に努める。 ・締結戸数：28戸（令和3年3月31日現在）	実施	緑政土木局

4-①⑥ 雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
60	企業への両立支援に向けた啓発事業 【重点】	○市公式ウェブサイトや「労働情報なごや」「勤労者ガイドブック」等の広報媒体による情報提供 勤労全般に関する情報や資料を収集し、労働団体を始め広く市民に対し、市公式ウェブサイトにおいて広報啓発に努める。 ・「労働情報なごや」（年4回）を発行及び市公式ウェブサイトで広報 ・「勤労者ガイドブック」を発行及び市公式ウェブサイトで広報 ・「就労・生活支援ガイド」を発行及び市公式ウェブサイトで広報	労働情報なごや 500部／回 (4回)	経済局
		○労働法令研修事業の実施 主に中小企業で構成する経済団体等の事業主や管理職が、労働期間管理の手法等に関する研修会等を実施する場合に、社会保険労務士を派遣。	応募なし	経済局
		○働き方改革の推進 ・働き方改革関連法への対応を支援するためのセミナーの開催 ・働き方改革専門家派遣事業 専門家を派遣し働き方改革関連法への対応や生産性向上を目的としたテレワークの導入等に関する助言を実施 ・企業認証 ワーク・ライフ・バランスの取組みについて一定の基準を満たす企業等を認証し、認証企業に対する認知度向上のため啓発・広報を行う ・ワークライフバランス推進セミナーの開催	セミナー5回 専門家派遣40社 認証企業社188社	経済局
		○育児、介護休業制度の普及啓発 労働に関する最新の諸法令や社会保障制度など労働者が安心して働くために必要な情報を収集し、勤労者ガイドブック等において広報啓発に努める。	実施	経済局
		○長時間労働の解消に向けた働きかけ 市公式ウェブサイトにおいて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた情報の提供を行う。	実施	経済局
		○母子健康手帳の交付 （「母性健康管理指導事項連絡カード」、「父親の育児参加」等の普及啓発内容を掲載） ・交付数：19,381件	交付数 19,381件	子ども青少年局
61	子育て支援企業認定・表彰制度 【重点】	○子育て支援企業認定・表彰制度 社会全体で子育てにやさしいまちづくりをすすめるため、子育てにやさしい活動を行っている企業を認定し、そのうち優れた活動を行う企業を表彰。 ・令和2年度認定企業数：15社、表彰企業数：新規3社、更新2社	累計227社認定 (令和2年度末)	子ども青少年局
62	保育所等利用待機児童対策	○保育所等の整備 ・民間保育所等の整備（8か所） ・賃貸方式による民間保育所の設置（15か所） ・小規模保育事業（7か所）等	30か所	子ども青少年局
63	多様な子育て支援事業 【重点】	○のびのび子育てサポート事業 子育ての援助を行いたい方（提供会員）と、受けたい方（依頼会員）からなる会員組織により、市民同士による子育ての相互援助活動を支援。 ・依頼会員：名古屋市内に在住、在勤、在学で生後57日目～小学校6年生の子どもをお持ちの方 ・提供会員：名古屋市内に在住で、20歳以上の方。講習会の受講が必要。 ※援助活動を実施した場合は次の料金を依頼会員が提供会員に支払う ・平日の時間内（7時～19時） 1時間800円 ・土日祝日、年末年始及び時間外 1時間1,000円 ・提供会員入会前の講習会 年4回実施 ・提供会員確保のため保育士資格保有者向け短時間の講習会実施 ・既提供会員向けフォローアップ研修実施 ・本部（1箇所）と支部（8箇所）の実施体制	活動件数15,696件 依頼会員7,158人 提供会員1,229人 両方会員364人	子ども青少年局
		○休日保育事業 日曜、祝日の保護者の就労により、保育を必要とする保育所等利用児童等の保育を行う事業を16か所（各区1か所）で実施。	16か所	子ども青少年局
		○延長保育事業及び夜間保育事業 保護者の就労時間の多様化に対応するため、保育時間（11時間）を延長して、保育を行う事業を444か所で実施。 実施か所数（令和2年度） ・1時間延長：419か所 ・2時間延長：16か所 ・3時間延長：3か所 ・4時間延長：4か所 ・6時間延長：2か所	実施か所数 444か所	子ども青少年局
		○産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業 産休・育休あけの職場復帰にあわせて入所予約することにより、入所を円滑にする事業を110か所で実施。	実施か所数 110か所	子ども青少年局
		○一時保育事業 保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育（非定型）や保護者の傷病などによる緊急時の保育（緊急）、新たな気持ちで育児に取り組むための利用（リフレッシュ）を行う事業を保育所・認定こども園55か所、小規模保育事業7か所で実施。 また、公立保育所95か所で、リフレッシュ保育に特化したリフレッシュ預かり保育事業を実施。さらに、民間保育所2か所で、保護者の緊急ニーズに応じて、24時間365日児童を受け入れる24時間緊急一時保育事業を実施。	一時保育事業 62か所 リフレッシュ預かり保育事業 95か所 24時間緊急一時保育事業 2か所	子ども青少年局
		○病児・病後児デイケア事業 小学生までの病気または病後回復期にある児童について、勤務などにより家庭で育児を行うことが困難な場合に、医療機関などにおいて一時的に預かる事業を22か所で実施。 実施か所数（令和2年度） ・単独型：1か所 ・保育所型：1か所 ・医療機関型：21か所	実施か所数 23か所	子ども青少年局
		○幼稚園・心の教育推進プラン 子育て支援事業 保護者の多様なニーズに対応し、幼稚園における子育て支援の充実を図る。 ・園舎、園庭の開放 ・未就園児の親子登園日 ・子育て相談 ・子育て井戸端会議等	子育て支援事業 参加人数 22,278人	教育委員会
		○預かり保育 幼稚園の管理下において、子育て支援の一環として保護者の希望する幼児に対し教育時間外にも保育を行う。	実施園数 23園	教育委員会

64	放課後児童健全育成事業の推進	○留守家庭児童健全育成事業 小学生の留守家庭児童を対象に、各区児童館において留守家庭児童クラブ事業を実施するとともに、地域の留守家庭児童育成会に対して運営費の助成を行う。 (指導日は日曜日、祝日、年末年始を除く毎日) ・実施箇所数：196 か所 (育成会：182 か所、児童館：14 か所)	実施か所数 196 か所 申込児童数 6,004 人 (令和 3 年 3 月)	子ども青少年局
		○トワイライトルームの実施 すべての子どもたちが豊かに放課後を過ごすことができることを目指して、全小学校で実施するトワイライトスクールを基盤に帰宅時等に保護者が就労等により家庭にいない児童に対し、時間延長をはじめとしたより生活に配慮した事業であるトワイライトルームを実施。 ・実施数：49 か所 ・参加申込者数：11,241 人	実施か所数 49 か所 申込児童数 11,241 人 (令和 3 年 3 月)	子ども青少年局
65	介護基盤の整備	○「NAGOYA かいごネット」による情報提供 制度の概要等介護保険に関する幅広い情報とともに、利用者が介護保険サービス事業者を適切に選択できるよう、きめ細かな事業者情報を提供。 内容 ・介護保険制度概要、介護保険 Q & A、介護保険関係統計情報、 ・介護保険関係法令、介護保険事業者情報、 ・介護サービス事業参入支援情報 等 アドレス http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/ ○介護サービスの情報公表制度 利用者が介護保険サービス事業者を適切に選択できるよう、きめ細かな事業者情報を提供。 内容 ・介護保険事業者情報 等 アドレス http://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/	実施	健康福祉局
		○介護基盤の整備 「名古屋市長寿プランなごや 2018」に基づき、介護保険サービス等の基盤整備を推進。 ・特別養護老人ホーム 定員 100 人増 ※令和 2 年度新規整備	特別養護老人ホーム 100 人分着工	健康福祉局
66	育児・介護休業者への支援	○職場復帰準備セミナーの開催(男女平等参画推進センター) 「職場復帰準備セミナー」始め ・講座数：4 講座 4 回 ・参加者：49 人(女性 41 人、男性 8 人)	4 講座 49 人	スポーツ市民局
67	市役所における両立支援の推進【重点】	○特定事業主行動計画において定める、「男性職員の育児休業等取得率(※)」の目標値 50.0%の達成に向けて、以下のような取り組みを行う。 ※次の①～③により、週休日を除き 20 日以上取得した場合(連続である必要はない)「①育児休業、②産前 8 週・産後 8 週の間で職免等、③①及び②の組み合わせ」、教員を除く。 ・子育て支援制度の周知や子育てに関する様々な情報提供のため新規採用職員に「職員子育て支援ハンドブック」を配付 ・子育て支援制度の周知や子育てに関する様々な情報提供 ・チェックリスト、局区室長からのメッセージ、面談虎の巻等を活用した上司からの働きかけを実施 ・より効率的に仕事が進むように、業務改善活動を推進	実施	総務局
		○職員研修の機会を通じて、仕事と子育てを両立しやすい職場づくりに向けた意識啓発に継続して努める。 ○ジャンプアップ研修において、効率的な業務の進め方を習得するため「タイムマネジメント講座」を e ラーニングにて実施 ・開催期間：令和 2 年 10 月 1 日(木)～令和 2 年 10 月 30 日(金) ・参加人数：178 人 ○ジャンプアップ研修において、仕事と子育てに関する理解を深めるため「男性職員の仕事と家庭の両立支援研修」を実施 ・開催日：令和 2 年 7 月 28 日(火) ・参加人数：42 人	タイムマネジメント 117 人 仕事と家庭の両立支援 42 人	総務局
		○「仕事と子育て両立支援相談員」を各局区室に配置し、子育て職員の相談にのると共に、育児休業者職場復帰支援研修においても研修生にアドバイスをを行う等の積極的活用	実施	総務局
		○育児休業からの円滑な復帰を進めるため、「育児休業者職場復帰支援研修」を開催し、本市の子育て支援の状況やメンタルヘルスなどにかかる情報を提供 ・開催期間：令和 2 年 7 月 10 日(金)～令和 2 年 8 月 14 日(金) 令和 3 年 2 月 15 日(月)～令和 3 年 3 月 8 日(月) ・参加人数：165 人	2 回 165 人	総務局
		○令和 2 年度男性職員の育児休業等取得率	23.7%	総務局
		○旧姓使用の実施 引き続き、「名古屋市民職員旧姓使用取扱規程」に基づき、法律等に抵触するおそれのない範囲内において専ら組織内部で使用され、職務上支障がないと認められる文書等において旧姓の使用を認める。	女性 876 人 男性 62 人 計 938 人 (令和 2 年 4 月 1 日現在)	総務局
		○24 時間保育所の設置・運営(東部医療センター・西部医療センター)	実施	病院局

<目標5>家庭・地域における男女の自立と平等参画

5-⑪ 男性の家事・育児・介護等への参画促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
68	男性の家事・育児への参画支援 【重点】	○男性の家事・育児の参加を支援する講座・セミナー等（男女平等参画推進センター） 「父親の子育て参画～乳幼児期の子育てに大切なこと～」 始め ・講座数：3 講座 8 回 ・参加者：103 人（女性 8 人、男性 95 人）	8 回 103 人	スポーツ市民局
		○家庭における家事、育児等の男女平等参画促進のための啓発の実施 共働きの妊娠、出産、育児に起こりがちな問題と対応の知識を妊娠中から知り、父親の育児参加を促進することによって共働き家庭の子育てが安心してできるよう支援するための教室の開催。 ・実施日：土・日曜日の午前及び午後 ・開催回数：年間 52 回	パパママ教室 52 回	子ども青少年局
		○両親学級 妊婦とその夫を対象に、妊娠、出産、育児に関する保健知識の普及、相談及び地域の仲間づくりを推進するための両親（母親）教室を各区保健センターにて開催。 ・開催回数：247 回	両親学級 247 回	
		○父親の育児への参加意識を高めるための講座や父親と子どものふれあいを目的とした講座やイベント ○パパと楽しむ「絵本読み聞かせ」、パパと遊ぶ「からだ遊び」等の講座の開催	父親向け講座 1 回	子ども青少年局
		○家庭教育の普及促進 親学推進協力企業制度を実施し、企業から保護者である従業員へ、子どもにとって親はどうあるべきかを考え、子育ての責務やその楽しさなどについて学ぼうという「親学」に触れる機会を提供	メルマガ配信年 4 回 リーフレット配付 年 1 回 制度周知・取組照会 チラシの作成・配布	教育委員会
		○定期講座等で、家庭・地域での男性の参画を促進する講座を実施（各区生涯学習センター）	講座等事業数 1	各区／教育委員会
69	男性の介護への参画支援	○男性の介護の参加を推進する講座・セミナー等（男女平等参画推進センター） 「老齢年金の正しい知識と 75 歳までの働き方」 始め ・講座数：2 講座 4 回 ・参加者：137 人（女性 52 人、男性 85 人）	2 回 137 人	スポーツ市民局
		○家族介護者教室の実施 介護実習・普及センターであるなごや福祉用具プラザ（名古屋総合リハビリテーション事業団）へ事業を委託。介護方法や介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得するための教室を開催。	介護者教室 31 回	健康福祉局
		○認知症の方を介護する家族への支援事業の実施 ・家族教室 認知症に関する知識・介護方法などの講話、介護経験者との交流会などを実施 （中止） ・家族サロン 介護の悩みや不安を話し合う交流会や情報交換などを実施 開催回数：159 回 参加者数：延べ 1,221 人 ・医師の専門相談 もの忘れ相談による認知症の症状や治療についての相談を実施 開催回数：168 回 相談者数：延べ 260 人 ・認知症サポーターの養成講座 認知症に関する正しい知識を持った認知症サポーターを養成 開催回数：288 回 参加者数：延べ 4,990 人 ○認知症の方を介護する家族ピアサポート推進事業の実施 ・家族支援プログラム （中止） ・家族交流会 開催回数：5 回 参加人数：延べ 39 人	実施	健康福祉局

5-⑫ 地域活動における男女平等参画の促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
70	地域活動における男女平等参画の啓発【重点】	○区区政協力委員制度（目標値：女性比率 17.0%） あらゆる機会に、女性委員推薦の働きかけを行った。 ・委員数：5,429 人（うち女性 982 人（18.1%）） ・学区委員長：266 人（うち女性 13 人（4.9%）） ・区議長：16 人（うち女性 2 人） （令和2年4月1日現在（2年毎に一斉改選・改選年度））	18.1% （令和2年4月1日時点）	スポーツ市民局
		○地域コミュニティ活性化の推進 幅広い市民が地域活動へ参加できるよう働きかけを行う。 ・学区ホームページ開設学区に対する大学生のアフターフォローの実施 ・コミュニティ講習会の開催（年 5 回） ・大学と連携し、学生に地域活動に参加する場所を提供	実施	スポーツ市民局
		○区事業における男女平等参画啓発資料の配布・啓発	実施	スポーツ市民局
		○民生委員、児童委員制度 市民生委員児童委員連盟に男女平等参画に関する啓発資料の配布依頼をするなど、民生委員・児童委員に対し周知を図る。 ・全委員数：4,276 人 ・女性委員数：3,514 人（82.2%）	82.2% （令和2年12月1日現在）	健康福祉局
		○保健環境委員制度 一斉改選で、女性委員登用を促進するため、市保健環境委員会へ働きかけを行う。 また、市保健環境委員会大会などの機会に「男女平等参画」に関する啓発資料を配布し、保健環境委員に対し周知を図る。	保健環境委員の 女性比率 65.0%	健康福祉局
71	地域における子育て支援事業への参画	○のびのび子育てサポート事業 子育ての援助を行いたい方（提供会員）と、受けたい方（依頼会員）からなる会員組織により、市民同士による子育ての相互援助活動を支援。 ・依頼会員：名古屋市内に在住、在勤、在学で生後 57 日目～小学校 6 年生の子どもをお持ちの方 ・提供会員：名古屋市内に在住で、20 歳以上の方。講習会の受講が必要。 ※援助活動を実施した場合は次の料金を依頼会員が提供会員に支払う ・平日の時間内（7 時～19 時） 1 時間 800 円 ・土日祝日、年末年始及び時間外 1 時間 1,000 円 ・提供会員入会前の講習会 年 4 回実施 ・提供会員確保のため保育士資格保有者向け短時間の講習会実施 ・既提供会員向けフォローアップ研修実施 ・本部（1 箇所）と支部（8 箇所）の実施体制	活動件数 15,696 件 依頼会員 7,158 人 提供会員 1,229 人 両方会員 364 人	子ども青少年局
		○地域子育て支援拠点事業 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施。 ・名古屋市地域子育て支援拠点事業：57 か所 （支援拠点から応援拠点への鞍替えが 4 か所あった場合は 53 か所） ・名古屋市子育て応援拠点事業：8 か所 ・子ども・子育て支援センター：1 か所 ・保育所地域子育て支援センター：52 か所 ・児童館：17 か所	応援拠点：8 か所 支援拠点：49 か所 子子 C：1 か所 保育所 C：52 か所 児童館：17 か所	子ども青少年局
		○なごやすくすくボランティア事業	派遣回数	子ども青少年局

		・なごやすくすくボランティア養成講座の実施 ・名古屋市すくすくサポーター登録者数の増加 ・名古屋市すくすくサポーターの子育て支援活動への派遣の増加	204 回 派遣人数延べ 243 人	
72	NPO 等との連携	ONPO/NGO、市民団体への事業委託（公営事業含む） 市民企画公募委託事業の実施 市民団体より事業の企画案を募集し、選考で決定された 1 事業について、市の主催事業として委託実施することにより、団体の活動支援を行う。 「こども・女性目線の『たすかる暮らし』『たすける暮らし』」 ・講座数：1 講座 3 回 ・参加者：23 人（女性 20 人、男性 3 人）	3 回 23 人	スポーツ市民局
		ONPO 等と連携市民参加型の交流事業（市民交流事業） 市民交流事業の実施 市民・団体等のネットワーク形成をめざして、NPO 等と連携した事業を行う。 「イーブルなごやフェスティバル」始め ・事業数：4 事業 ・参加者：170 人	4 事業 170 人	スポーツ市民局
		○市民活動推進センターの運営（設立、運営支援）	実施	スポーツ市民局

5-⑨ 高齢期における男女の生活の自立				
事業		令和 2 年度の事業実績	【実績値】	所管局
		○高齢期等におけるキャリアを支援する講座・セミナー等（男女平等参画推進センター） 「老齢年金の正しい知識と 75 歳までの働き方」始め ・講座数：2 講座 4 回 ・参加者：137 人（女性 52 人、男性 85 人）	4 回 137 人	スポーツ市民局
73	高齢男女の就業支援	○高齢者就業支援センターの運営 高齢者が就業を通じて社会の担い手として活躍できるように、就業に関する相談や情報提供、技能講習等を実施し、高齢者の就業を支援。 また、令和 2 年 10 月より、就業支援センター内にシニアサポートセンター（ハローワーク名古屋東）を設置し、これまでの 高齢者就業支援センターの技能講習、自主事業支援やシルバー人材センターの短期就労などの取り組みに、新たにハローワークによる職業紹介機能が加わり、高齢者就業の様々なニーズに対して、ワンストップかつ三位一体で幅広い対応を実施。 なお、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を受け、利用者である高齢者への感染予防の観点から、令和 2 年 4 月 10 日から令和 2 年 5 月 31 日、令和 3 年 1 月 14 日から令和 3 年 2 月 28 日の期間施設を休館（電話による就業相談、シニアサポートセンター相談は実施）。感染対策のため資料（図書）コーナーは令和 2 年 4 月 10 日より閉鎖し、技能講習は参加人数を減らして実施。	実施	健康福祉局
		○シルバー人材センター事業の促進 高齢者がその豊かな知識や経験を生かして生きがいを高め、社会活動を行うことができるよう、事業所や一般家庭等から高齢者に適した臨時的・短期的な仕事を受託し、会員に提供。 また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、シルバー人材センターへの入会説明会について一定期間中止するとともに、一時期を除いて開催にあたり定員を設け、事前予約制にて実施。	シルバー人材センター 会員数 7,682 人 （令和 3 年 3 月 31 日）	健康福祉局
74	高齢男女の社会参画支援	○老人クラブ活動の促進 老人クラブ活動の促進のため、名古屋市老人クラブ連合会、各区老人クラブ連合会、単位老人クラブに対し補助金を交付。	老人クラブ会員数 51,557 人 （令和 3 年 1 月 1 日）	健康福祉局
		○鯉城学園の運営 高齢者の生きがいを高め、地域活動の推進的役割を果たすことのできる人材を育成するため、学習の場を提供。 開設コース・専攻 ・令和元年度入学生：4 コース 11 専攻 （社会コース：環境・国際、生活コース：健康・生活・福祉（福祉）・福祉（音楽） 創造コース：園芸・陶芸・美術、地域コース：地域・文化） ・平成 30 年度入学生：4 コース 10 専攻 （社会コース：環境・国際、生活コース：健康・生活・福祉（福祉）・福祉（音楽）、 創造コース：園芸・陶芸・美術、地域コース：地域・文化） 定員 ・令和 2 年度入学生定員：760 人 ・令和元年度入学生定員：760 人 ・総定員数：1,520 人 なお、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の発令を受け、利用者である高齢者の感染予防の観点から、施設を 1 年間休校。	鯉城学園定員 1,520 人	健康福祉局
		○福祉会館の運営 地域における高齢者の各種相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション活動の場の提供等の便宜を図るため、各区に 1 館ずつ設置。 なお、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言を受け、利用者である高齢者への感染予防の観点から、令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 6 月 30 日、令和 2 年 8 月 11 日から令和 2 年 11 月 1 日、令和 3 年 1 月 15 日から令和 3 年 2 月 28 日の期間施設を閉鎖していたが、その他期間においては一部事業を実施。	福祉会館利用者数 34,882 人	健康福祉局
		○地域支えあい事業 学区において相談や調整を担う「ご近所ボランティアコーディネーター」を核に、ちょっとした困りごとを抱えた高齢者とボランティアとして地域の中で手助けする元気な高齢者等をつなぐ仕組みづくりを推進する。	実施	健康福祉局
		○高齢者虐待の相談支援事業の実施 ・高齢者虐待相談センター 高齢者虐待に関する相談事業（電話相談、面接相談、法律相談、介護者・養護者のこころの相談）等を実施。 ・高齢者虐待休日・夜間電話相談窓口 土日・祝日・時間外の電話相談を実施することにより、24 時間・365 日の相談体制を確保。 ・区高齢者虐待防止ネットワーク支援会議 弁護士等のスーパーバイザーの助言のもと介入・支援策の検討。 ・高齢者短期入所ベッド確保等事業 緊急時における高齢者虐待対応専用の短期入所用ベッド 6 床を確保したほか、事前に契約を行った施設の空床活用を実施。	実施	健康福祉局
75	高齢者に対する相談事業	○いきいき支援センターの運営 ・介護予防ケアマネジメント事業の実施 要支援状態になる恐れのある方や要支援者への支援を行う事業を実施 ・総合相談支援事業の実施 健康・福祉・介護などの総合的な相談を実施。また、高齢者の見守り支援事業を実施 ・権利擁護事業の実施 虐待の防止及びその早期発見のための事業、成年後見制度の活用のための支援及び処遇困難事例への対応その他の権利擁護のための事業を実施 ・包括的継続的ケアマネジメント事業の実施 介護支援専門員等への支援を行う事業を実施 ・ランチ型総合相談窓口事業の実施 対象者の利便性を考慮し、その相談を受け付け、集約した上で、いきいき支援センターにつなぐための窓口を設ける事業を実施 ・認知症高齢者を介護する家族支援事業の実施	実施	健康福祉局

		電話等による相談、家族教室の開催、家族サロン（憩いの場）の運営、専門医による相談、普及啓発を実施		
--	--	--	--	--

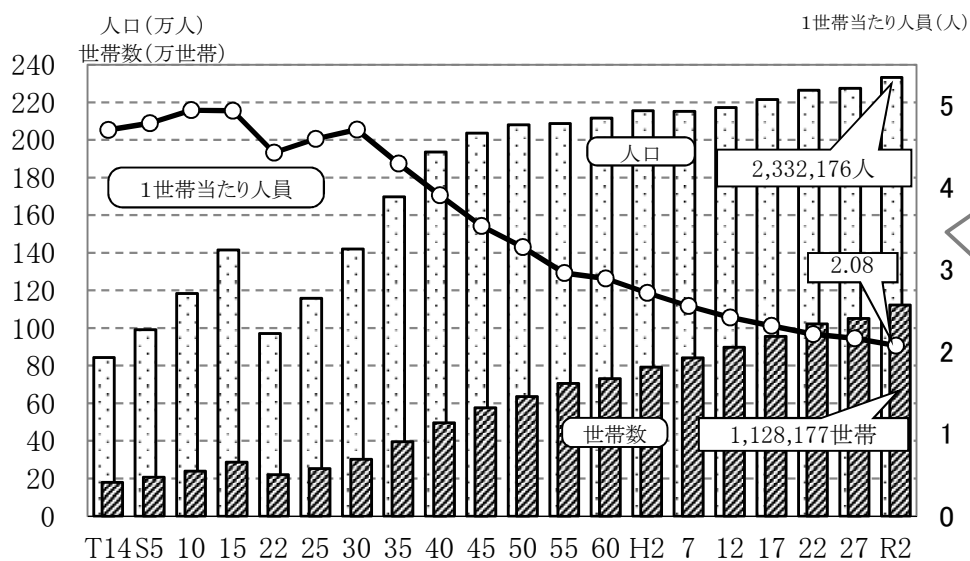
5-20 防災における男女平等参画の促進				
事業		令和2年度の事業実績	【実績値】	所管局
76	防災対策についての広報啓発	○男女平等参画の視点の防災に関する講座、セミナー等（男女平等参画推進センター）「こども・女性目線の『たすかる暮らし』『たすける暮らし』」始め ・講座数：2 講座 4 回 ・参加者：32 人（女性 27 人、男性 5 人）	4 回 32 人	スポーツ市民局
77	地域防災力の向上	○助け合いの仕組みづくりの推進 地域の自主的な活動として、避難行動要支援者の迅速な安否確認や避難支援を行うため、「助け合いの仕組みづくり」を推進	実施町内会自治会の割合：91.9%	防災危機管理局
		○防災安心まちづくり事業の推進 各学区防災安心まちづくり委員会などと連携して、講習会の開催、初期消火、救出・救護、避難等の訓練を実施し、効果的な防災活動を促進	実施	消防局
		○自主防災組織の活動支援 町内会、自治会単位で自主防災組織の結成を促し、これらの自主防災組織に対し防災用品の助成を行うとともに個々の自主防災組織の防災力を詳細に捉え、それに応じた防災活動の具体的な提案、支援を計画的、継続的に実施	実施	消防局
		○消防団員の充足率の向上 ポスターなどを制作し、16 行政区において団員募集キャンペーンを実施してまいります。	消防団員募集ポスター、ティッシュ及びチラシの作成、消防団 PR イベントの実施、消防出初式における消防団広報、消防団員募集キャンペーンの実施	消防局
		○学校における防災教育 ・「なごやっ子防災ノート」の配布（小 1・小 4・中 1） ・防災教育講習会の実施 ・実践的な防災訓練の実施	防災ノート 小 1、小 4、中 1 に配布	教育委員会
78	性別に配慮した避難所運営	○指定避難所開設・運営訓練の実施 災害発生時の避難所の開設・運営を円滑にするため、市民参加型の訓練を実施	119 学区で実施	防災危機管理局
		○災害救助物資の備蓄 生理用品の購入	生理用品の備蓄 29,942 枚	防災危機管理局
		○啓発冊子の作成・配布 ・各区役所、支所、保健センター、図書館、消防署、港防災センター等での配布	実施（R1 年度印刷分を配布）	防災危機管理局
79	防災における相談支援	○被災時の避難所などで発生する女性の悩みに関する相談体制を整備 災害時対応相談マニュアルの整備	実施	スポーツ市民局

Ⅲ 男女平等参画白書（令和３年度版）

- 1 社会全体の状況
- 2 目標１ 性別にかかわる人権侵害の解消
- 3 目標２ 男女平等参画推進のための意識変革
- 4 目標３ 方針決定過程への女性の参画
- 5 目標４ 雇用等における男女平等
- 6 目標５ 家庭・地域における男女の自立と平等参画

1 社会全体の状況

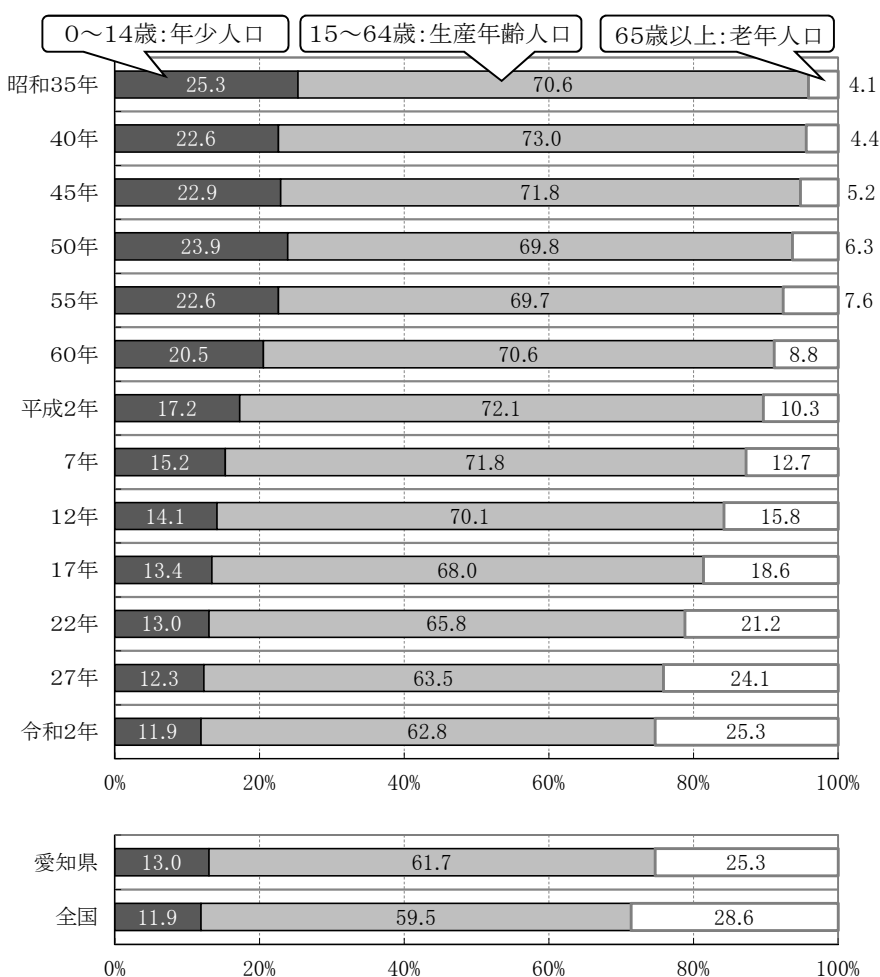
図表1 人口と世帯数の推移（名古屋市）



令和2年国勢調査

人口、世帯数は増えていますが、1世帯当たりの人員は減っています。

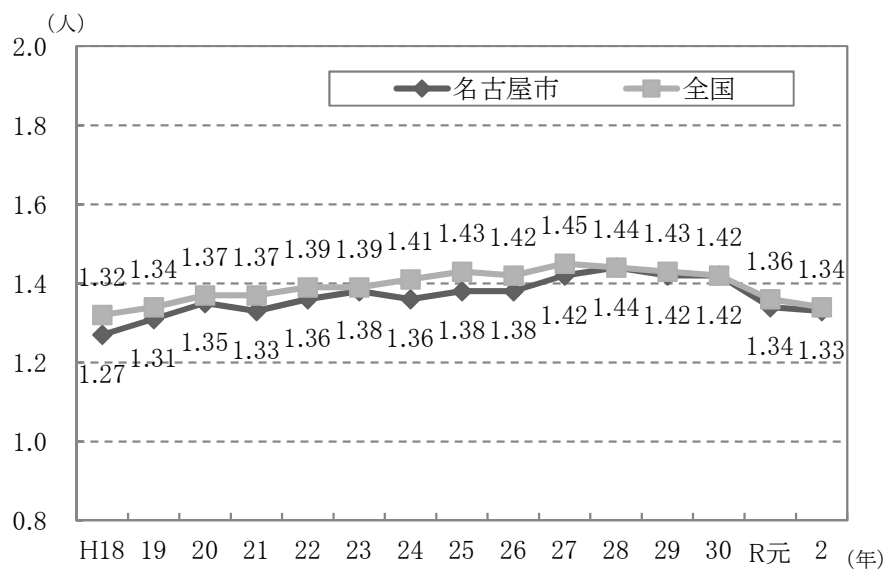
図表2 年齢3区分別人口割合の推移（名古屋市）



令和2年国勢調査

年少人口の割合は減っており、老年人口の割合は増えています。全国とそれほど大きな違いはありませんが、生産年齢人口がやや多く、老年人口割合がやや少ないという傾向があります。

図表3 合計特殊出生率の推移（名古屋市と全国）



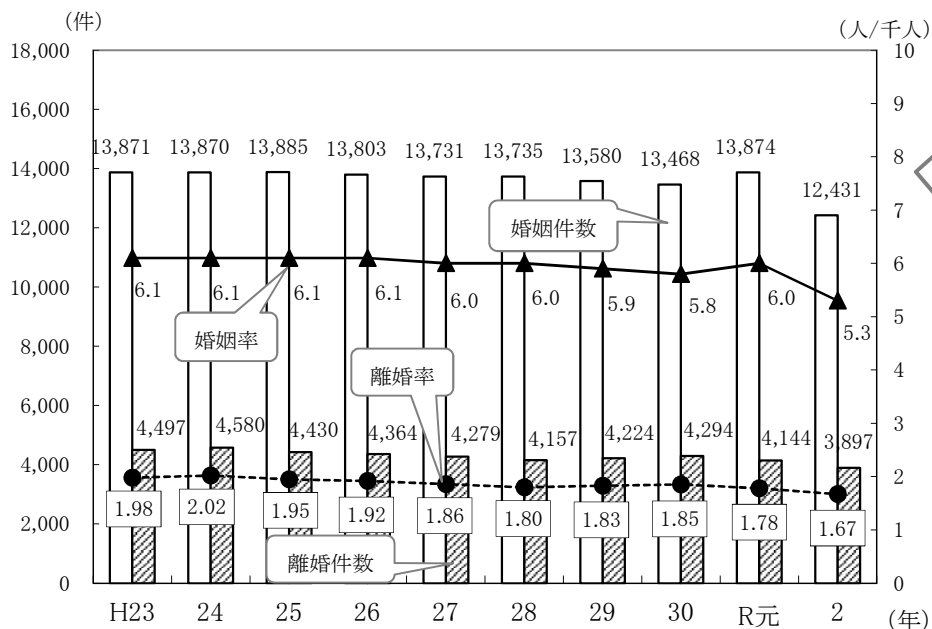
以前は上昇傾向にありましたが、近年は減少傾向になっています。

令和2年 人口動態統計（厚生労働省）

令和3年度 子ども青少年局調べ（名古屋市）（概数）

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の、平均子ども数に相当する。

図表4 婚姻・離婚の推移（名古屋市）

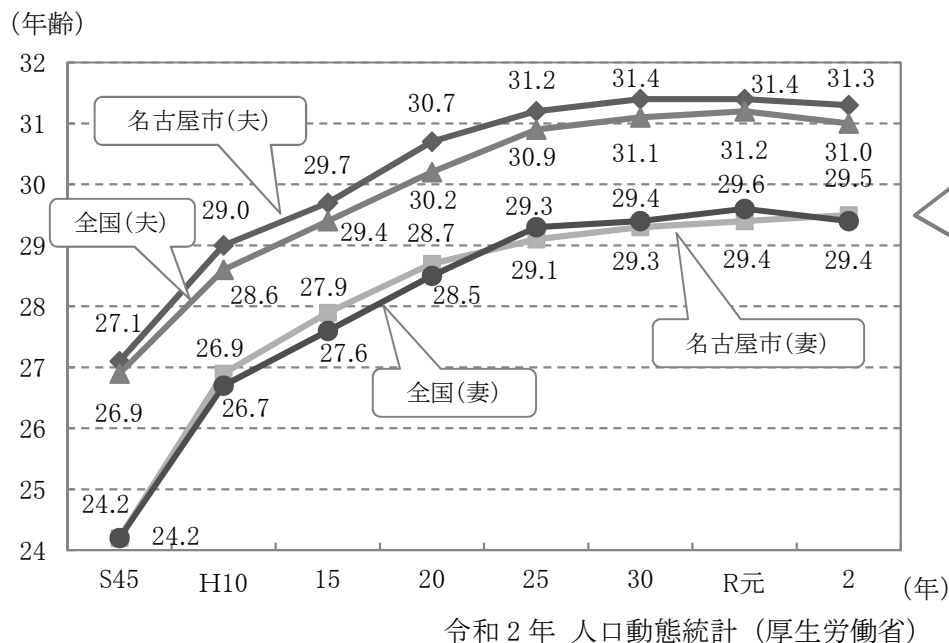


婚姻件数（率）、離婚件数（率）ともに減少傾向です。

令和2年版 名古屋市統計年鑑

※婚姻・離婚率は、人口千人に対する割合

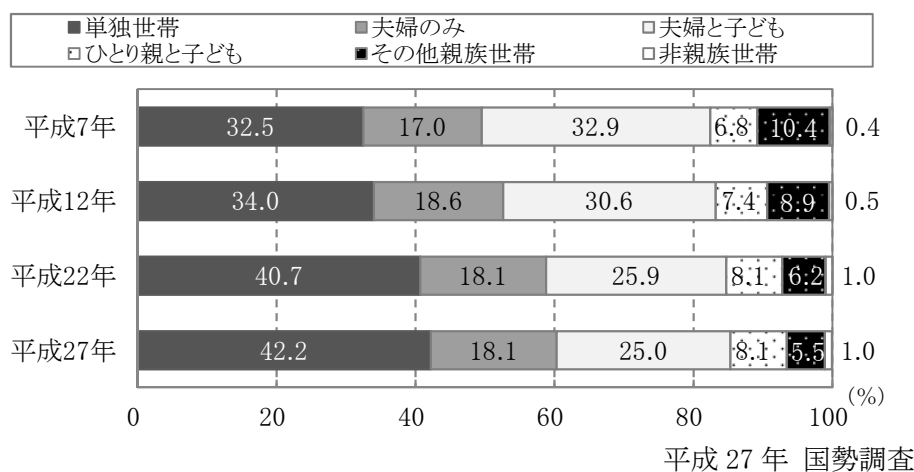
図表5 平均初婚年齢の推移（名古屋市と全国）



平均初婚年齢は男女とも年々高くなり、晩婚化が進む傾向にあります。

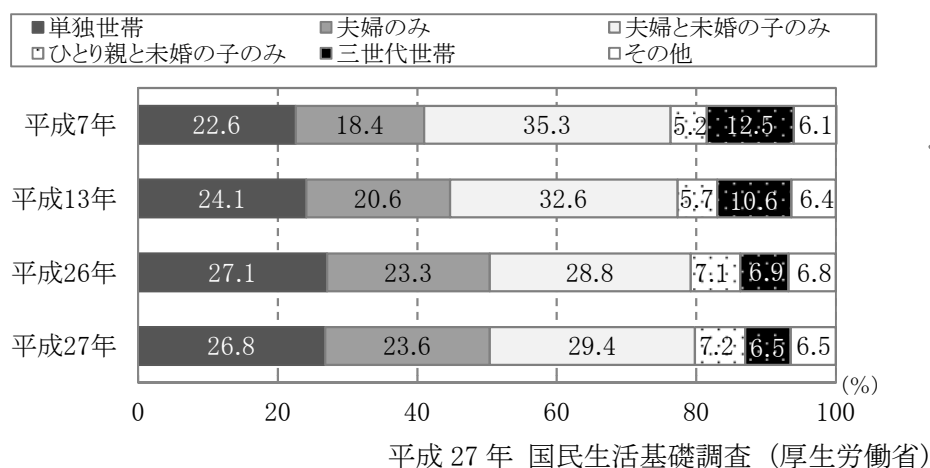
図表6 世帯構造別構成割合の推移

●名古屋市



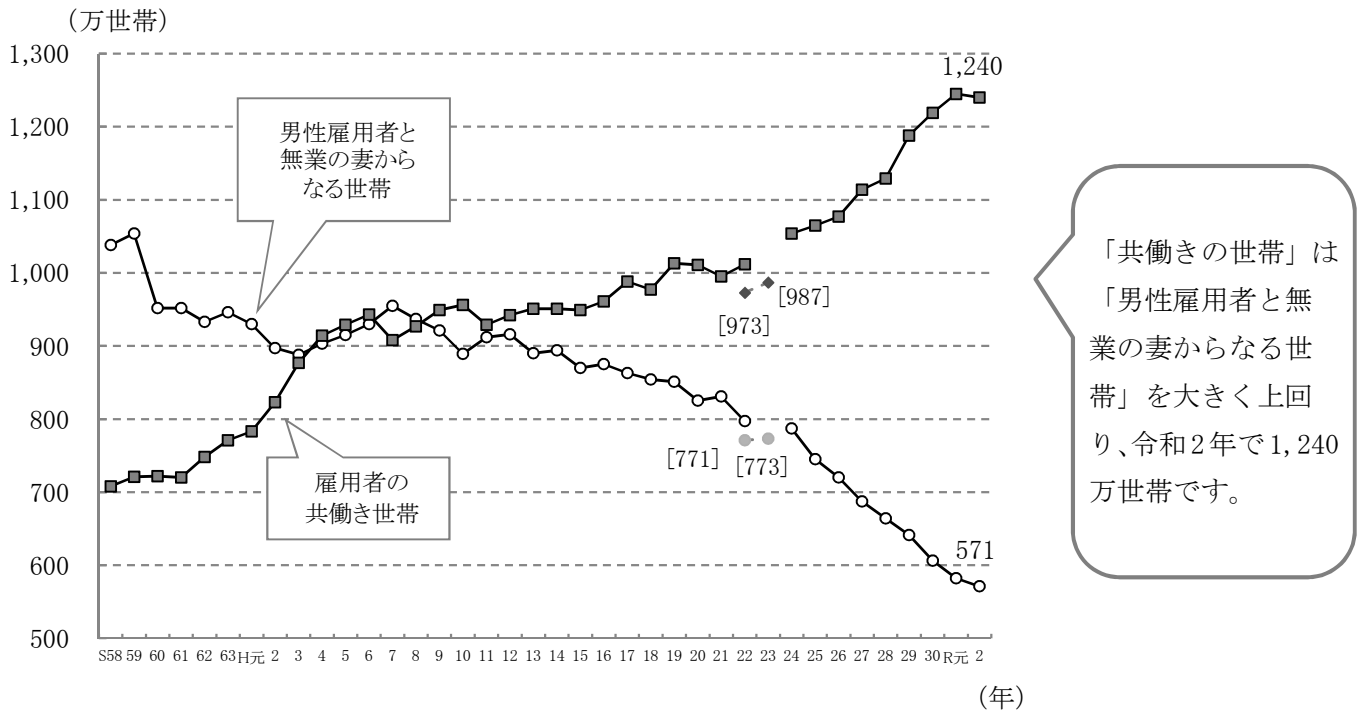
名古屋市の場合、「夫婦と子ども世帯」が減少し、「単独世帯」が最も多い割合です。

●全国



全国では、「夫婦と未婚の子のみ」の世帯が最も多くなっています。

図表 7 共働き等世帯数の推移（全国）



令和2年版 男女共同参画白書(内閣府)

1. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
2. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
3. 平成22年及び23年の〔 〕内の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

図表 8 ジェンダー・ギャップ指数（GGI）における我が国の順位の推移（日本順位／測定可能国数）

報告書 発行年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
GGI (値)	94/134 (0.652)	98/135 (0.651)	101/135 (0.653)	105/136 (0.650)	104/142 (0.658)	101/145 (0.670)	111/144 (0.660)	114/144 (0.657)	110/149 (0.662)	121/153 (0.652)	120/156 (0.656)

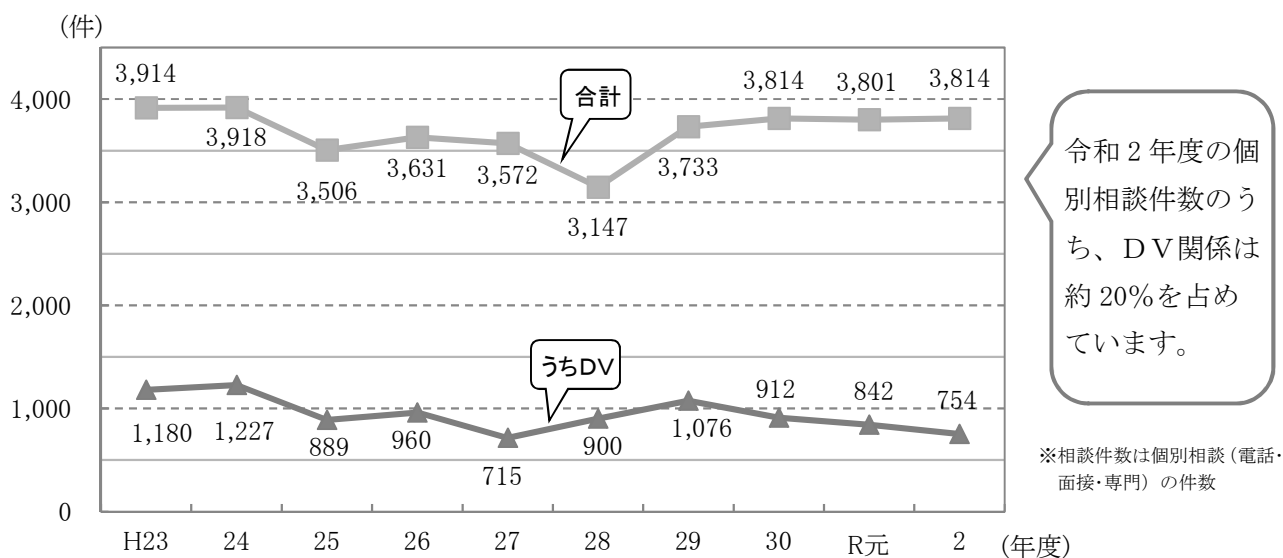
日本のGGIは120位と低い順位にあります。

GGI：ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味している。
測定可能な国数は153か国。

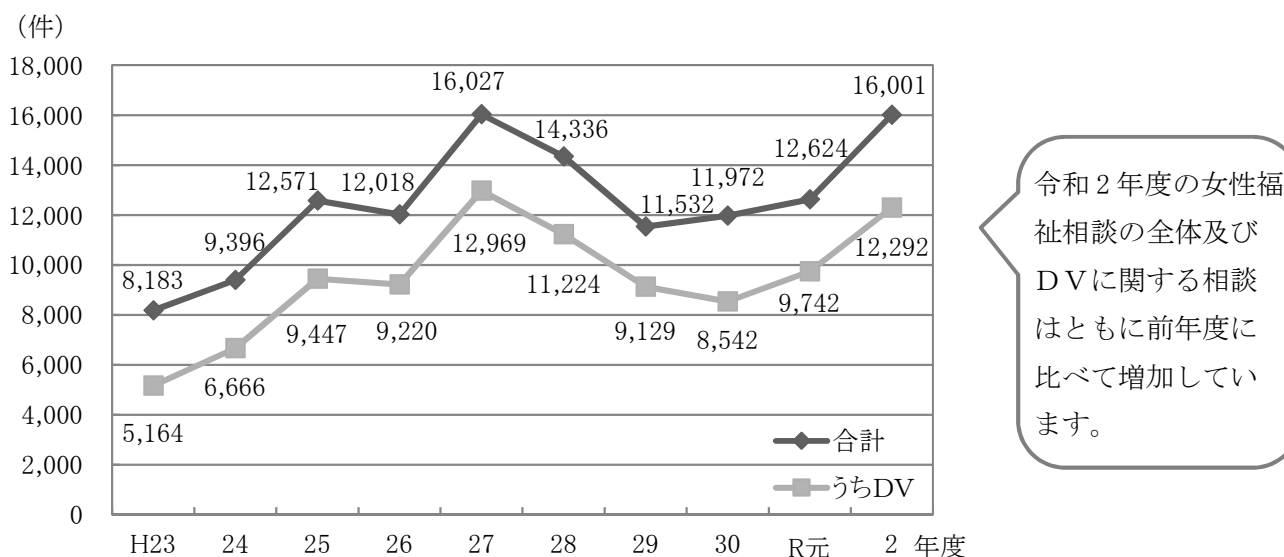
2 目標 1 性別にかかわる人権侵害の解消

図表 9 女性のための総合相談件数



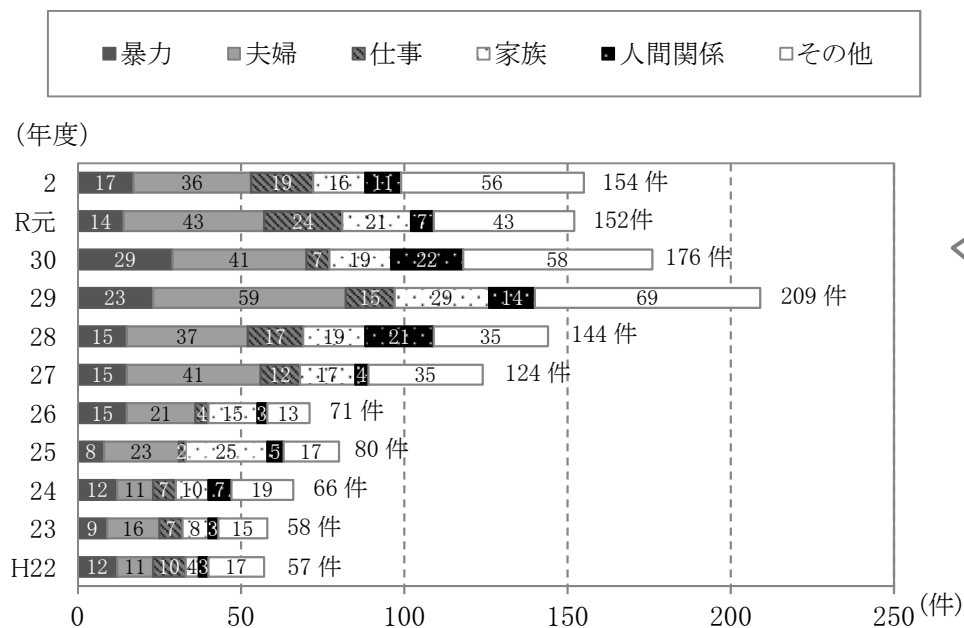
令和 3 年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

図表 10 女性福祉相談延件数（配偶者暴力相談支援センター及び社会福祉事務所）



※相談件数には、男性からの DV 相談件数を含む
令和 3 年度 子ども青少年局調べ（名古屋市）

図表 1 1 名古屋市男性相談件数

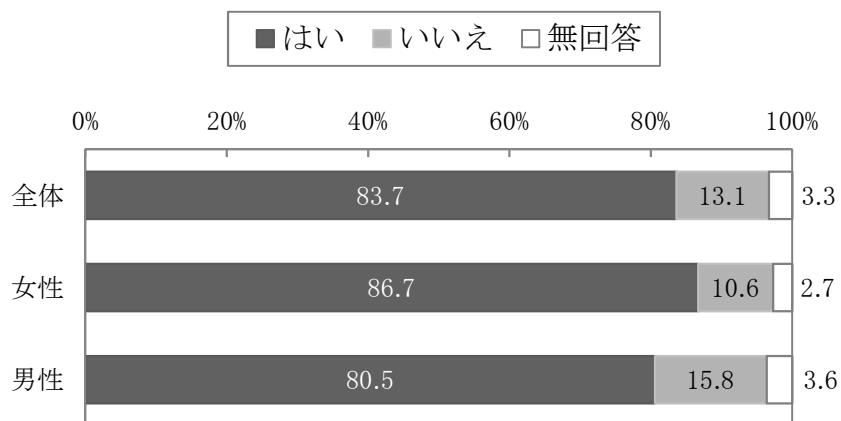


夫婦に関する相談
が最も高い割合を
占めています。

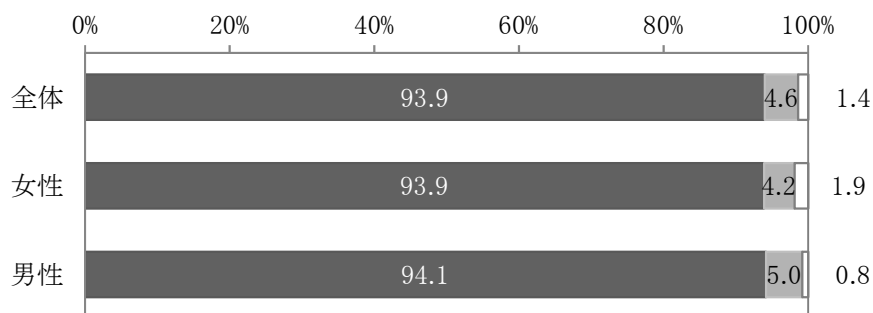
令和 3 年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

図表 1 2 DVが人権侵害になることの理解度（名古屋市）

●平成 22 年度



●令和 3 年度

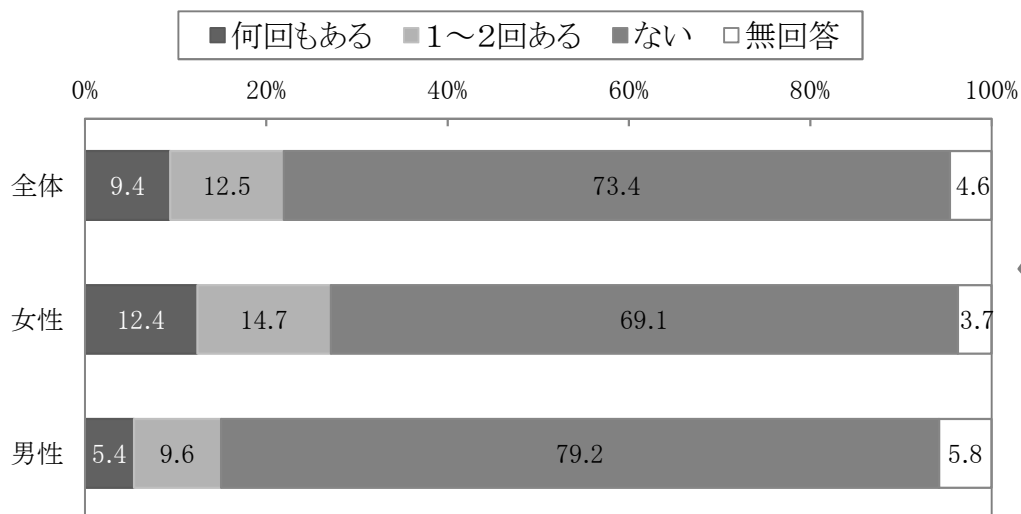


男女ともに 9 割以
上の方が DV は人
権侵害であると答
えています。

令和 3 年度 市民アンケート（名古屋市）

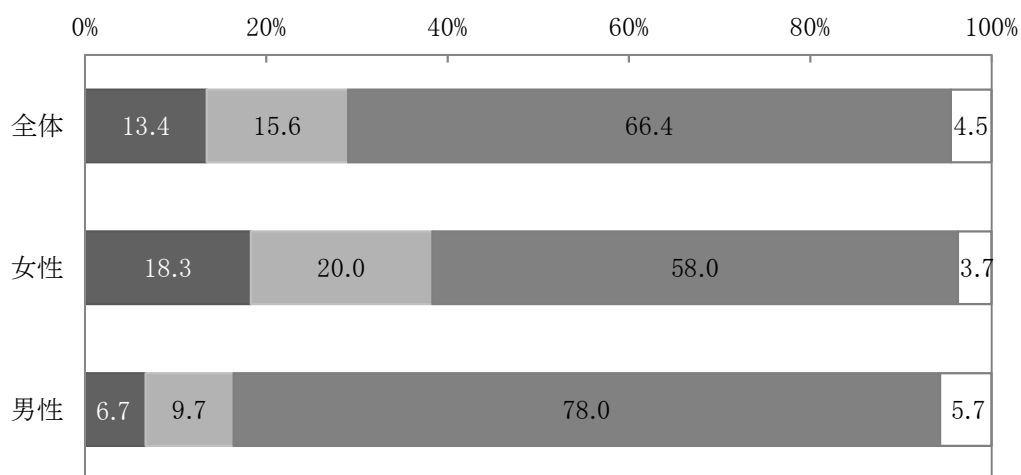
図表 1 3 人権にかかわる被害経験（名古屋市）

●配偶者や恋人から暴言を吐かれること



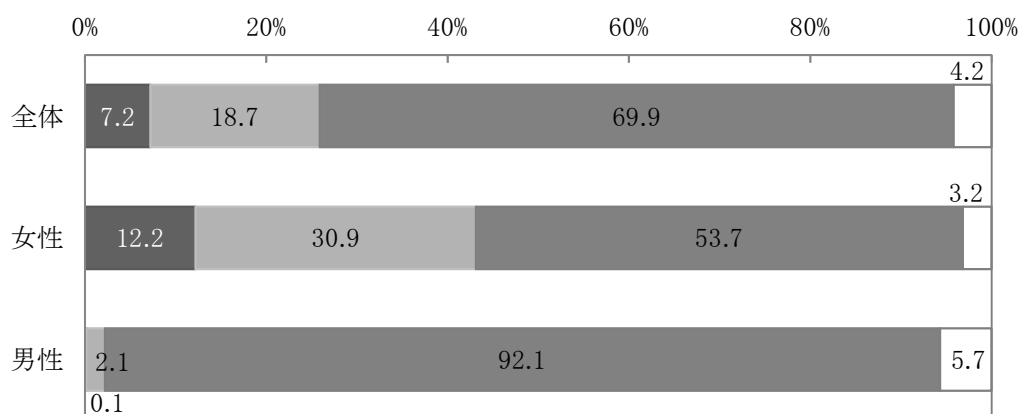
約3割の女性が配偶者などからの暴言による被害経験があると答えています。

●職場や学校などで性的な内容の言葉をかけられるなど不快な思いをしたこと



3人に1人の女性が言葉・態度によるセクハラを受けた経験があると答えています。

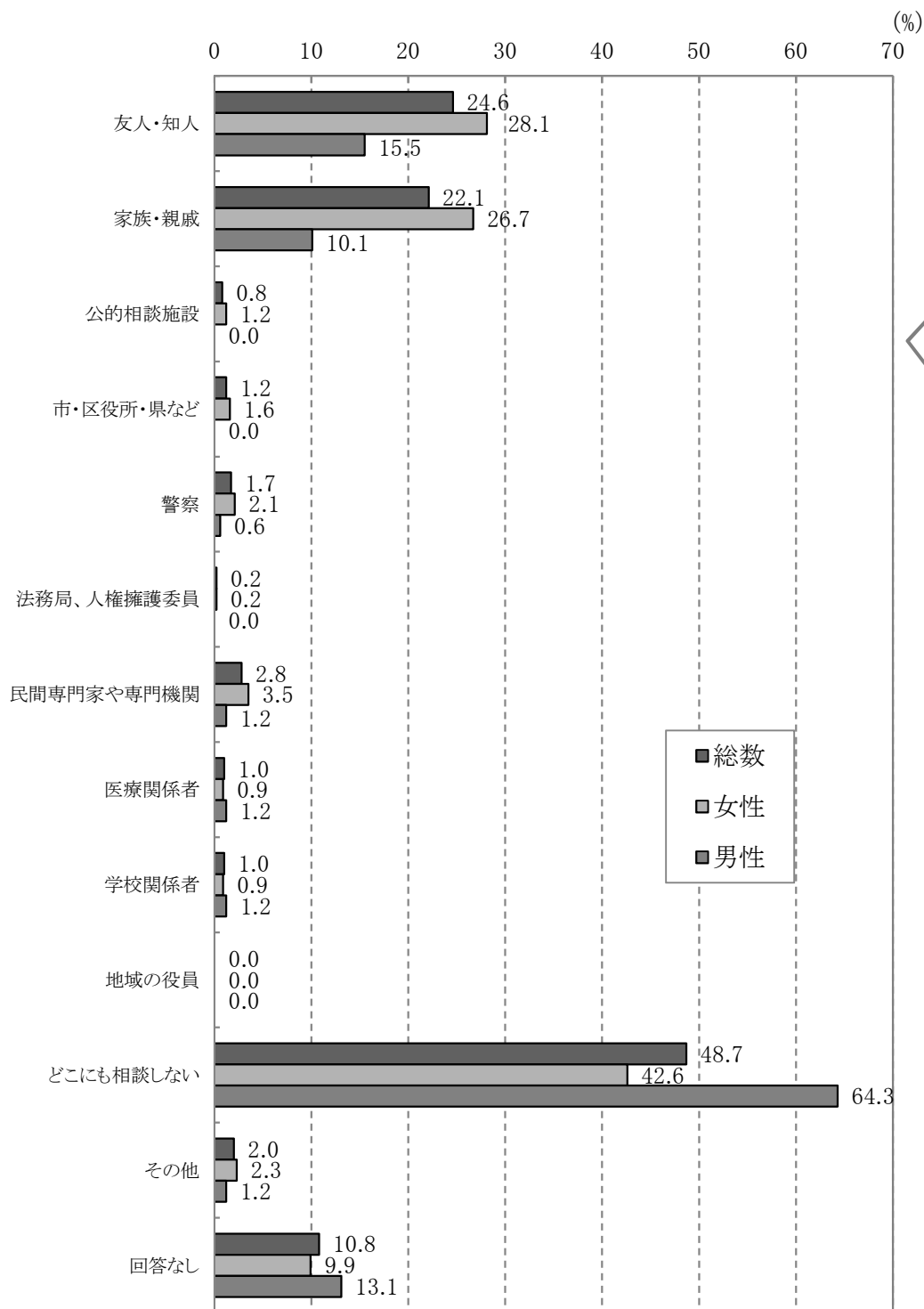
●痴漢行為



4割以上の女性が電車の中などで身体を触られたりして不快な経験があると答えています。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

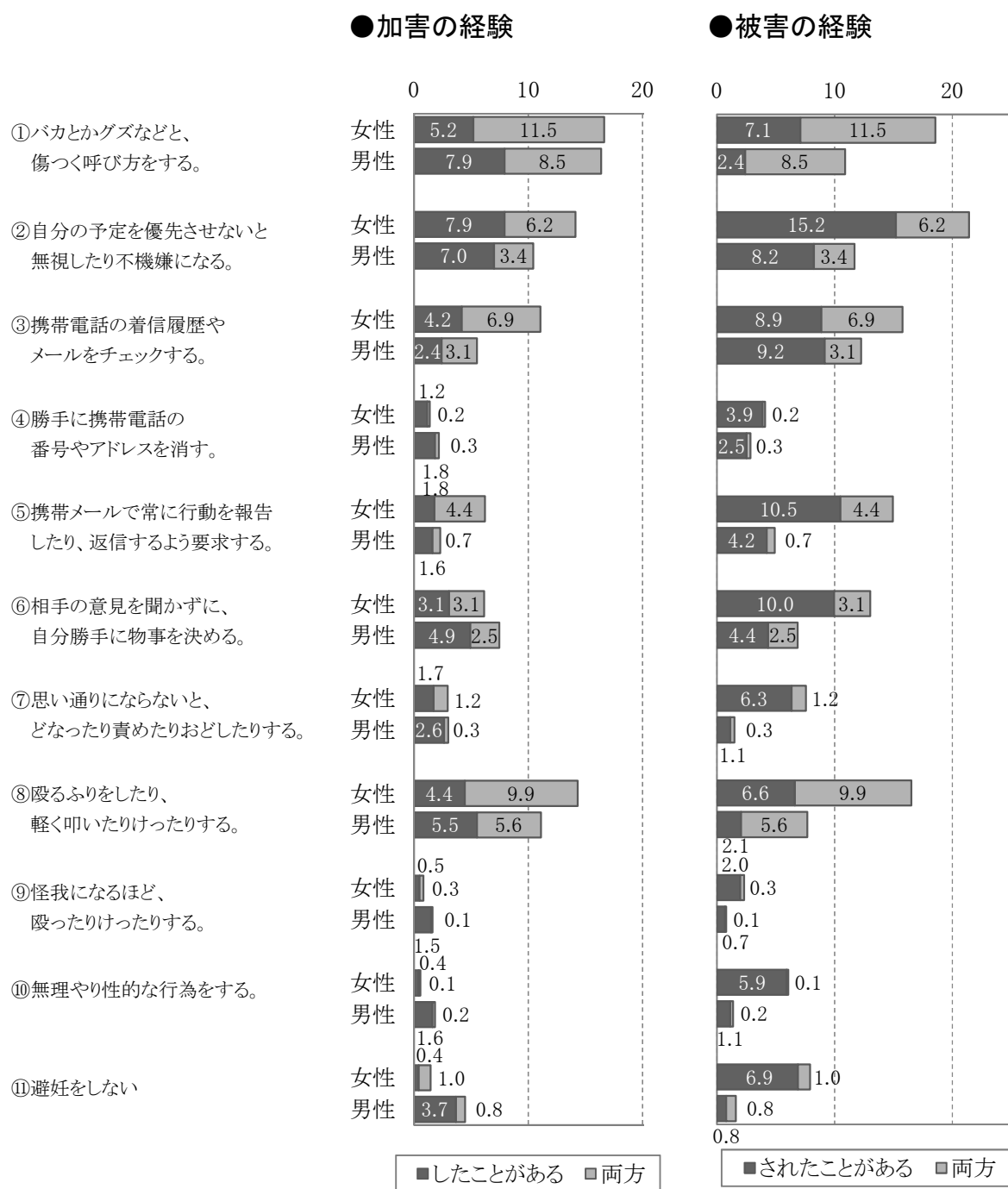
図表 1 4 DV被害を受けた際の相談先（名古屋市）



全体としては、「どこにも相談しない」が最も多くなっており、半数近くを占めています。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

図表 15 ※デートDV加害・被害の経験（名古屋市）



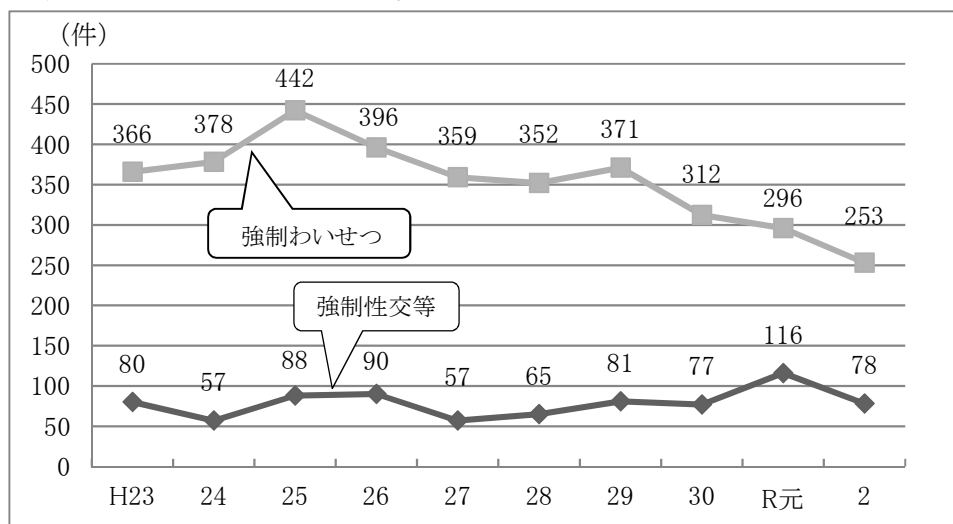
すべての項目にわたり女性の被害経験の方が男性より高いという結果が出ています。

※デートDV

交際相手（恋人）からの暴力

平成 20 年度 デートDVに関する調査報告書（名古屋市）

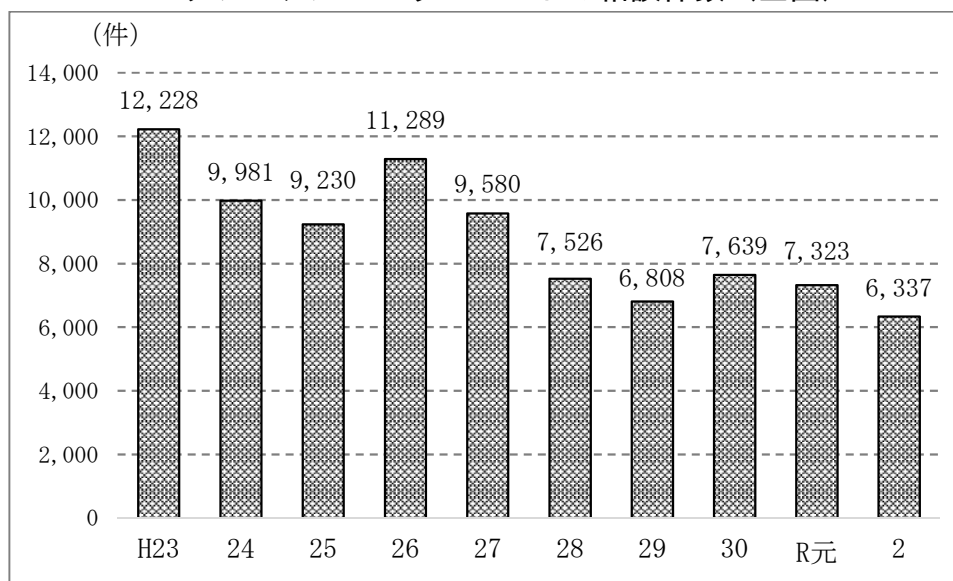
図表 1 6 愛知県内の性犯罪認知件数の推移



令和2年度は強制わいせつ件数、強制性交等の件数ともに減少しています。

令和2年中の犯罪概況（愛知県警察本部）

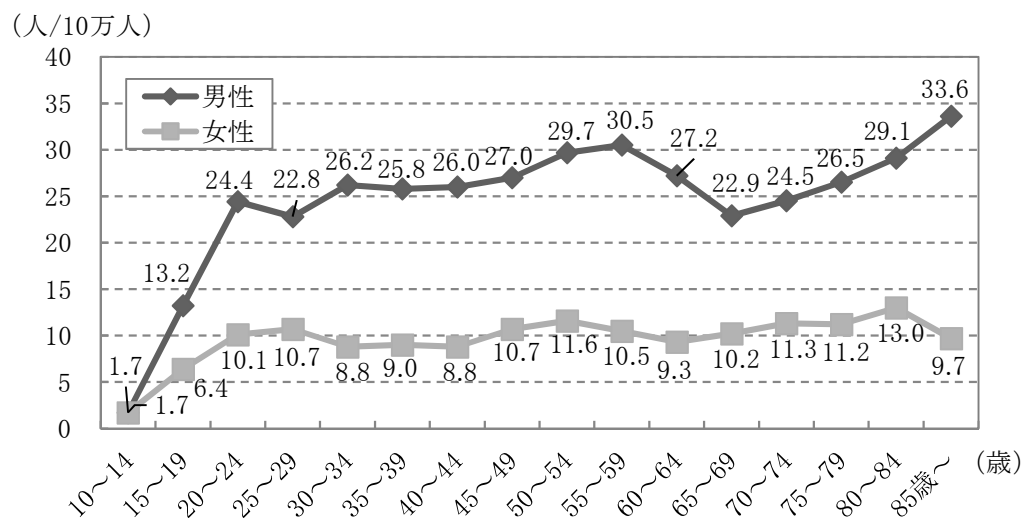
図表 1 7 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数（全国）



相談件数は、減少傾向でしたが、ここ数年は横ばいになっています。

令和2年度 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)での法施行状況（厚生労働省）

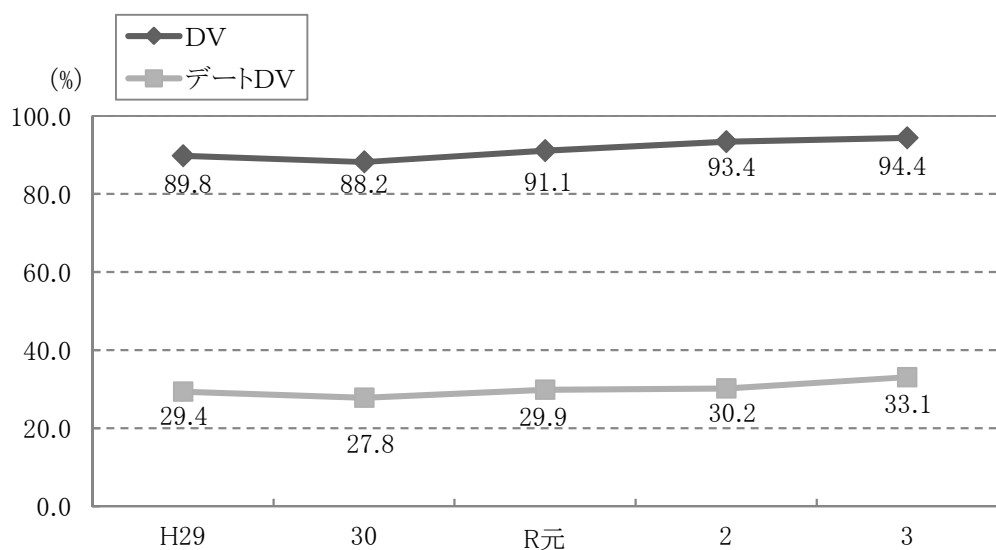
図表 18 性、年齢別自殺死亡率（全国）



令和元年 人口動態統計（厚生労働省）

自殺死亡率は全年齢階級にわたり、男性の方が高く、特に 50 代、85 歳以上の自殺死亡率は男性と女性で大きく開きがあります。

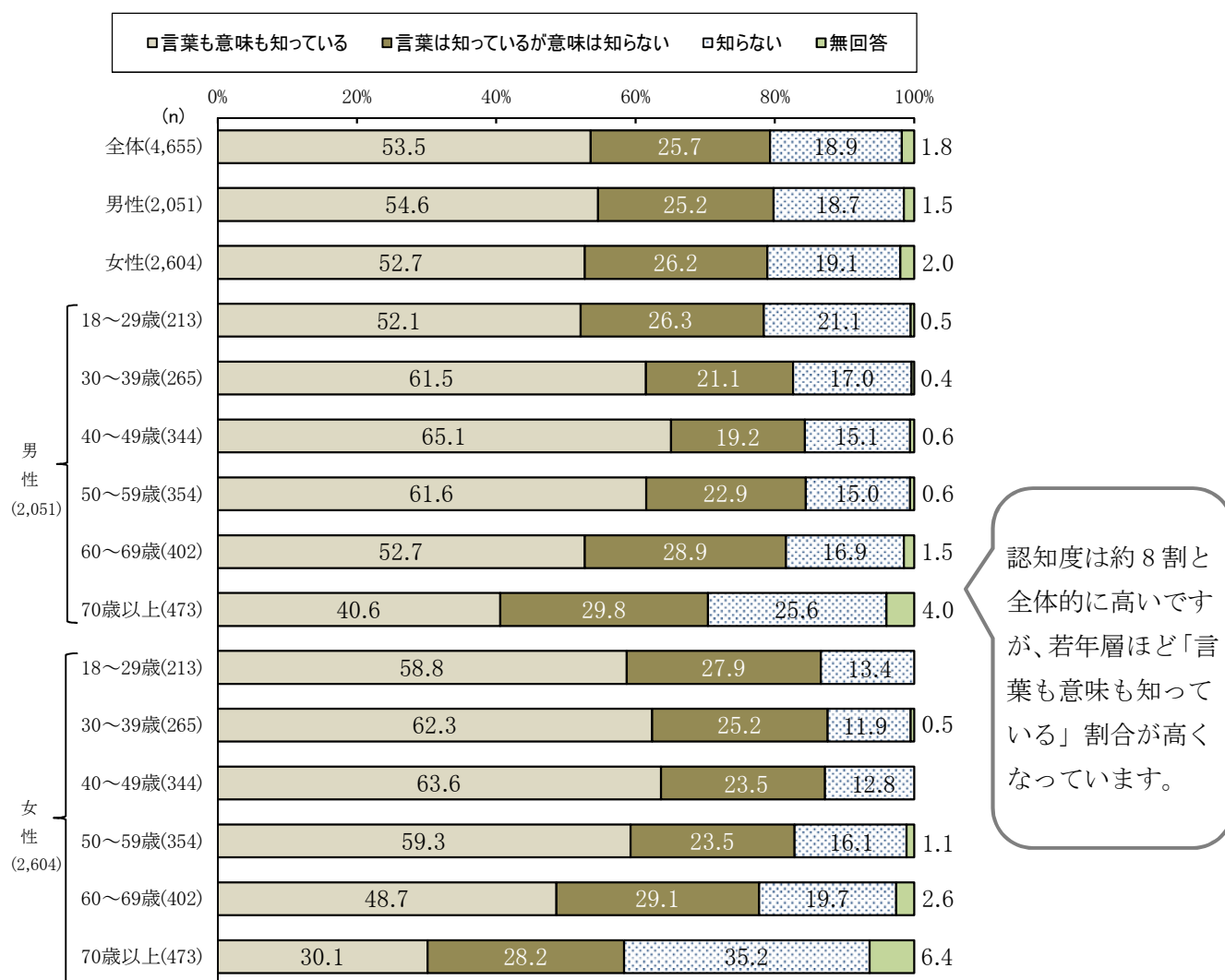
図表 19 男女平等参画に関する言葉の認知度（名古屋市）



令和 3 年度 市民アンケート（名古屋市）

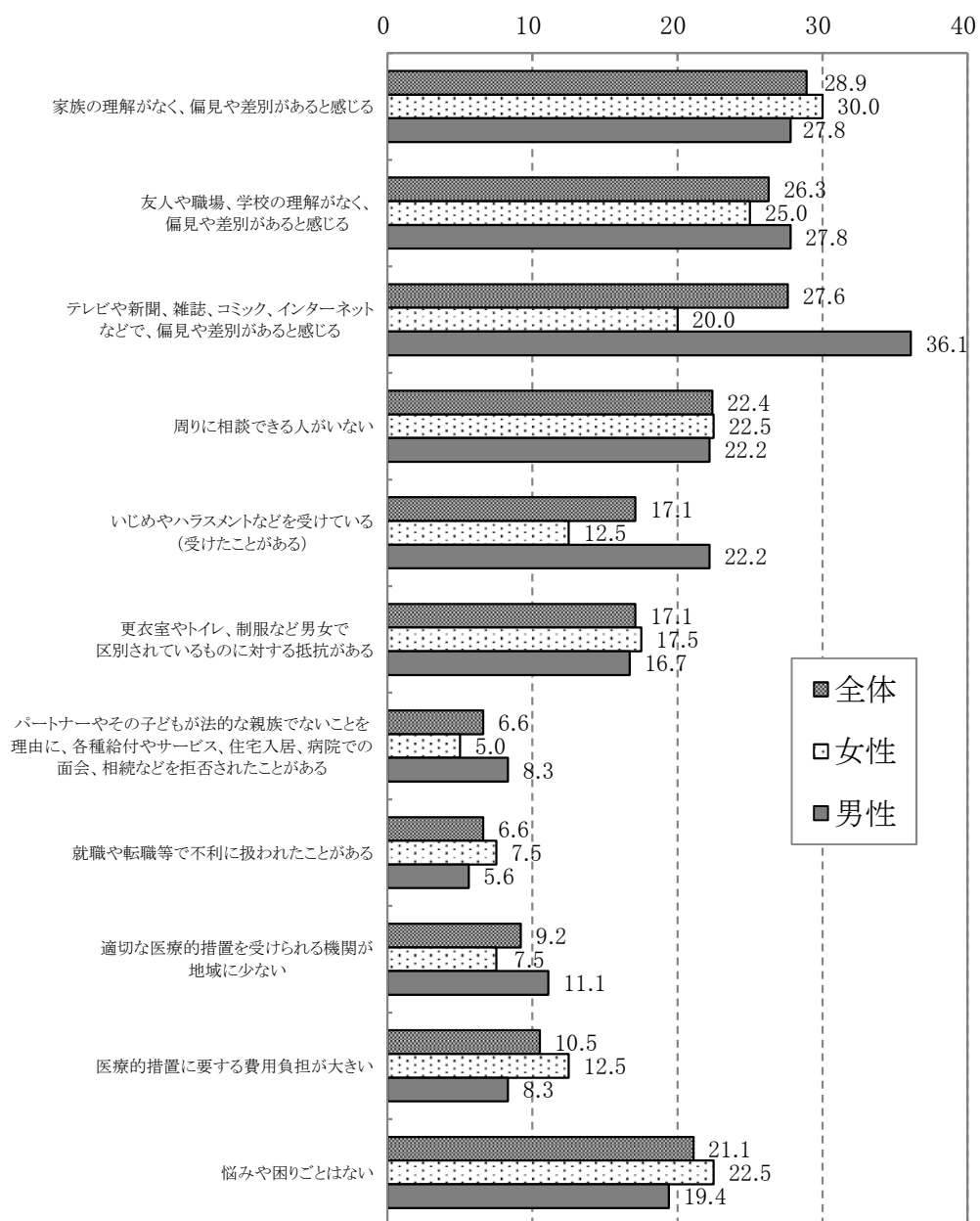
「DV」と比べ、「デートDV」の言葉の認知度は約 3 分の 1 と低く、大きく開きがあります。

図表 20 セクシュアル・マイノリティ（性的少数者、性的マイノリティ）
という言葉の認知度



平成 30 年 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など
性別に関わる市民意識調査（名古屋市）

図表 2 1 性的少数者の当事者が抱えている悩みや困りごと



性的少数者の当事者は、様々な偏見や差別に悩んでいることがわかりました。

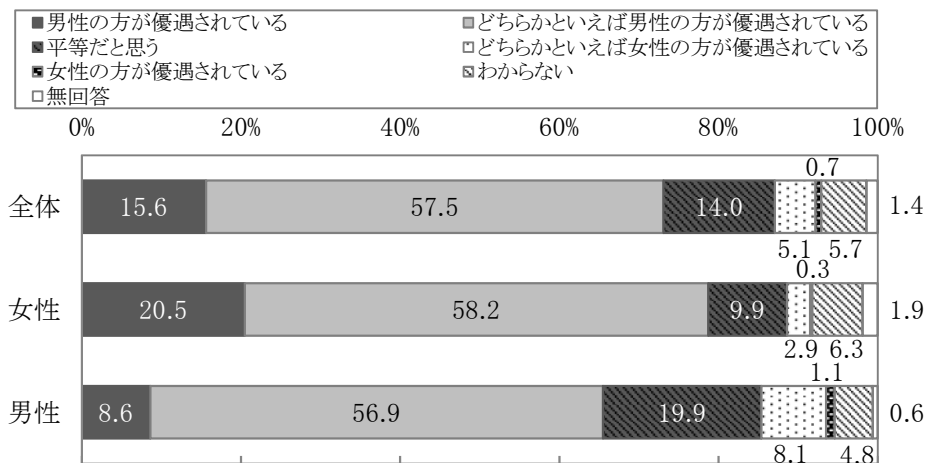
平成 30 年 性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など
性別に関わる市民意識調査（名古屋市）

3 目標2 男女平等参画推進のための意識変革

図表22 社会全体における男女の地位の平等感（名古屋市と全国）

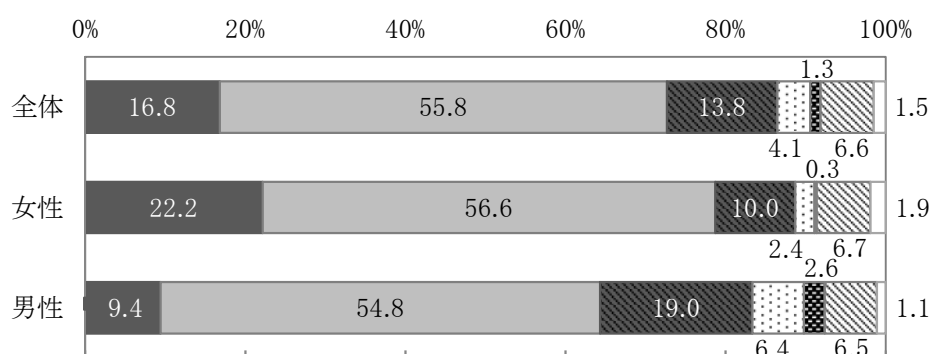
●名古屋市

平成26年度



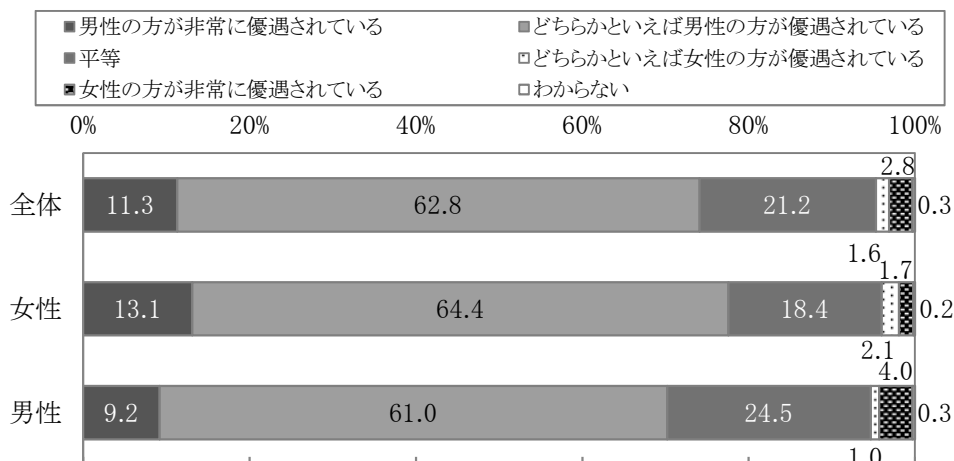
平成26年度 第8回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

令和元年度



令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国

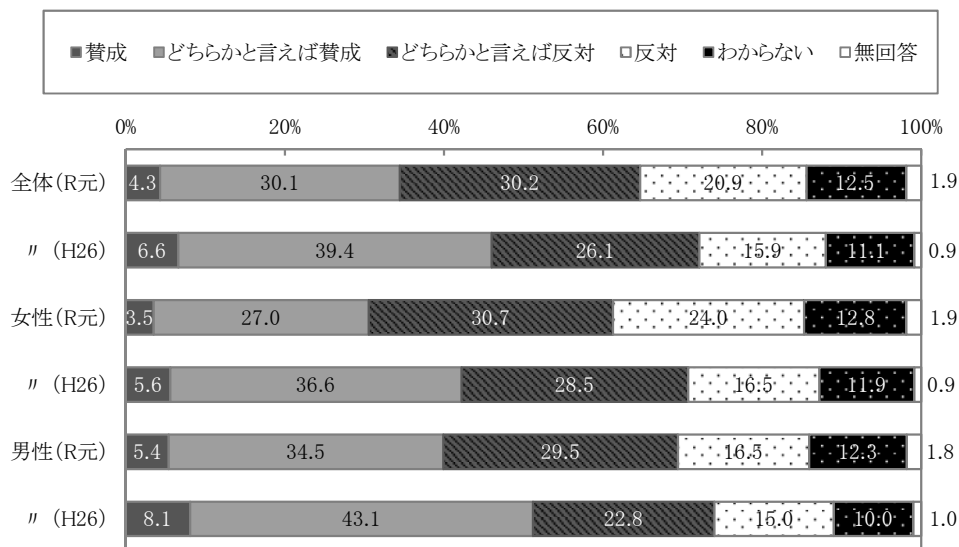


令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

名古屋市では女性の78.8%、男性の64.2%の人が、社会全体において、男性の方が優遇されていると答えています。
全国では、女性の77.5%、男性の70.2%の人が、社会全体において、男性の方が優遇されていると答えています。

図表 2 3 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に対する意見（名古屋市と全国）

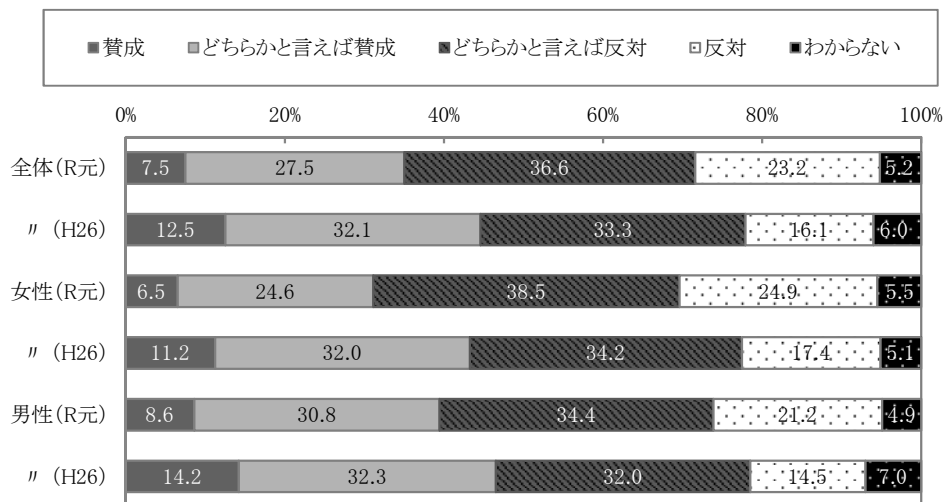
●名古屋市



「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」に賛成する割合は、名古屋市で 34.4%、全国で 35.0%です。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

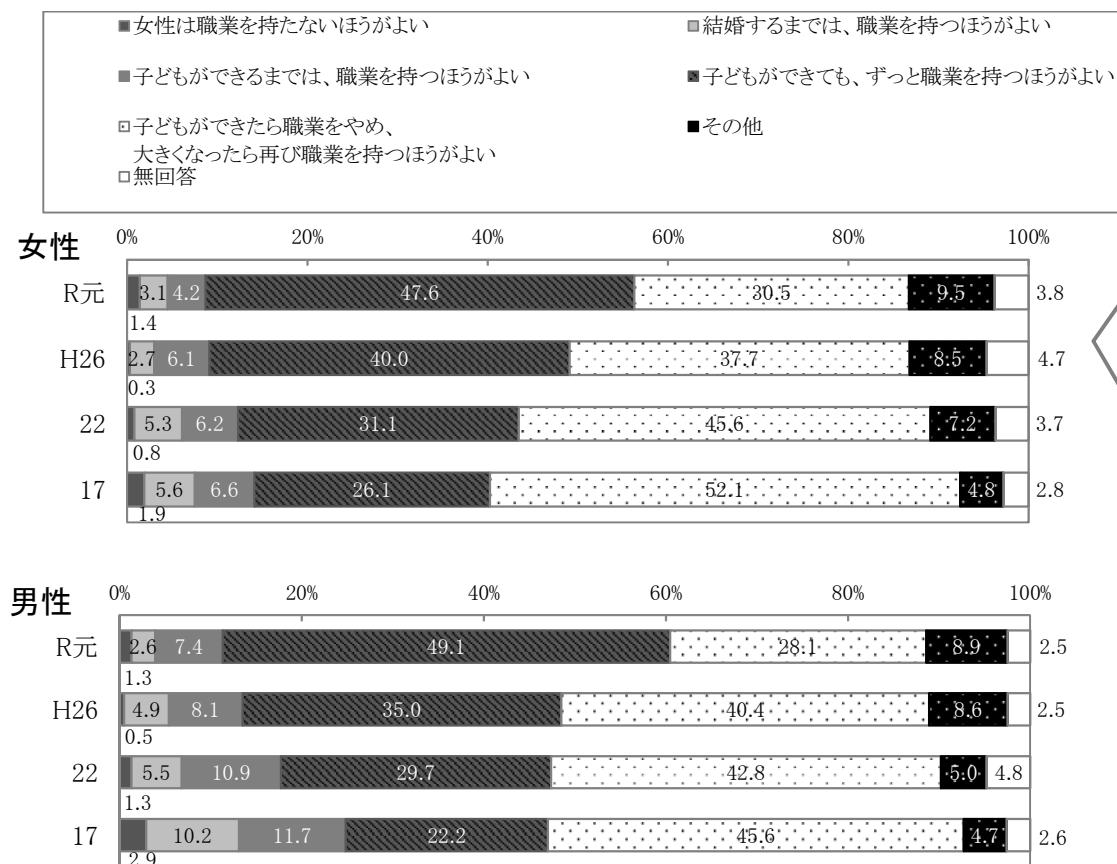
●全国



令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

図表 2 4 女性が職業を持つことについての考え（名古屋市と全国）

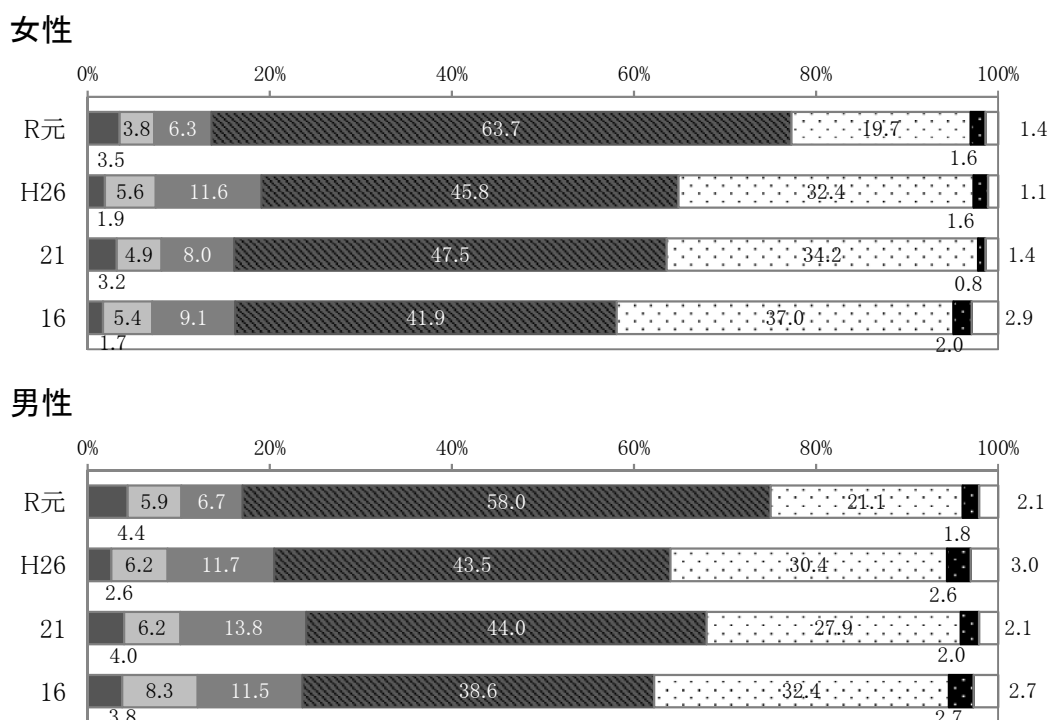
●名古屋市



名古屋市では「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」とする人が男女ともに大幅に増えています。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

●全国

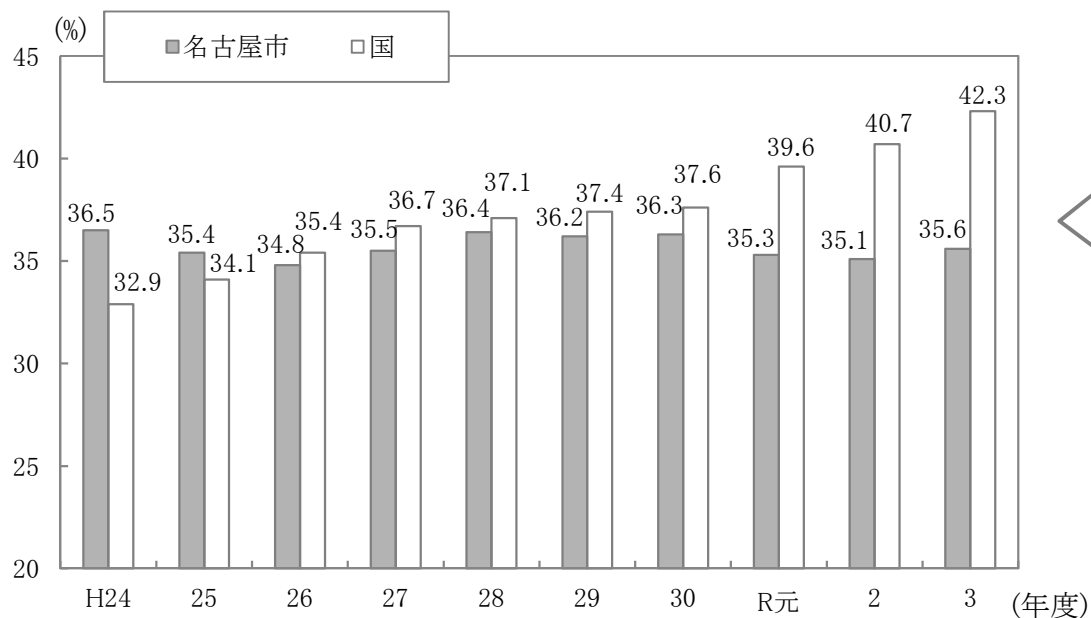


全国では、「子どもができて、ずっと職業を続けるほうがよい」とする人が男女ともに多いという結果が出ています。

令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

4 目標3 方針決定過程への女性の参画

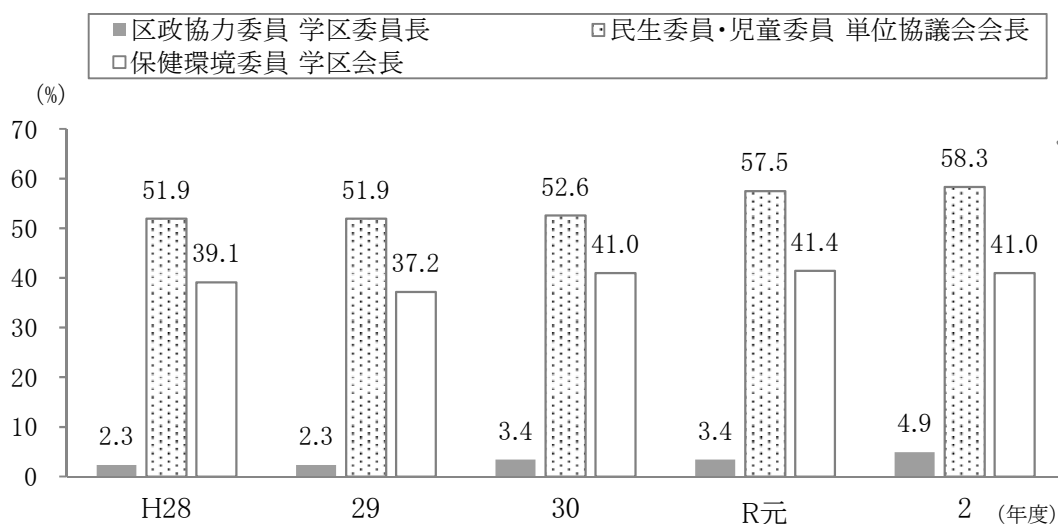
図表25 審議会等への女性の登用状況の推移（名古屋市と全国）



名古屋市審議会の女性委員の登用はここ数年横ばい傾向にあります。

令和3年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

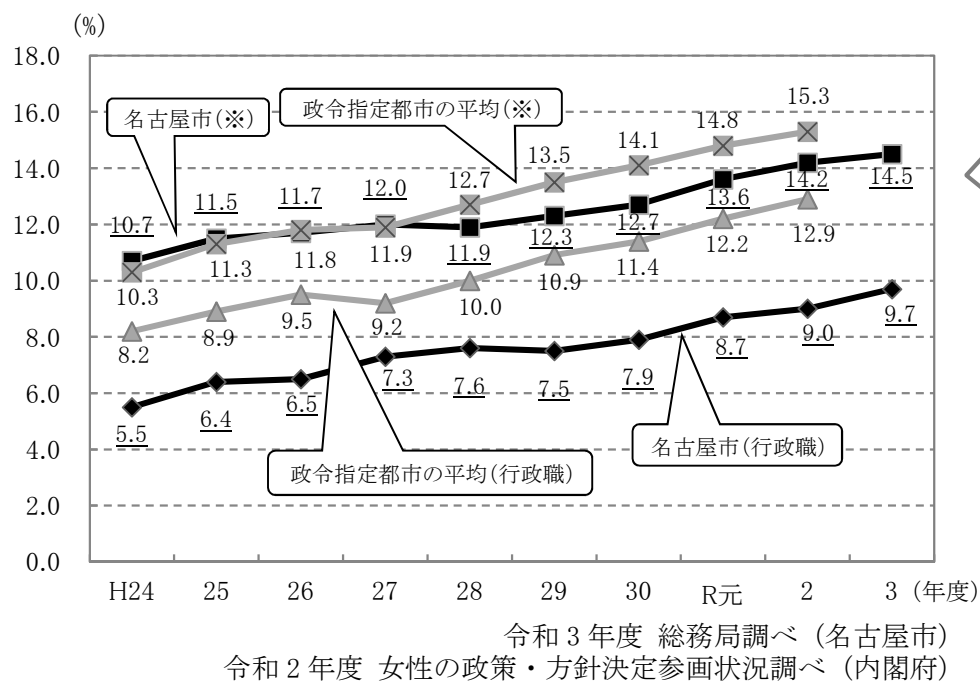
図表26 地域活動の委員における女性比率（名古屋市）



すべての委員について女性代表比率は増加傾向にあるものの、増加幅は大きくありません。

令和2年度 スポーツ市民局調べ（名古屋市）

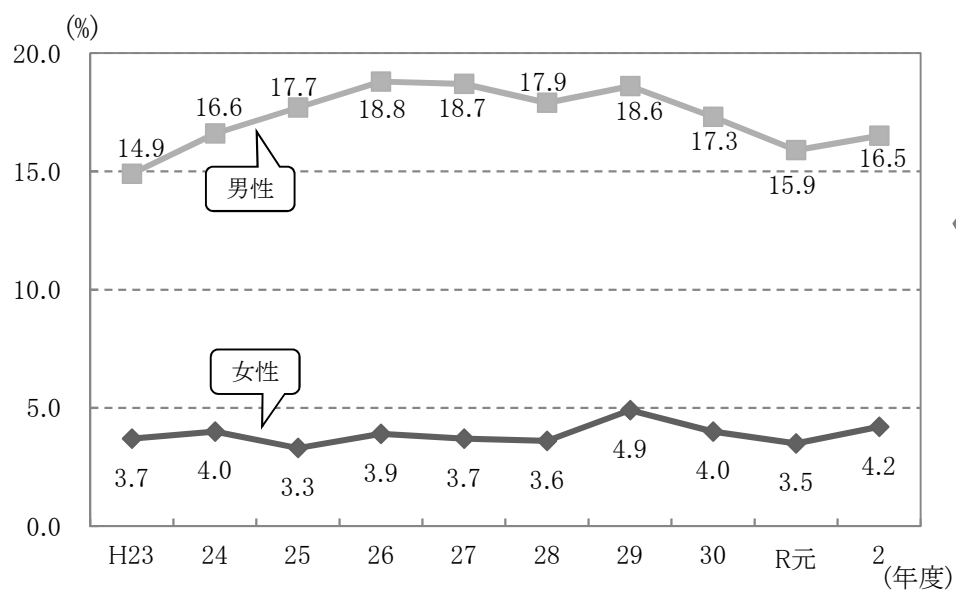
図表 27 市職員における管理職女性比率（名古屋市と政令指定都市）



名古屋市の行政管理職における女性比率は増加傾向にありますが、政令指定都市平均を下回っています。

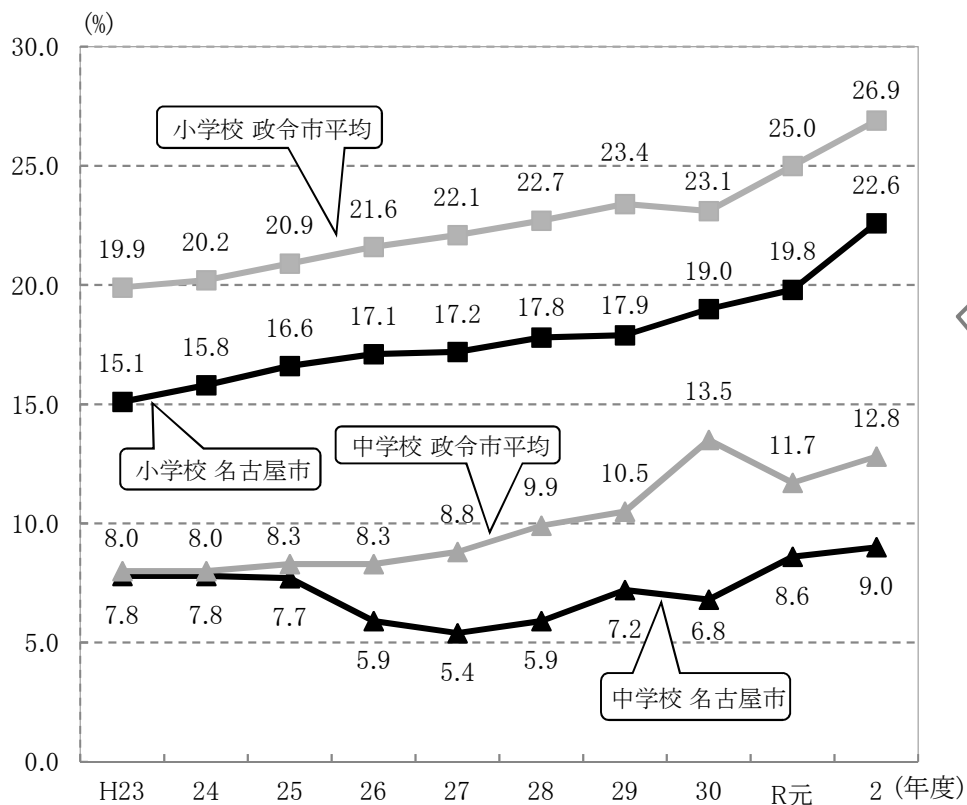
※教員・消防職を除く全職種（消防長は含む）

図表 28 市職員における係長昇任選考（行政職・事務）受験比率



令和3年度の女性の係長昇任選考受験率4.2%となり、前年度より増加していますが、長期的には横ばい傾向となっています。

図表 29 教員における管理職女性比率（名古屋市と政令市平均）

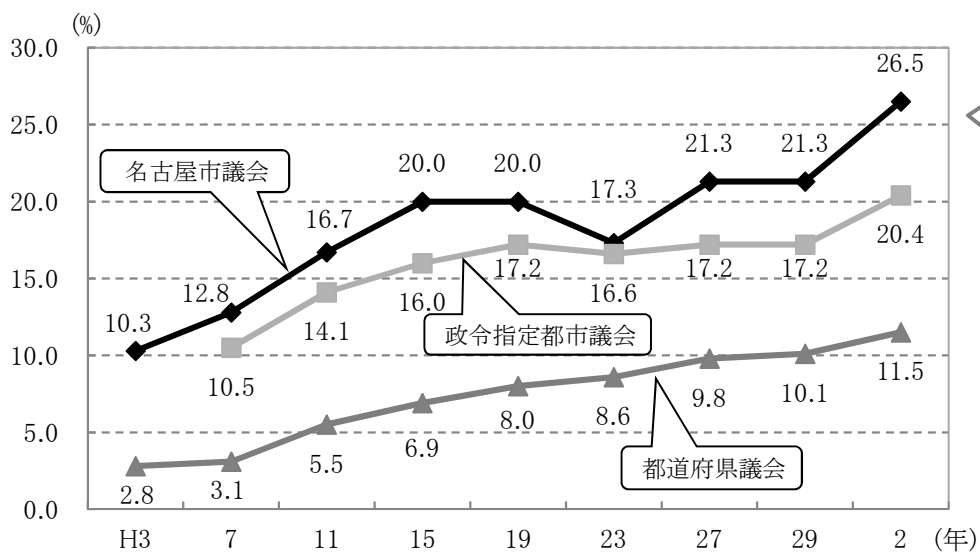


名古屋市の教員における管理職女性比率は、小学校・中学校ともに政令市を下回っています。

※管理職は校長・教頭

令和2年度刊指定都市教育統計資料の比較
(指定都市教育委員会事務局調査統計主管課)

図表 30 地方議会女性議員比率

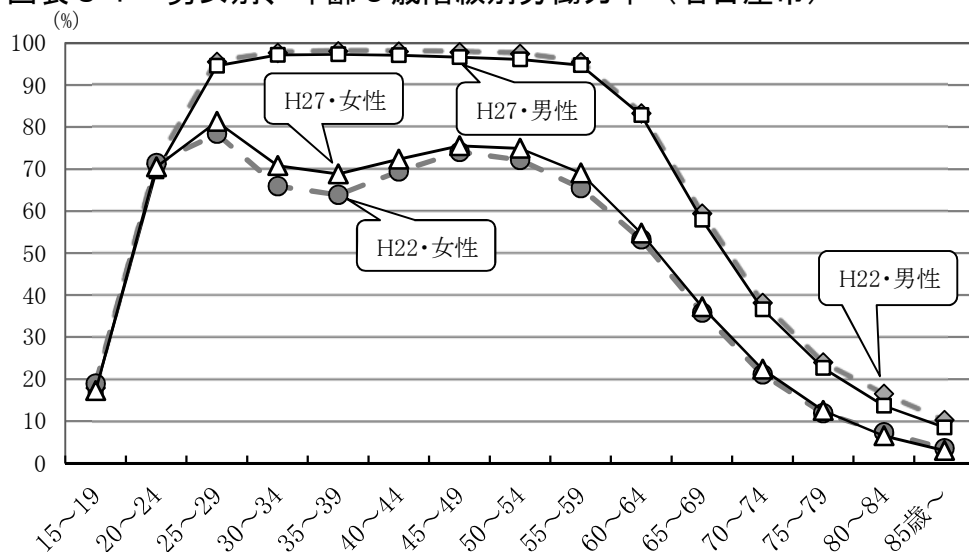


令和2年の名古屋市議会は、68人のうち18人が女性です。

選挙記録(名古屋市選挙管理委員会事務局)
女性の政策・方針決定参画状況調べ(内閣府)

5 目標4 雇用等における男女平等

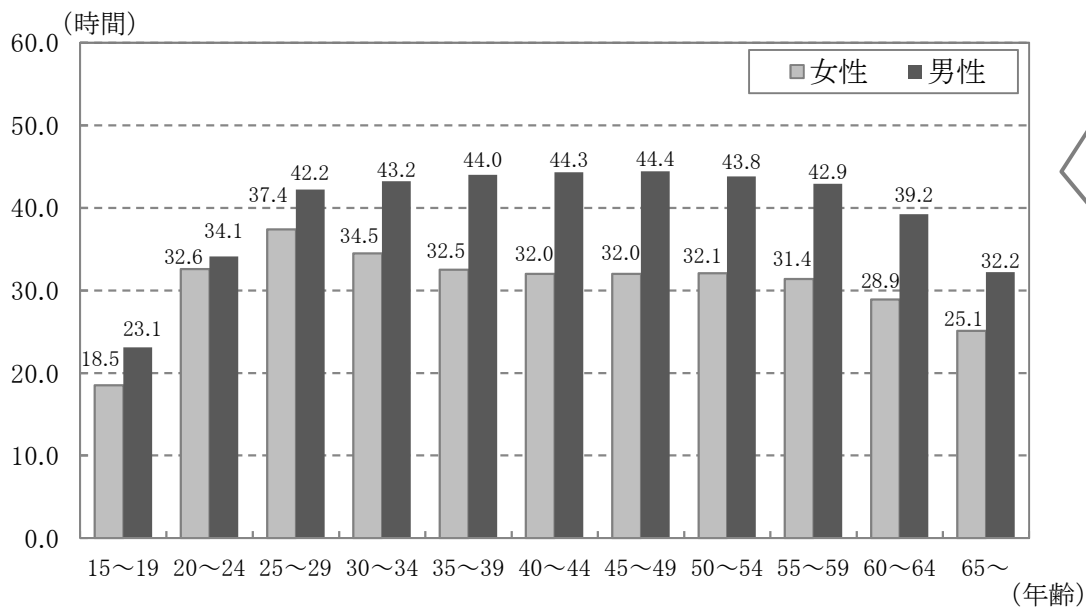
図表3-1 男女別、年齢5歳階級別労働力率（名古屋市）



平成27年 国勢調査

女性の労働力率は、出産、子育て期に低下する、「M字型」になっていますが、M字の谷は、徐々に小さくなっています。

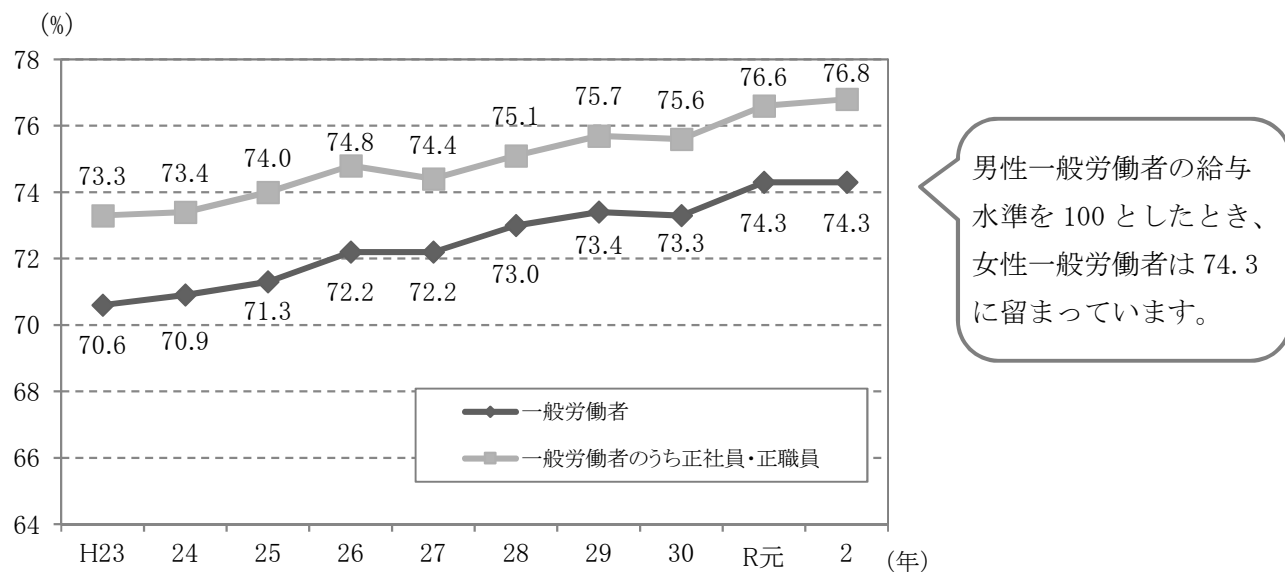
図表3-2 性・年齢別、平均週就業時間（全国）



令和2年 労働力調査年報（総務省統計局）

子育て期にあたる30代から女性の平均就業時間は減少しますが、男性は30代から40代にかけてピークを迎えます。

図表 3 3 男女間所定内給与格差の推移（男性の所定内給与＝100）



※「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。

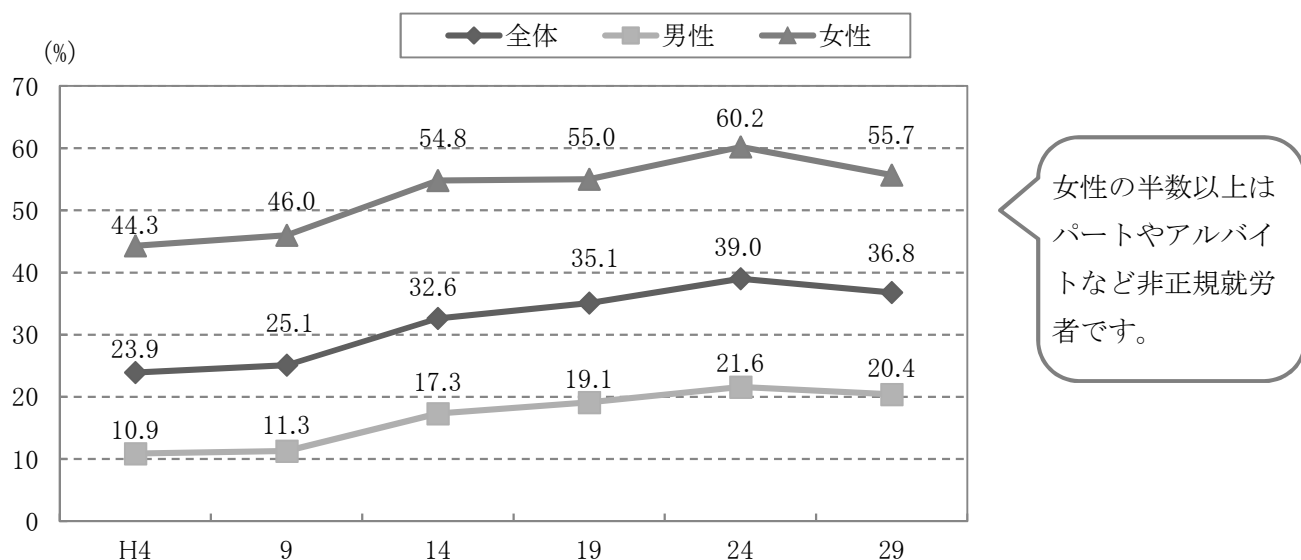
※「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。

※「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

※所定内給与額の男女間格差は、男性の所定内給与額を 100 とした場合の女性の所定内給与額を算出している。

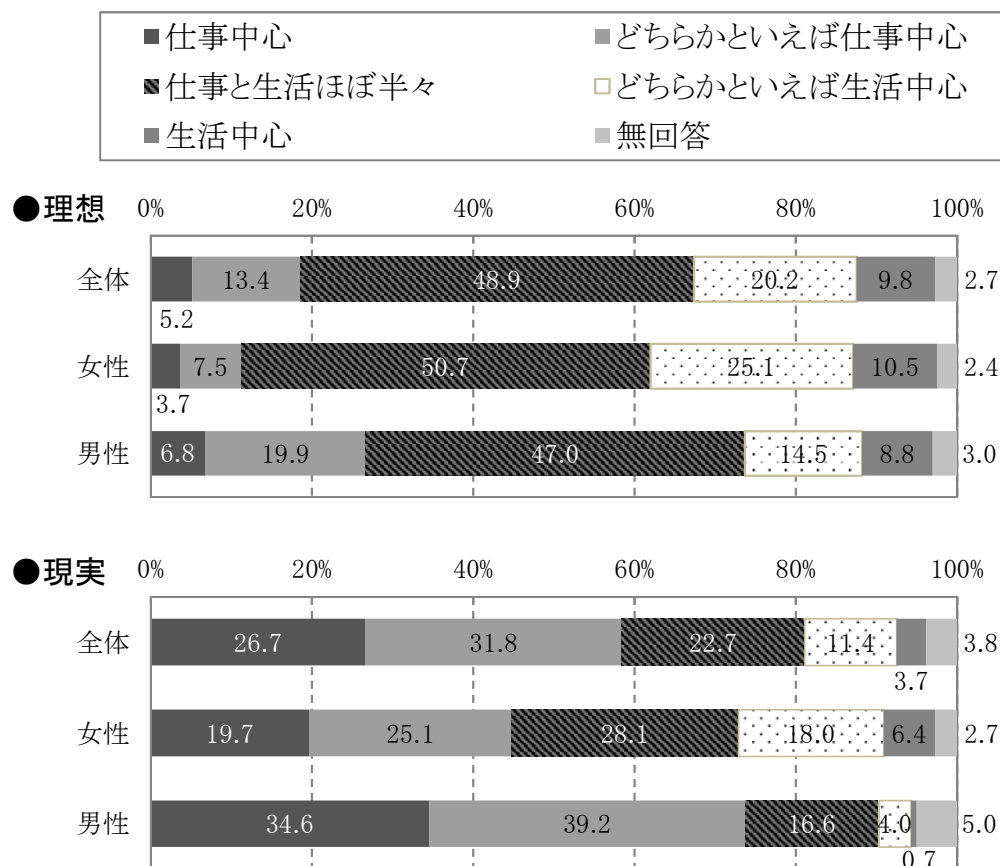
令和 3 年版 男女共同参画白書(内閣府)

図表 3 4 男女別非正規就業者割合の推移（名古屋市）



平成 29 年就業構造基本調査 名古屋の就業構造（名古屋市）

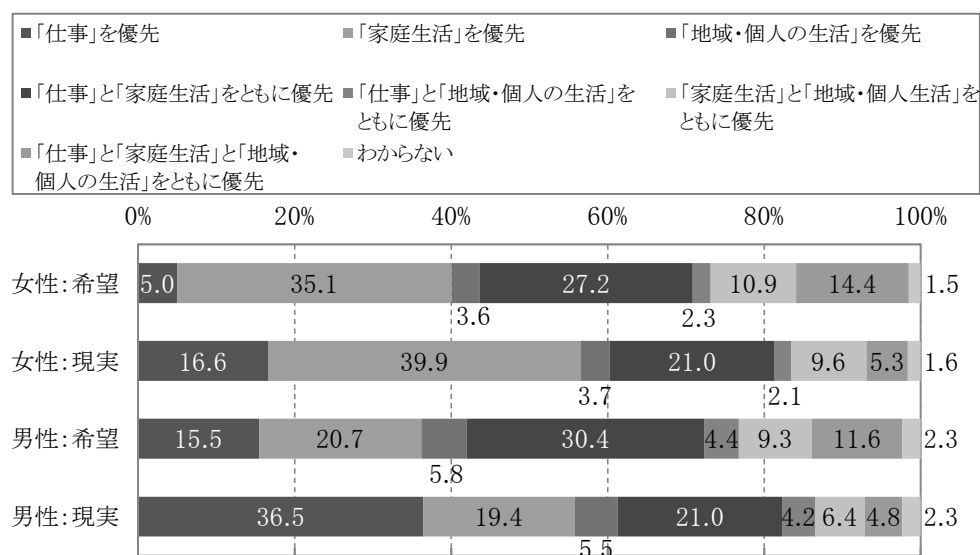
図表 3 5 仕事と生活の理想と現実（名古屋市）



男女ともに約半数の人が「仕事と生活ほぼ半々」を理想と答えていますが、現実には男性の73.8%、女性の44.8%の人が仕事に偏っています。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

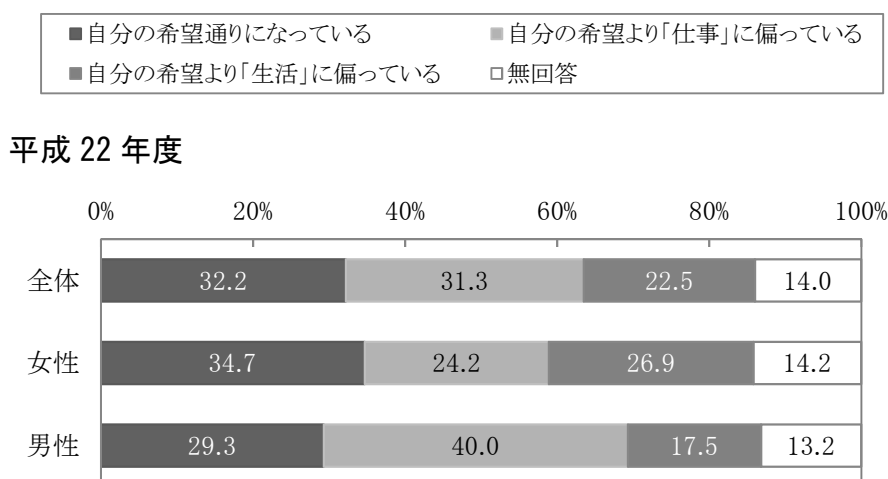
図表 3 6 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（全国）



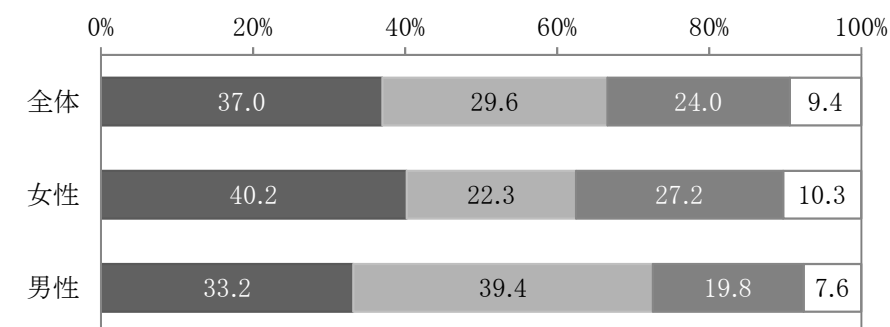
男性では「仕事と家庭生活をともに優先したい」といった複数の活動をバランスよく行いたいとする人の割合が高いですが、現実には「仕事」を優先している人の割合が高い傾向にあります。

令和元年度 男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府）

図表 3 7 仕事と生活のバランス（名古屋市）



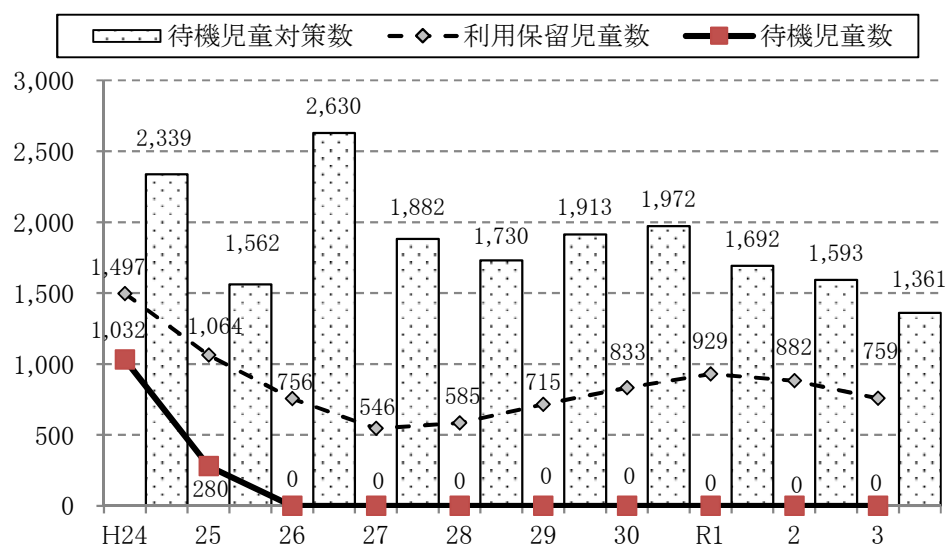
令和 3 年度



女性は仕事と生活のバランスが「自分の希望通りになっている」という意見が最も多く、男性は「仕事に偏っている」という意見が最も多くなっています。

令和 3 年度 市民アンケート（名古屋市）

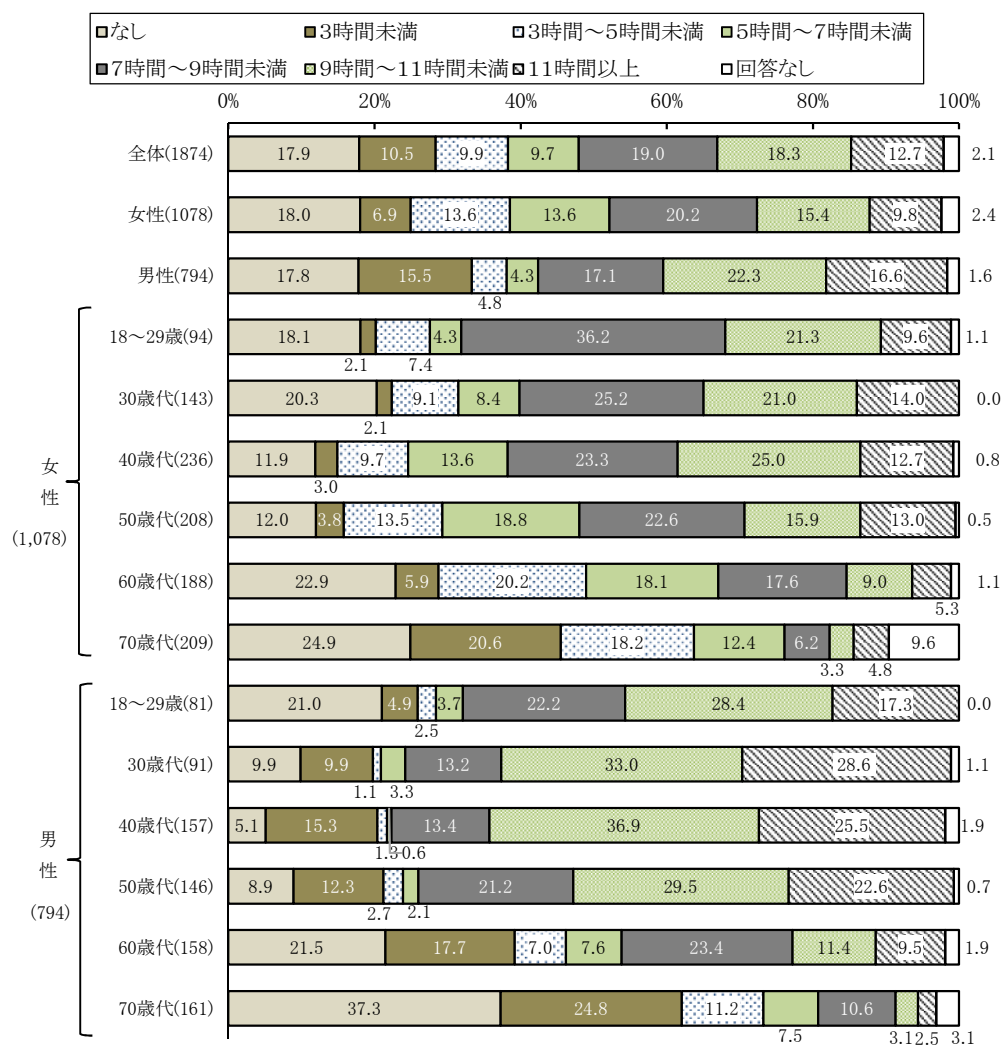
図表 3 8 保育所等入所待機児童対策（名古屋市）



令和 3 年 4 月現在、国の定義に基づく除外児童数を除いた待機児童数は、8 年連続 0 人となっています。

令和 3 年度 子ども青少年局調べ（名古屋市）

図表 39 1日のうちで仕事に要する時間（名古屋市）

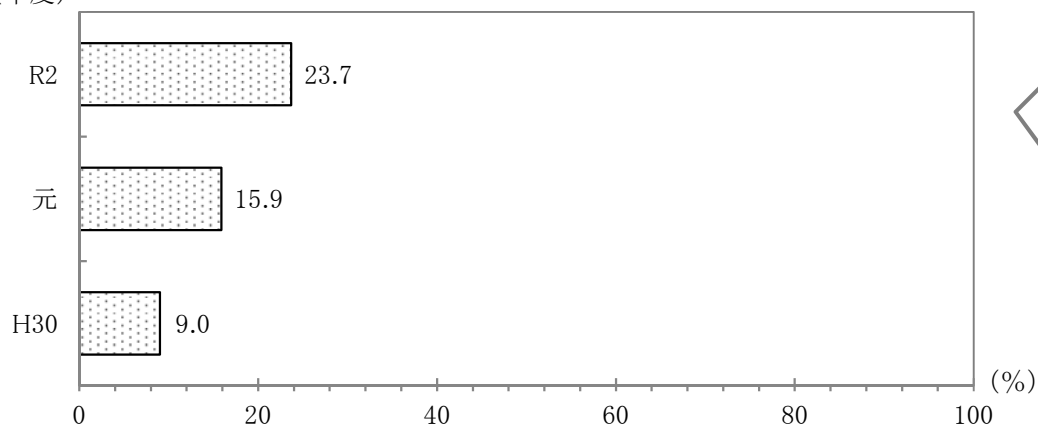


令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

子育て期と思われる30～40歳代の男性の6割以上が9時間以上働いており、男性が長時間働いています。

図表 40 男性の育児休業等取得率（名古屋市職員）

（年度）



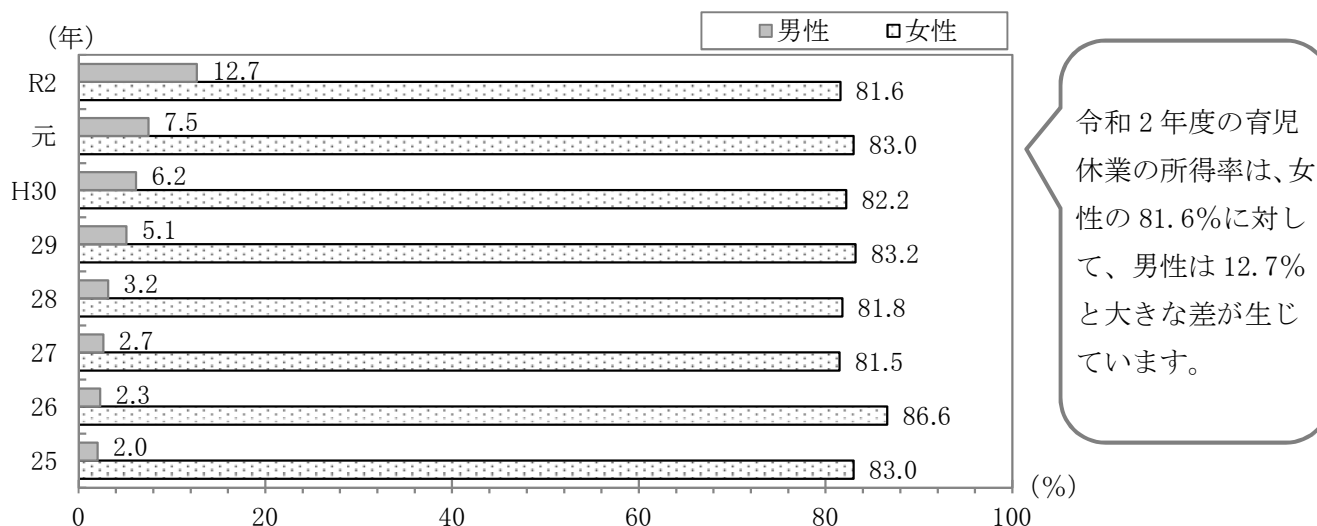
男性職員の育児休業等取得率は年々増加しているものの、23.7%に留まっています。

※男性の育児休業等取得率については、次の①～③により、週休日を除き20日以上取得した場合（連続である必要はない）

「①育児休業、②産前8週・産後8週の間で職免等、③①及び②の組み合わせ」、教員を除く

令和3年度 総務局調べ（名古屋市）

図表 4 1 男女別育児休業取得率（全国）

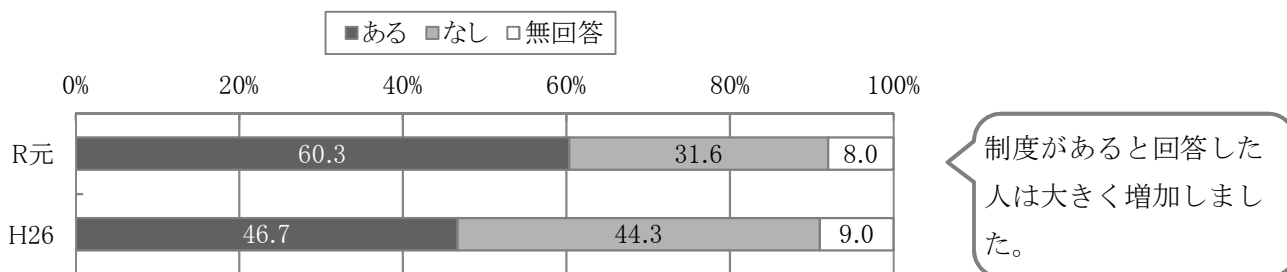


※労働基準法上の産前産後休業や年次有給休暇、配偶者の出産に伴う休暇であって専ら配偶者の支援を目的とするものは、育児休業に含まない。

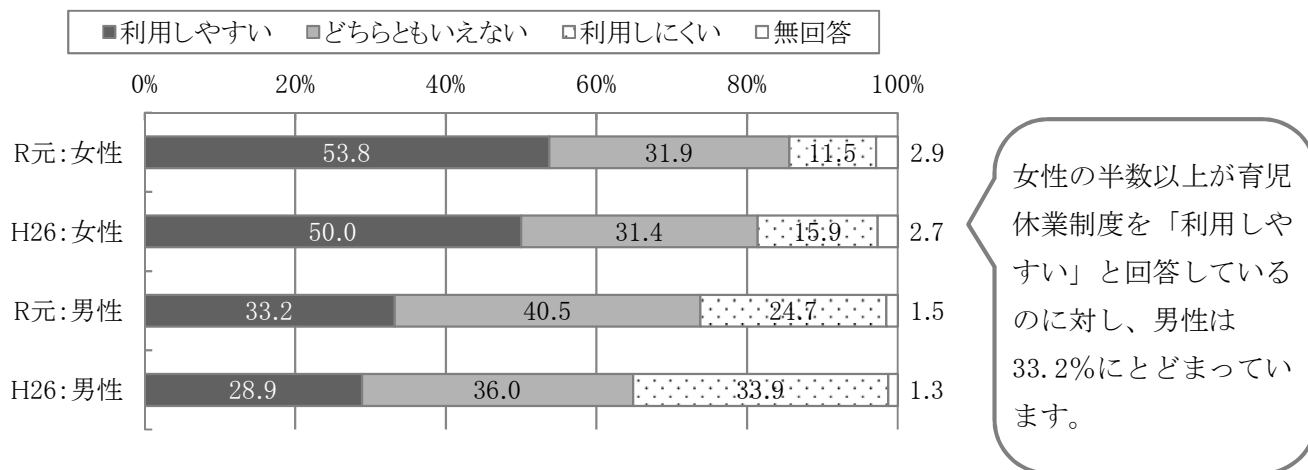
令和 2 年度 雇用均等基本調査（厚生労働省）

図表 4 2 職場における育児休業制度について（名古屋市）

●育児休業制度の有無



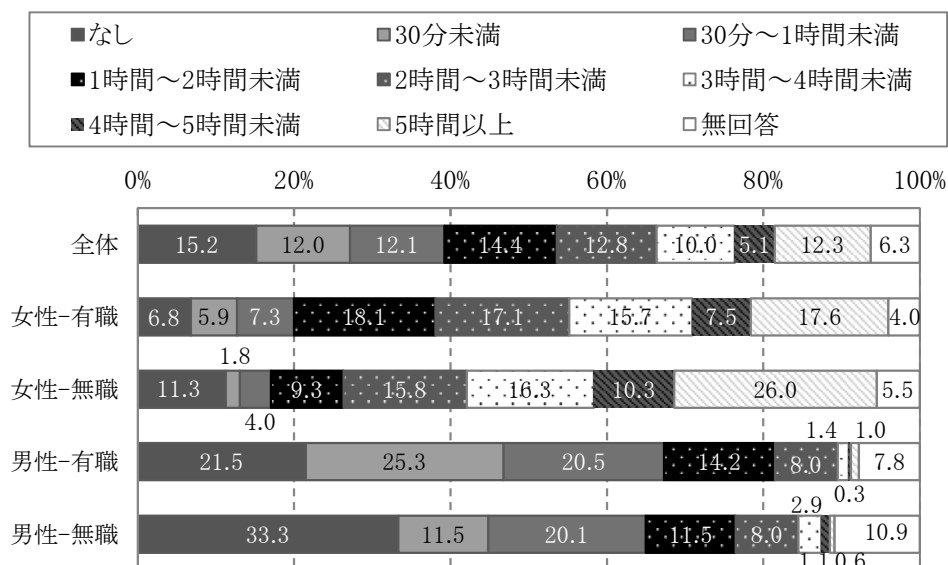
●利用のしやすさ



令和元年度 第 9 回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

6 目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画

図表4-3 平日家事に要する時間（名古屋市）

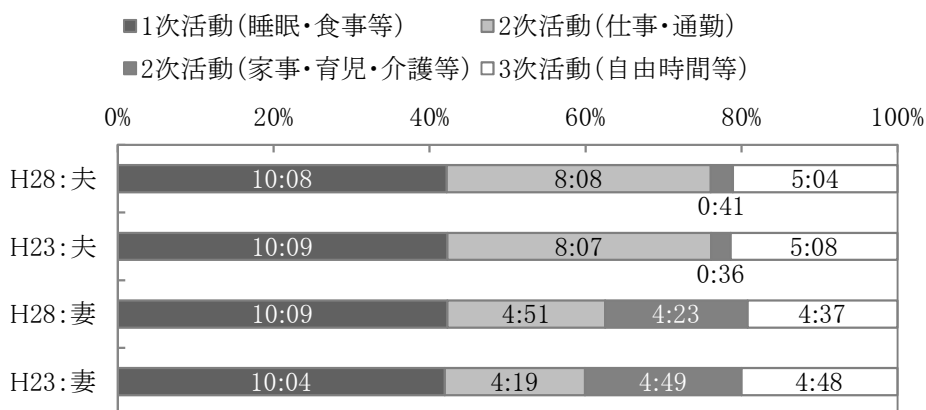


平日の家事に要する時間は、有職女性では「1～2時間未満」が18.1%と最も多い。有職男性では「30分未満」が最も多く、1時間未満が約7割を占めています。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

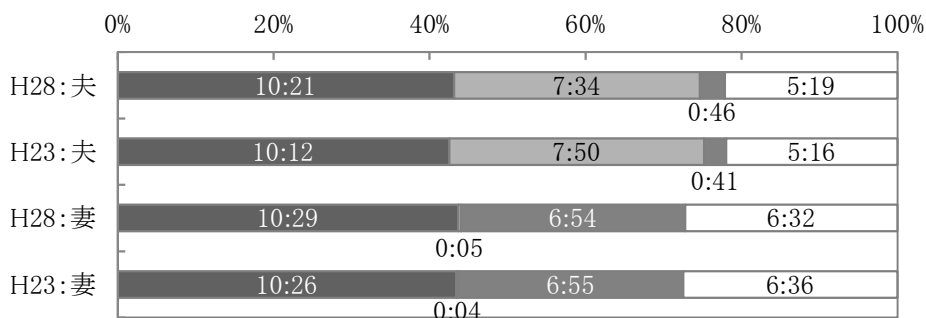
図表4-4 夫婦の生活時間（全国）

●共働き世帯



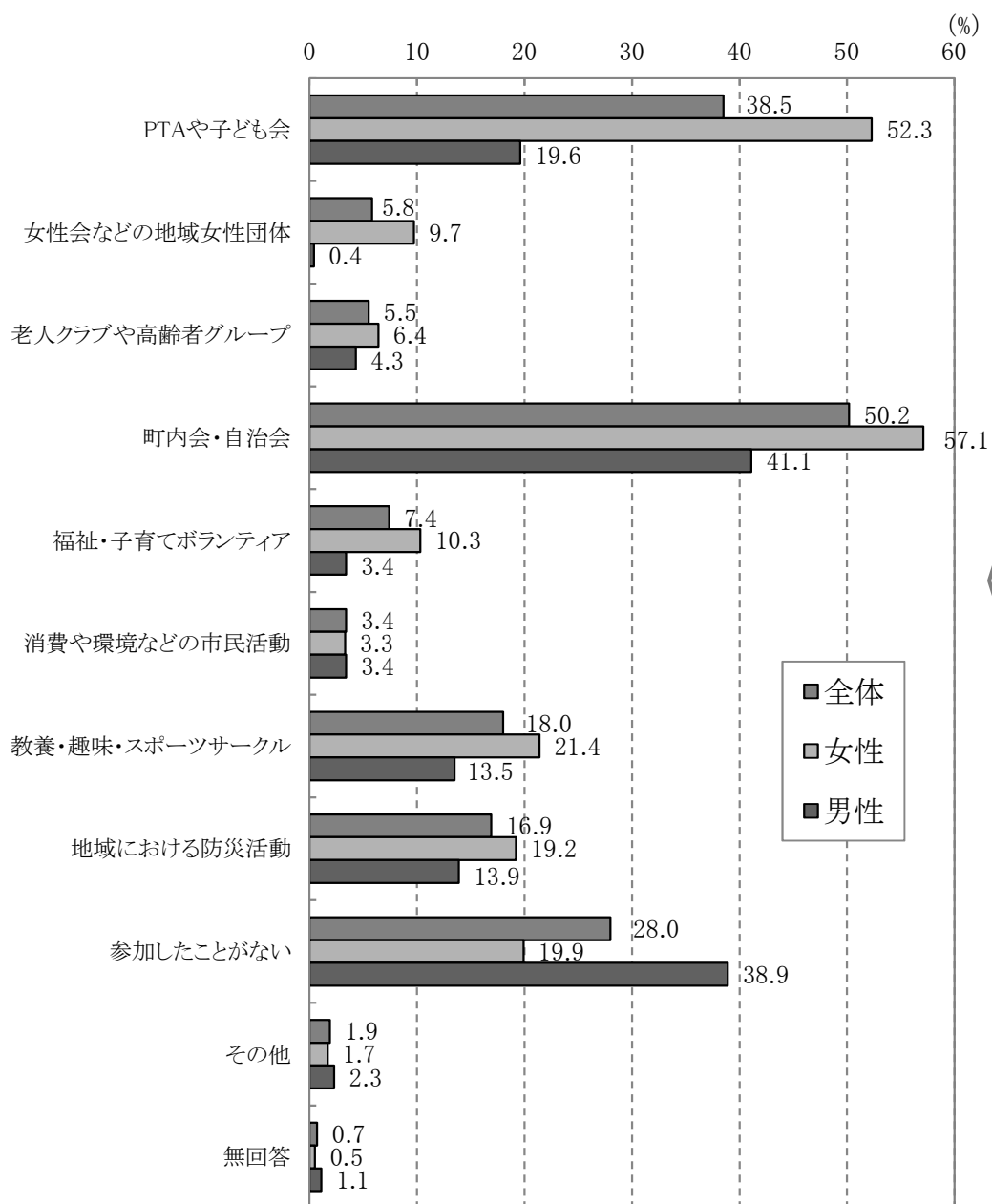
夫の家事等の時間は少なく、妻の4時間23分に対して、夫は41分です。

●夫が有業で妻が無業の世帯



平成28年 社会生活基本調査（総務省）

図表 4 5 地域活動への参加経験（名古屋市）



地域活動への参加は、全体として男性より女性の方が参加している人の割合が高く、また、参加している人の多い活動は、「町内会・自治会」次いで「PTAや子ども会」です。

令和元年度 第9回男女平等参画に関する基礎調査（名古屋市）

資 料

- ・ 男女平等参画に関する取組みの年表

男女平等参画に関する取組みの年表

年	世界	日本	名古屋市
2011（平成 23）			・「名古屋市男女平等参画基本計画 2015」策定 ・DV被害者支援ニーズ調査の実施
2012（平成 24）			・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）」策定 ・男女施策の総合的な拠点施設に係る他都市調査
2013（平成 25）		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護（等）に関する法律の一部を改正する法律」公布	
2014（平成 26）		・男女雇用機会均等法改正 ・次世代育成支援対策推進法改正(10 年間の延長) ・パートタイム労働法の改正	・男女平等参画推進センター(つながれっと NAGOYA)が女性会館に移転、共通愛称（イーブルなごや）として開館 ・「名古屋市総合計画 2018」策定 ・第 8 回男女平等参画基礎調査の実施 ・男女平等参画に関する大学生の意識調査の実施（～平成 27 年。イコールなごや事業を兼ねる）
2015（平成 27）	・「第 59 回国連婦人の地位委員会(北京+20)」開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定 ・「第 4 次男女共同参画基本計画」策定	・第 7 期名古屋市男女平等参画審議会「『次期男女平等参画推進基本計画』(仮称)の策定に向けて」答申
2016（平成 28）			・「名古屋市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定 ・「名古屋市男女平等参画基本計画 2020」策定 ・「名古屋市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」策定 ・イコールなごやを女性活躍推進法に定める「協議会」に位置づけ ・女性の活躍推進に係る企業アンケートの実施 ・セクシュアル・マイノリティ調査の実施（市政アンケート）
2017（平成 29）			・女性の活躍、ワーク・ライフ・バランスを推進する「名古屋モデル」の構築
2018（平成 30）			・性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）など性別にかかわる市民意識調査の実施
2019（令和元）			・第 9 回男女平等参画基礎調査の実施
2020（令和 2）			・第 9 期名古屋市男女平等参画審議会「次期『男女平等参画基本計画』の策定に向けて」答申

名古屋市男女平等参画基本計画 2020 の推進状況(令和 2 年度) について皆さんのご意見を募集します。

名古屋市では、平成 28 年 3 月に「名古屋市男女平等参画基本計画 2020」を策定し、すべての市民が性別にかかわらず、いきいきと活躍することにより、安心して豊かに暮らせる社会の実現を目指して事業に取り組んでおります。

このたび、男女平等参画推進なごや条例第 9 条の規定により、毎年度作成することとしている推進状況報告書について取りまとめ、公表しますので、ぜひ、皆さんのご意見をお寄せください。

推進状況の冊子の主な配布・閲覧場所

- ・市民情報センター（市役所西庁舎 1 階）
- ・各区情報コーナー・支所
- ・市公式ウェブサイト (<http://www.city.nagoya.jp>)
 トップページ > 市政情報 > 男女平等参画・人権・市民参加 > 男女平等参画
 > 名古屋市男女平等参画基本計画 2020

意見の提出方法

郵送（消印有効）、ファックス、電子メール
※様式は自由です。

意見募集締切

令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

意見の提出先・問い合わせ先

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室（市役所本庁舎 5 階）

- ・住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
- ・電話 052-972-2234
- ・ファックス 052-972-4206
- ・電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

「名古屋市男女平等参画基本計画２０２０推進状況報告書（令和２年度事業実績）」
についての意見

き
り
と
り

名古屋市男女平等参画基本計画 2020
推進状況報告書
令和2年度事業実績
男女平等参画白書(令和3年度版)

令和4年1月

〒460-8508
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進室
電話 (052) 972-2234
FAX (052) 972-4206
電子メール a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

名古屋市男女平等参画基本計画 2020 の推進状況（令和 2 年度）
について皆さまのご意見を募集します。

詳細は、本誌 75 ページをご覧ください。